

ASEAN 諸国および日本における 中小企業施策

平成 19 年 3 月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

はじめに

多くの国々において、中小企業が国民経済に寄与する役割は高く評価されており、中小企業を創出・支援するための施策は各国が実施する経済政策や産業政策などのなかでも重要な位置を占める。ASEAN 諸国においても例外ではなく、各国は中小企業の育成発展に取り組んでいる。本報告は、ASEAN 加盟各国の中小企業施策の取り組み状況を明らかにすることを目的としている。本調査書は次の2部より構成される。

第Ⅰ編では、ASEAN 加盟 10 カ国の中小企業に係わる施策に関して基礎資料を収集し、それらをもとに中小企業の定義、根拠法、中小企業白書（年次報告書）の有無などの概要をできる限り明らかにするよう努めた。

1. インドネシア
2. マレーシア
3. フィリピン
4. シンガポール
5. タイ
6. ブルネイ
7. ベトナム
8. ラオス
9. ミャンマー
10. カンボジア

ASEAN 諸国の中小企業施策の実情については、財団法人 海外貿易開発協会のバンコク事務所が事務局をしている日本・ASEAN 経済産業協力委員会における中小企業作業部会などを通じて、各国の協力を得ながら内容を充実していくことが必要である。

第Ⅱ編は「中小企業促進のための法制基盤」である。本論文は日本における中小企業施策の経験・ノウハウの中から、中小企業振興を講じようとしている諸外国の参考に供することができる情報を提供する目的でまとめられている。

執筆は神戸大学大学院国際協力研究科の金子由芳教授の協力を得た。

[禁無断転載]

ASEAN 諸国および日本における中小企業施策

発行日 平成 19 年 3 月

編集発行 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

Tel: (03)5470-2375 Fax: (03)5470-2376

URL: <http://www.smrj.go.jp>

目 次

第 I 編 ASEAN 諸国の中小企業施策

第 1 章	インドネシアの中小企業施策	1
第 2 章	マレーシアの中小企業施策	7
第 3 章	フィリピンの中小企業施策	18
第 4 章	シンガポールの中小企業施策	26
第 5 章	タイの中小企業施策	39
第 6 章	ブルネイの中小企業施策	59
第 7 章	ベトナムの中小企業施策	61
第 8 章	ラオスの中小企業施策	71
第 9 章	ミャンマーの中小企業施策	73
第 10 章	カンボジアの中小企業施策	75
参考資料一覧(第 1 章～第 10 章)		79
第 11 章	ASEAN 諸国の投資促進機関	81
第 12 章	ASEAN 諸国の貿易振興機関	87
附表 : ASEAN Statistical Yearbook 2005 年版統計から		91
ASEAN 諸国の中小企業施策の総括表		93

第Ⅱ編 日本の中小企業施策

第1章 中小企業促進のための法制基盤

1. はじめに	123
1-1. 目的	123
1-2. 中小企業法制の視座	124
2. 日本の中小企業政策の法制基盤の経緯	126
2-1. 明治～戦前	126
2-2. 戦後：経済民主化の志向	127
2-3. 高度成長期：産業政策の時代	127
2-4. 高度成長の終焉：政策誘導の時代	128
2-5. 概括	129
3. 中小企業法制基盤の全体的把握	130
3-1. 中小企業の金融法制基盤	130
3-2. 中小企業のコーポレート・ガバナンス	131
3-3. 中小企業の産業組織と競争法制	133
3-4. 中小企業の技能形成と労働法制	135
3-5. 中小企業の貿易対応	136
4. 国際的な中小企業政策方針の動揺	137
4-1. 国際機関の制度モデルの傾向	137
4-2. 体制移行諸国の教訓	139
5. 日本モデル再考	140
中小企業関連法制史	142
参考文献	144

第 編 ASEAN 諸国の中小企業施策

第 1 章 インドネシアの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

工業大臣令 37/M-IND/PER/6/2006 によれば、小企業とは工業分野において事業活動を行い、事業場所となる土地・建物を除いた投資額が 2 億ルピア以下の企業である。

中企業とは工業分野において事業活動を行い、事業場所となる土地・建物を除いた投資額が 2 億ルピアより多く 100 億ルピア以下の企業をいう。

また、協同組合・中小企業省の従業員数による定義では大規模企業 100 人以上、中規模企業 20～99 人、小規模企業 0～19 人である。

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

中小企業関連統計

(1) 製造業分野における中小企業数

インドネシアの製造業分野における中小企業数の推移は下表のとおりである。

ただし、この統計でいう規模の基準は従業員数で

大規模企業	100 人以上
中規模企業	20 人から 99 人
小規模企業	10 人から 19 人である。

2004 年時点における製造業は約 274 万社で、99.97%が 100 人を満たない企業で占めている。

中規模企業、小規模企業と分けても、10 人から 19 人以下の小規模企業が全体の 99.58%を占めている。

小規模企業は 2001 年以降連続 4 年間、増加している。中規模企業も同様の結果となっている。

インドネシア製造業企業数の推移(1997年～2004年)

(単位：社)

年	大規模企業		中規模企業		小規模企業		中小合計		合計
		シェア (%)		シェア (%)		シェア (%)		シェア (%)	
1997	694	0.02	10,495	0.37	2,817,379	99.60	2,827,874	99.98	2,828,568
1998	631	0.03	9,545	0.45	2,104,856	99.52	2,114,401	99.97	2,115,032
1999	665	0.03	10,058	0.40	2,526,163	99.58	2,536,221	99.97	2,536,886
2000	686	0.03	10,391	0.40	2,609,801	99.58	2,620,192	99.97	2,620,878
2001	516	0.02	7,816	0.31	2,551,347	99.67	2,559,163	99.98	2,559,679
2002	517	0.02	7,830	0.31	2,556,093	99.67	2,563,923	99.98	2,564,440
2003	710	0.03	10,753	0.40	2,700,769	99.58	2,711,522	99.97	2,712,232
2004	719	0.03	10,881	0.40	2,732,977	99.58	2,743,858	99.97	2,744,577

(注) ここでの企業規模の定義は従業員数による。

大規模企業 100人以上、中規模企業 20人～99人、小規模企業 0人～19人。

(出典) 協同組合・中小企業省

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

小企業法

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

工業省中小企業総局および協同組合・中小企業省

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

今回調査では不明

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

今回調査では不明

1-7 その他

今回調査では不明

2-1 金融 - 融資・投資・出資・信用保証・その他

インドネシア信用保険公社・中小企業開発公社・インドネシア信用保証会社

2-2 税制 - 設備投資・事業承継・技術開発・その他

今回調査では不明

2-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 - 情報提供・人材育成・研修・環境対策・その他

工業省・中小企業総局及び教育訓練センターを中心として中小企業人材育成委員会が設置された。更に、中小企業人材育成クリニックが設置された。今後、中小企業人材育成センターの設立を目指す。工業省が中小企業診断制度導入のためのチームとセンターを設立した。民間セクターによる人材育成の強化がなされ、一例としてインドネシア金型工業会が2006年2月に創設された。

2-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 - 研究開発技術支援・IT対応への支援・産学官連携支援・販路開拓支援・新分野進出支援・ISO認定取得支援・中小商業新興政策・下請企業振興政策・その他

一連の裾野産業振興(SIP)プログラムの実施として、工業省と商業省(SIPチームと共同)は、ジャカルタでの逆見本市を開催した。

政府内での政策調整の強化のため経済担当調整大臣府により国家貿易投資促進チーム(PEPI)が設置された。

**2-5 創業・ベンチャー支援 - 創業支援・ベンチャー育成・ベンチャーキャピタル支援・
税制・ベンチャー向け証券市場の整備・その他**

今回調査では不明

**2-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 - 下請代金支払遅延等防止法・小
売商調整対策・分野調整・官公需・裁判外紛争処理・その他**

今回調査では不明

**2-7 地域中小企業政策 - 伝統、地場産業に対する振興・産業集積、クラスターに関する
形成と基盤強化に対する支援・街づくり、地域おこしに対する支援・NPO 支援・そ
の他**

クラスター振興については2005年7月に発表された工業政策の中でクラスター概念を
確定し、10分野を2005年から2009年の優先開発分野に設定した。

実施機関は協同組合・中小企業省、工業省、経済担当調整大臣府、国家開発企画庁であ
る。今後の計画として政策の継続的な実施と見直しが求められる。

工業省がマーケティング、デザイン、包装技術に関するインドネシア中小企業向けのキ
ャパシティブルディングを行った。

2-8 中小企業の国際化支援 - 海外投資支援・貿易の振興・情報提供・その他

世界市場における輸出工業製品競争力の分析については、商業省、インドネシア商工会
議所、ジェットロにより調査チームが設置され、報告書を2006年3月に商業省に提出。

貿易振興機関については第12章を参照。

2-9 中小企業に関する雇用・労働対策 - 雇用上の特例・その他

今回調査では不明

2-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 - 商工会議所・協同組合・ネットワーク支援・その他

インドネシア商工会議所等が競争力強化や裾野産業の振興などに取り組んでいる。

2-11 小規模企業対策

今回調査では不明

2-12 マイノリティー・女性に関する支援

今回調査では不明

2-13 セーフティーネット - 倒産防止・会社更生・災害対策・その他

今回調査では不明

2-14 その他 - 当該国において、特筆すべき対策

2006年のインドネシアにおける中小企業の現状は、中小企業の太宗を占める製造業において、中小企業は全体の99.98%であり、従業員数0人～19人の「小規模企業」だけでも、99.6%にもなる。

通貨危機直後の1998年には小規模企業71万社、中規模企業の1,000社が倒産した。1999年11月、インドネシアのワヒド大統領訪日の際に当時の深谷通産大臣に対して中小企業政策に関するハイレベル・アドバイザーの派遣要請があり、小淵総理大臣はワヒド大統領に対し、浦田早稲田大学教授をヘッドとした中小企業庁や政府系金融機関などの専門家からなる支援チームを派遣する旨約束をした。

約束に基づき2000年7月26日、中小企業政策提言(「浦田レポート」)が提出された。2001年8月、メガワティ政権が発足し、2004年10月にはユドヨノ政権が発足している。日本は引き続き、金融、経営・技術、裾野産業振興などの分野において、制度構築、人材育成を中心とした支援を以下のように実施している。

< 金融支援 >

- ・ 信用保証機関の業務改善【(財)海外貿易開発協会(JODC)専門家(2000)】他

< 経営・技術支援 >

- ・ 中小企業人材育成計画調査【(独)国際協力機構(JICA)(2003年9月~2004年5月)】
他

< 輸出振興・裾野産業等育成支援 >

- ・ 自動車産業巡回指導【JODC&JETRO 専門家(2001年8月~)】
- ・ 地方拠点振興プログラム【JETRO 専門家(2003年9月~)】他

現在実施中の中小企業支援協力は以下の通りである。

- ・ 中小企業診断制度構築事業
中小企業関係の政府職員の能力向上研修に日本の中小企業診断士のノウハウを活用した。2006年4月~10月で職員100人に対する研修を実施。【JICA】
- ・ 中小企業人材育成計画調査
中小企業に対する研修プランを日本の協力で作成した。現在モデル研修を実施中。
【JICA】

インドネシアにとって、中小企業振興は失業対策として重要である。失業対策・失業率の低減はユドヨノ大統領の公約であり、2009年までに、年間300万人と言われる雇用を吸収、完全失業率を5.1%まで低下させることが目標である。

第2章 マレーシアの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

National SME Development Council の Small and Medium Enterprise Annual Report 05 によれば、小企業の定義は製造業では年間販売額(Annual Sales Turnover)が 25 万～1000 万リンギ未満または、従業員数は 5～50 人。サービス業では年間販売額が 20 万～100 万リンギ未満または、従業員数は 5 人～19 人である。

中企業の定義は製造業では年間販売額が 1000 万～2500 万リンギまたは、従業員数が 51～150 人。サービス業では年間販売額が 100 万～500 万リンギまたは、従業員数が 20 人～50 人である。なお、小企業の下位に零細企業が定義されている。

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

Small and Medium Enterprise Annual Report を National SME Development Council が発行している。

中小企業関連統計

1) 中小企業数

マレーシアにおける中小企業数は下表のとおりである。

製造業、非製造業、農業を合計すると、518,996 社。どの業種も 9 割台にある。

製造業(37,866 社)のうち、最多である業種は繊維・アパレル製造業で、次いで食品・飲料製造業である。

サービス業(44 万 9,004 社)のうち、約 7 割を占めるのが流通業である。

マレーシアの中小企業

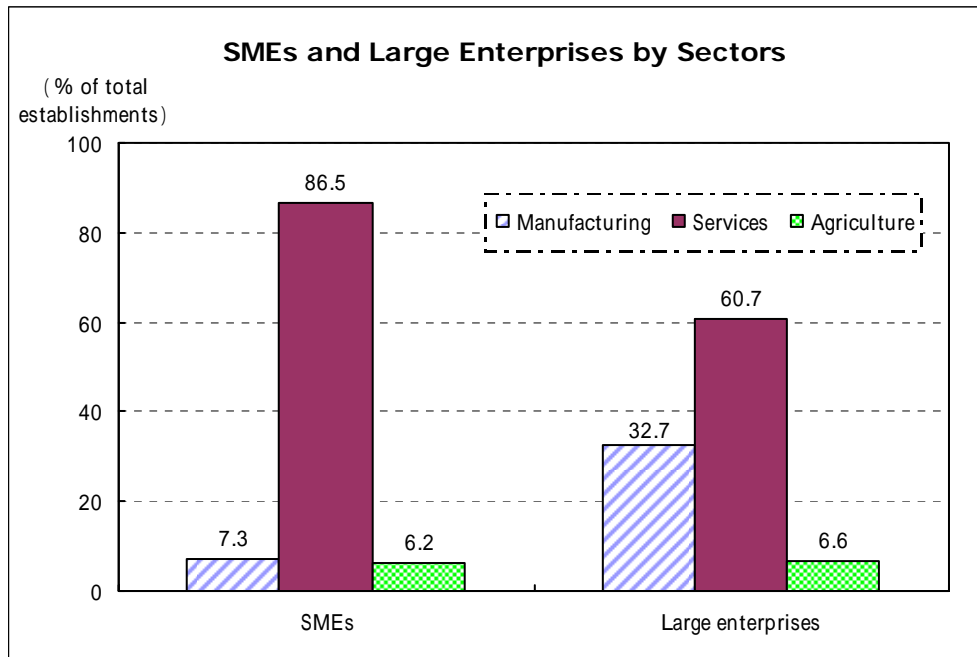
中小企業数	全事業所設立数	うち中小企業数	中小企業の割合	シェア (%)
製造業	39,219	37,866	96.6	100.0
うち繊維アパレル	8,855	8,779	99.1	23.2
うち食品・飲料	5,804	5,664	97.6	15.0
うち金属・同製品	4,809	4,686	97.4	12.4
うち印刷・広告	3,549	3,483	98.1	9.2
サービス業	451,516	449,004	99.4	100.0
うち流通業	312,245	311,234	99.7	69.3
うち運輸・通信	28,231	27,980	99.1	6.2
うち金融仲介業	19,291	19,108	99.1	4.3
農業	32,397	32,126	99.2	

(注)シェアはそれぞれの業種

(出所)IMP3(2006.11.14付通商弘報)

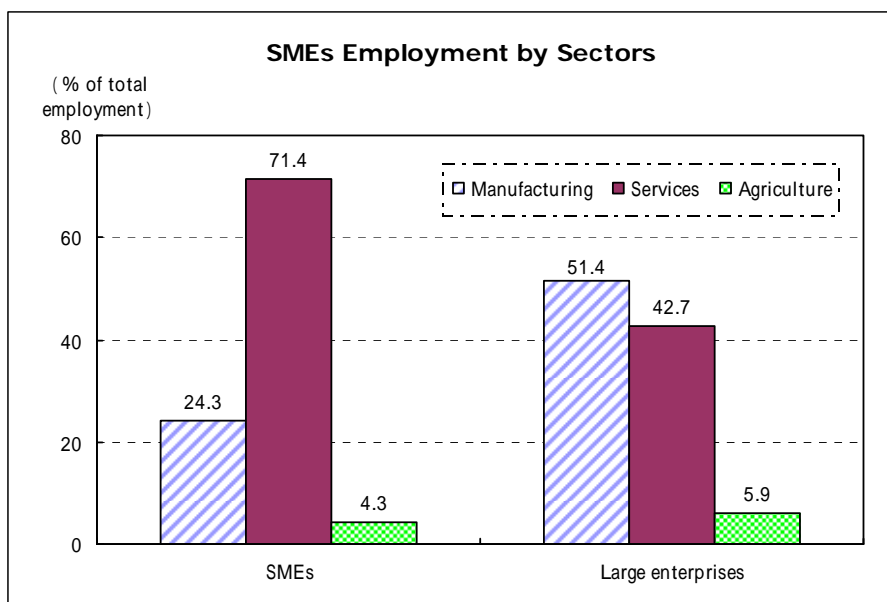
〔中小企業数の業種別割合〕

マレーシアの中小企業白書 [“Small and Medium Enterprise(SME) Annual Report“] 2005年版によると、マレーシアの中小企業を事業者数を業種別にみると、サービス業が86.5%を占め、製造業は7.3%に留まっている(下図参照)。



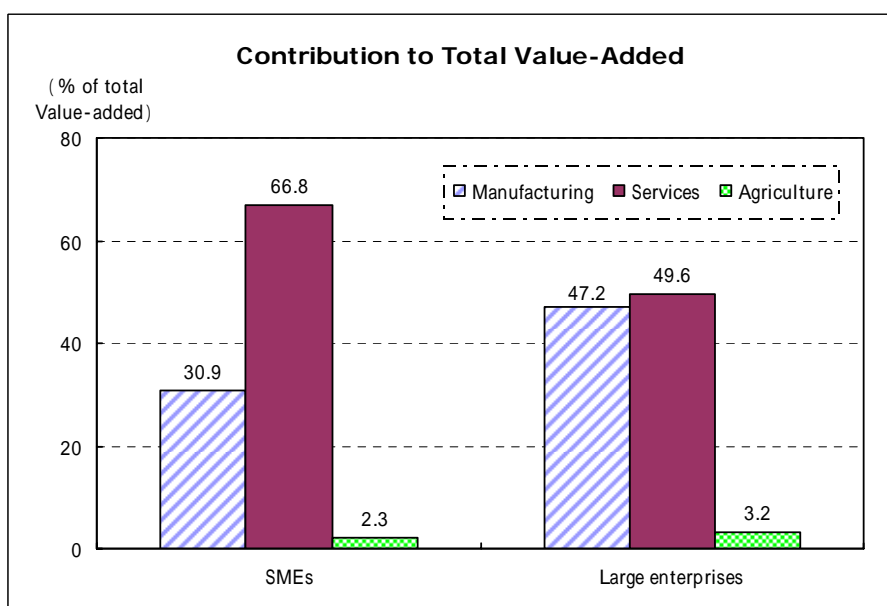
〔中小企業の雇用者数の業種別割合〕

マレーシアの中小企業白書 [“Small and Medium Enterprise(SME)Annual Report“] 2005年版によると、マレーシアの中小企業の雇用者数を業種別にみると、サービス業が71.4%を占め、製造業は24.3%である(下図参照)。

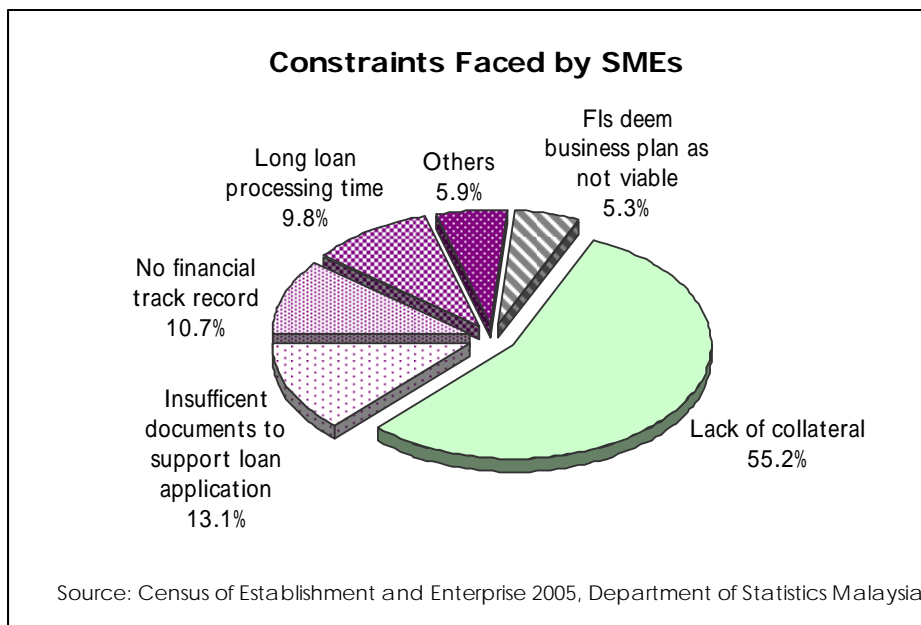


〔中小企業の雇用者数の業種別割合〕

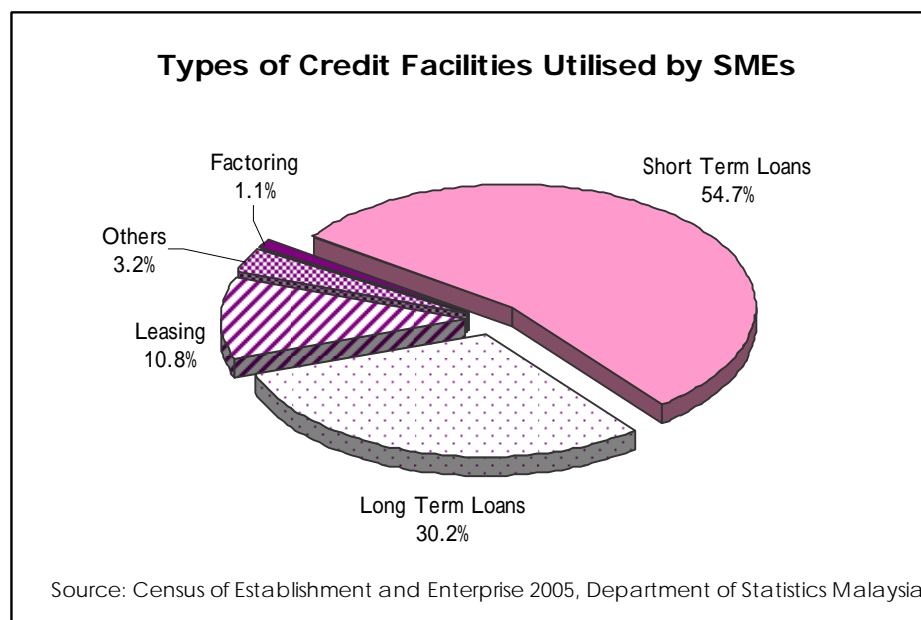
マレーシアの中小企業白書 [“Small and Medium Enterprise(SME) Annual Report “] 2005年版によると、マレーシアの中小企業の付加価値額を業種別にみると、サービス業が66.8%を占め、製造業は30.9%である(下図参照)。



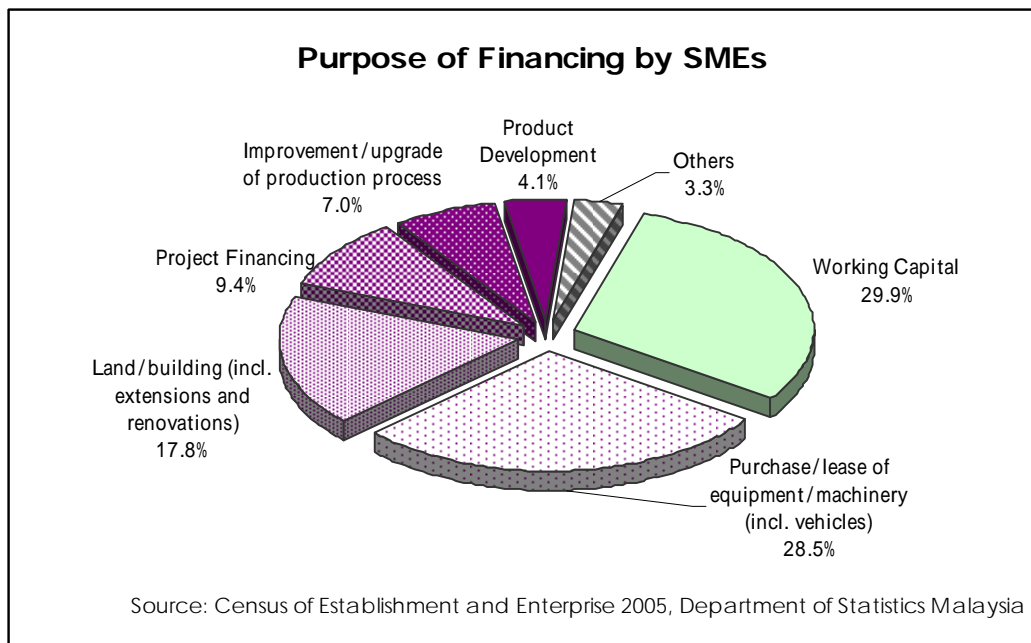
マレーシアの中小企業白書 [“Small and Medium Enterprise(SME) Annual Report“]
 2005 年版によると、中小企業が直面している問題は担保物件の不足で 55.2%に達する。



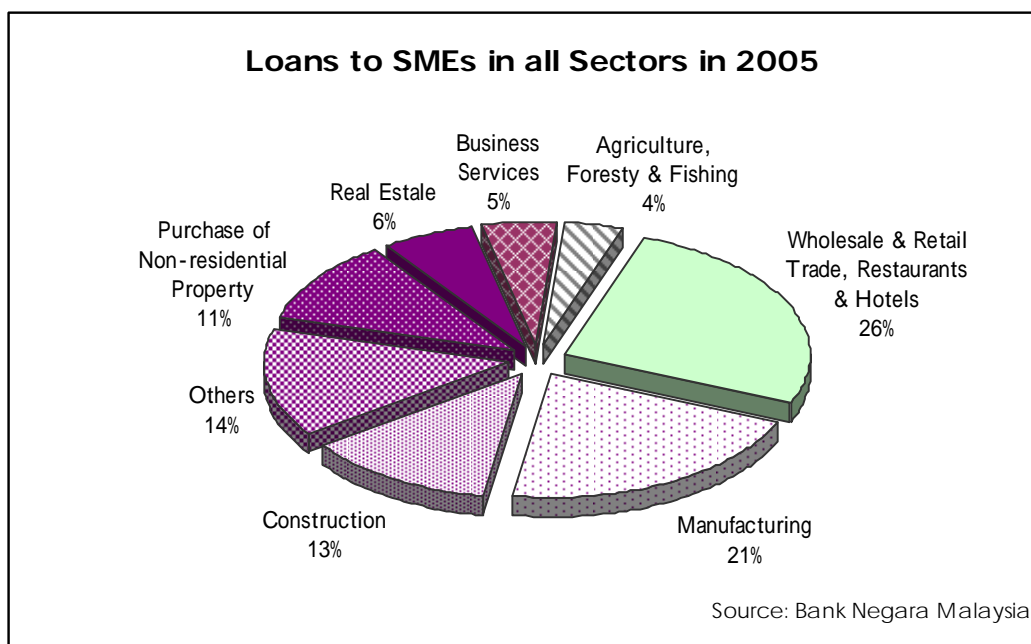
マレーシアの中小企業白書 [“Small and Medium Enterprise(SME) Annual Report“]
 2005 年版によると、中小企業が利用するローンなどは次のようになる。



マレーシアの中小企業白書 [“Small and Medium Enterprise(SME) Annual Report “]
 2005 年版によると、中小企業による資金目的は運転資本(29.9%)や設備・機械類の購入、
 リース(28.5%)などである。



マレーシアの中小企業白書 [“Small and Medium Enterprise(SME) Annual Report“]
 2005 年版によると、全産業分野における中小企業への貸付けは次の通りである。



1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

会社法

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

1992年に国家開発委員会のガイドラインのもと財務省、通商産業省、人的資源省、科学技術環境省、総理府の5省庁が中心的な実施主体となり、中小企業政策が本格化した。中小企業支援には少なくとも12の省庁と40の政府系機関が関与している。

製造業については通商産業省と1996年に設立された下部組織である中小企業開発公社(Small and Medium Industries Development Corporation: SMIDEC)が中心となって関与している。

通商産業省の管轄下の組織だけでも中小企業開発公社など5つある。中小企業開発公社がコーディネートするのは9省庁、22機関。中小企業政策は大きく二つに分けられる。各種の優遇措置と中小企業プログラムである。

また、2004年6月にSMEs振興政策を強化するために、国家中小企業開発会議(National SME Development Council, NSMEDC)を開設した。同会議の議長はアブドラ首相が務める力の入れ方であり、国家のSMEs政策支援プログラムの政策の方向性を決め、効果的にSMEs政策が実施されているかを確認することを任務としている。事務局はバンクネガラ(マレーシア中央銀行、Bank Negara Malaysia, BNM)におかれている。

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

NSMEDCに提出された2006年1月～11月の実績報告によれば、同年SMEs支援策は28万7,000のSMEsを対象とし、予算額78億リングを配賦し、213の基幹プロジェクトが実施された。支援目的はSMEsの経営資源の拡大と経営力の強化(capability and capacity)におかれた。特に起業家精神の育成強化、販売促進強化、製品開発能力の向上、技術力の強化を図ることを目的とした。

同年の支援策の大きな特徴は、女性起業家の育成と若年者の技術訓練に重点が置かれたところにある。

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

今回調査では不明

1-7 その他

特記事項なし

2-1 金融 - 融資・投資・出資・信用保証・その他

ローン・信用保証について政府は政府系銀行を通じて 16 種類にのぼる基金を用意している。そのほかに中央銀行による市中銀行への指導、政府系企業による信用保証などがある。

SMEs が金融支援を受けるアクセスとして、中小企業基金(Fund for Small and Medium Industries)、新企業家基金(New Entrepreneur Fund)や海外市場開拓を目的とした特別海外プロジェクト融資基金(Special Fund for Overseas Project Financing)などの整備が進められた。さらに、輸出入銀行(EXIM Bank)による新規市場開拓融資や特に農業部門におけるベンチャー・キャピタル基金(Venture Capital Fund)が創設され、バンクネガラ(中央銀行)、中小企業銀行や商業銀行などから資金が融資された。

2-2 税制 - 設備投資・事業承継・技術開発・その他

税制上の優遇措置には法人税の免除や投資税額控除などが含まれる。ただし、一般の企業にも適用される。

補助金にも一般企業向けと共通のもの(技術獲得基金、商業化および R&D 基金)が含まれるが、中小企業向けでは産業技術支援基金、技能向上基金、E-コマース補助、工場監査スキームなどがある。

特に 1990 年に創設された産業技術支援基金が重要である。また技能向上基金は類似の補助が人的資源省にもある。

後述(2-4)の VDP が通商産業省から企業家開発省(現：企業家・協同組合開発省)に移管されたのち、通商産業省は独自に VDP と同様のプログラムを開始。新たに税制上の優遇措置を導入し、アンカー企業(育成を支援する企業)にもメリットのあるものとなった。

2-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 - 情報提供・人材育成・研修・環境対策・その他

SMIDEC(Small and Medium Industries Development Corporation)はアドバイザー・サービスを提供している。加えて、産業関連プログラム(Industrial Linkage Programme, ILP)やビジネス・マッチング拡大プログラムなどを提供している。

2-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 - 研究開発技術支援・IT 対応への支援・産学官連携支援・販路開拓支援・新分野進出支援・ISO 認定取得支援・中小商業新興政策・下請企業振興政策・その他

Vendor Development Programme(VDP)とは大企業と中小企業のリンケージを拡大するために導入された政策であり、対象はブミプトラ企業である。

1988 年のプロトン社によるベンダー(下請け)育成から始まり、ブミプトラ中小企業からの調達を促進するものである。その後、1992 年から電機メーカー2 社による同様のプログラムも開始された。以上の3 社のプログラムについては政府からの融資が得られた。

1993 年以降、日系企業を中心とした外資系企業や地場企業がアンカー企業(育成を支援する企業)となったがこれ以降、民間の銀行が融資を担当することとなった。

VDP は当初通商産業省の管轄下にあったが1995 年、企業家開発省の発足に伴い、同省に移管された。その後、産業の対象は製造業のみでなく、あらゆる産業に拡大した。

2-5 創業・ベンチャー支援 - 創業支援・ベンチャー育成・ベンチャーキャピタル支援・税制・ベンチャー向け証券市場の整備・その他

特に農業部門における Venture Capital Fund が創設されている。

2-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 - 下請代金支払遅延等防止法・小売商調整対策・分野調整・官公需・裁判外紛争処理・その他

今回調査では不明

2-7 地域中小企業政策 - 伝統・地場産業に対する振興・産業集積、クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援・街づくり、地域おこしに対する支援・NPO 支援・その他

インフラ開発補助を受けて 1991 年から 2000 年にかけて九つの中小企業用の工業団地が建設されている。これらの工業団地では中小企業が共通して使用できる施設(製品試験など)を併設。

Global Suppliers Program(GSP)は 1998 年にペナン州で始まった。州内に立地する多国籍企業と地場の中小企業との間で戦略的パートナーシップを確立することが目的。

1989 年に設立された Penang Skills Development Center が中核となり、多国籍企業と協力し、3 段階の研修を提供し、併せて多国籍企業が特定の地場産業を育成するという二つのプログラムを含む。

GSP はその後、1999 年に中小企業開発公社の管轄となり、他州へと拡大している。

2-8 中小企業の国際化支援 - 海外投資支援・貿易の振興・情報提供・その他

貿易振興機関については第 12 章を参照。

2-9 中小企業に関する雇用・労働対策 - 雇用上の特例・その他

今回調査では不明

2-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 - 商工会議所・協同組合・ネットワーク支援・その他

民族、業種でまとまった 5 つの「商工会議所」が別個に存在しており、形式上これを統括する組織として全国商工会議所(NCCIM)が存在する。

傘下にある 5 つとは、マレー人商工会議所、華僑商工会議所、印僑商工会議所、国際商工会議所、製造業者連盟である。

JICA の商工会議所職員研修事業に参加している商工会議所が多い。それ以外のドナー支援となると圧倒的に製造業者連盟に集中している。

JETRO が電子電機分野の長期専門家を派遣している。欧州諸国からの技術協力も盛んである。

2-11 小規模企業対策 - 小規模企業対策

今回調査では不明

2-12 マイノリティー・女性に関する支援

今回調査では不明

2-13 セーフティーネット - 倒産防止・会社更生・災害対策・その他

今回調査では不明

2-14 その他 - 当該国において、特筆すべき対策

マレーシアの SMEs が抱える問題としては、日本と同様に 人材不足、資金力不足、技術開発力不足が指摘されている。また、SMEs の自立を促進するために自社ブランドをもつことが強調されている。このためマレーシアでは近年、産業構造の高度化を図り、K(知識集約)産業を育てていくために、SMEs 振興政策が活発に行われているが、多民族国家であるマレーシアの SMEs 政策の大きな特徴は、SMEs 政策とブミプトラ政策が二人三脚で実施されていることにある。

SMEs 振興政策の中で金融支援策における大きな特徴は、すべての商業銀行は SMEs 部門(division)とブミプトラ開発ユニット(Bumiputera Development Unit)を設置し、SMEs の融資斡旋に関する情報提供を行っていることである。特に、中国人と比較してブミプトラとりわけマレー人の企(起)業家精神が脆弱であるため、SMEs 振興策の狙いはマレー人を軸としたブミプトラ商工会(BCIC)の形成にあることである。

また、信用保証公社(Credit Guarantee Corporation Berhad, CGC)とイスラム金融機関(Islamic Financial Institutions)が戦略的連携を行い、イスラム・マネーを SMEs 政策に積極的に活用することを進めることとなった。イスラム金融では融資するにあたり、担保物件を取ることが一般的な商習慣となっており、CGC との戦略的連携プレーが実行に移されれば、担保力に乏しい SMEs の資金調達力を補強する効果が期待されている。

ブミプトラ政策は周知の通り、1969年5月13日のマレー人と中国人の人種暴動を契機に、それまでのレッセフェール政策(初代ラーマン首相の民族融和政策)を改め、ブミプトラとりわけマレー人を優先する政策を意味する。その主要内容は 民族に関係なく貧困所

帯の除去、 民族間および地域間の経済格差を縮小し、民族間の経済機能の固定化を解決するための社会構造を再編することにある。

国連が、LDC であるにもかかわらず、マレーシアが 1 日 1 ドルあたりで生活する絶対的貧困層を短期間に大幅に減少させることに成功した国であると評価したように、貧困所帯の除去には成功を収めている。また、マレー人が農村から都市部に移り、雇用面では民族クォータを満足する状態となってきた。しかし、マレー人経営者や中間管理職の比率は、中国人と比較して大きく出遅れているのが現状である。このため、SMEs 振興策を実施することは、マレー人企業家と経営者の育成に焦点を当てることにほかならない。

しかし、ブミプトラ政策により、優先的にビジネス・ライセンス(business license)をマレー人に割り当てても、中国人ビジネスマンにそのライセンスを売却するか、リースするマレー人が圧倒的に多く、マレー人が直接手を出して、事業を軌道に乗せる成功例は数少ない。例えば、雑貨商店や屋台を出店するライセンスをマレー人に優先的に配分しても、自分で経営するマレー人は少なく、その経営者の大半は中国人で占められている。

マレー人は「ほどこし」を好むことを恥ずかしい行為と考える人生観を持っており、ライセンスのリースによる収入を生計の糧とすることを好む。こうした零細小企業であるマイクロ SMEs においても中国人がマレー人を凌駕しているのが現状である。マイクロ金融プログラムはバングラデシュで成功をみており、マレーシアでの試みは、零細小企業分野におけるマレー人の自立的経営を促すことを狙ったものでもある。

1990 年代に入り、特にアジア通貨危機以後、グローバル化によりブミプトラ政策の規制緩和が表面的に行われている。例えば、大学の入学における民族クォータ(割当)から一部メリットクラシー(能力主義)に移行しているとともに、マラ工科大学への非ブミプトラ入学定員枠の設置などが実行されている。

しかし、ブミプトラ政策の核心であるブミプトラ 30%資本所有比率は、これまで経済情勢により一時的に棚上げされたり、一部解除されたりすることがあったが、こうした措置は緊急避難的の一時的、例外的なものであり、30%比率を取りやめるとは一度も表明されたことはなく、ブミプトラ 30%資本所有比率を達成するまで、この政策目標が取り下げられることがないといえる。

規制緩和が進んでいるとはいえ、「ブミプトラ資本所有比率 30%はブミプトラ政策の象徴的な存在」である。

マレーシアの SMEs 政策はブミプトラ政策と二人三脚で実施されているところに大きな特徴がある。SMEs 分野に限らず経済の全分野における中国人のビジネス活動とマレー人のそれを比較し、マレー人の生活水準と経済分野での活動は飛躍的に伸びたとはいえ、依然として格差は大きく存在し、マレー人が経営する SMEs の増加は大きな流れとなっていない。このため SMEs を振興することは、マレー人の経済活動への参加を一層促すことであり、この延長線上で考えれば、SMEs 政策はまさにブミプトラ政策が名称を代えて実施されていることにほかならない。

第3章 フィリピンの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・販売業・小売業・サービス業

小企業の定義は従業員数 10 名以上 100 名未満、土地を除く総資産額 300 万 0,001 以上 1,500 万ペソ。

中企業の定義は 100 名以上 200 名未満、1,500 万 0,001 以上 1 億ペソ。なお、業種による区分がない。小企業の下位にマイクロ企業が定義されている。

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

Small and Medium Enterprises Statistical Report

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

“Mana Carta for Small Enterprises”(小企業憲章 = 中小企業基本法に相当)は中小企業開発審議会設置、中小企業金融保証公社設立などを規定している。中小企業の定義もこの中で決められている。他にはバランガイ零細企業法(2002年11月制定)がある。バランガイとはフィリピンの地方行政を特徴づける固有の行政単位である。

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

Department of Trade and Industry(DTI 貿易産業省)の本省機構としては政策立案を担当する中小企業開発局(BSMED)とマーケティングを担当する国内商業局(BDT)がある。実際に政策を推進するのは各地域(16地域)総局とその下に各州(79州)に設置されているDTI支局であるが、これを管轄するのは、ROG(Regional Operation Group)である。

さらに、中小企業行政については中小企業開発審議会が小企業憲章に基づき設置されている。

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

今回調査では不明

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

中小企業センターは1996年以降各州毎に設置する方針で展開されている。その内のかなりのセンターがDTIの地方事務所に併設されている。それ以外は、地方の商工会議所、ないしは地方政府に置かれている。中小企業センターの主な機能は中小企業に対する情報の提供、プロジェクト・プログラムの実施である。

1-7 その他

特記事項なし

2-1 金融 - 融資・投資・出資・信用保証・その他

中小企業保証金融公社が役割を担う。また、DTI が主導した National SME Agenda と呼ばれる短・中期 SME 振興プログラムがある。その柱となったのが、SULONG と略称される金融プログラムで、政府系金融機関が総力を挙げて SME 金融に力を注ぐものである。

開発銀行、国土銀行、SB コーポレーション、Quedancorp(農業金融)、PhilExim(輸出金融)、NLSF の 5 機関が統一した申請様式で融資申請を受け付ける。

2-2 税制 - 設備投資・事業承継・技術開発・その他

今回調査では不明

2-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 - 情報提供・人材育成・研修・環境対策・その他

労働雇用省(DOLE)は TESDA と称する職業技術訓練施設を運営している。主業務は特定技術の訓練・指導や起業家育成プログラムもある。TESDA は全国各地に 64 ヶ所の訓練センターがある。

2-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 - 研究開発技術支援・IT 対応への支援・産学官連携支援・販路開拓支援・新分野進出支援・ISO 認定取得支援・中小商業新興政策・下請企業振興政策・その他

科学技術省(Department of Science and Technology)は技術分野での支援が中心であるが、これには設備更新に関わる融資プログラムも含まれる。

科学技術省では Set-Up の愛称で親しまれている SME 向けのサービスがある。Set-Up は Small Enterprises Technology Upgrading Program の略称である。

2-5 創業・ベンチャー支援 - 創業支援・ベンチャー育成・ベンチャーキャピタル支援・税制・ベンチャー向け証券市場の整備・その他

今回調査では不明

2-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 – 下請代金支払遅延等防止法・小売商調整対策・分野調整・官公需・裁判外紛争処理・その他

今回調査では不明

2-7 地域中小企業政策 – 伝統、地場産業に対する振興・産業集積、クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援・街づくり、地域おこしに対する支援・NPO 支援・その他

1991 年地方自治法により、一定の政府業務が地方自治体(LGU)に移管されている。その中には工業振興に関わる業務も含まれているが、LGU が独自の判断で予算をつけている分野は、道路などのインフラ整備や教育、医療などの分野が中心。

NGO が地方の零細企業に対して様々な支援活動を行っている。NGO の支援分野は技術分野での訓練、指導が多い。

外国ドナー機関の提供する支援を委託されて行うケースが多い。フィリピンの NGO の活動として金融を扱うものが多いことも特徴のひとつである。地方において零細企業との接点が多い NGO を貸付先の信用確認や、貸し付けた後の回収に活かそうとするものである。

2-8 中小企業の国際化支援 – 海外投資支援・貿易の振興・情報提供・その他

貿易振興機関については第 12 章を参照。

2-9 中小企業に関する雇用・労働対策 – 雇用上の特例・その他

今回調査では不明

2-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 – 商工会議所・協同組合・ネットワーク支援・その他

フィリピン商工会議所(PCCI)の中に SME 部会がある。中小企業担当副会頭のポストがある。中小企業の全国登録企業数は約 810,000 社であるが PCCI 会員数は全国で約 2 万 ~ 2 万 5,000 社である。うち PCCI 直属は 1,700 団体程度である。カナダ、ドイツによる機能

強化支援、事業支援、地方への直接支援も多い。JICA 等の研修もある。

2-11 小規模企業対策

フィリピン大学小規模企業研究所(UP-ISSI)は小規模企業研究所だが、1960年代半ばにオランダの技術援助プロジェクトとして始まった。10年後の1976年にISSIの活動の財政基盤を整備する目的もあり小企業 R&D 基金(SERDEF)という財団が設立された。両者は一体でSME開発に努力している。

主業務はSMEに関する調査・研究、起業家養成研修のカリキュラム作りと実施、コンサルテーションである。APECの場ではカナダとAPEC全域に通用するSMEカウンセラーの資格認定制度を構築している。

2-12 マイノリティー・女性に関する支援

労働雇用省(DOLE)が運営するTESDA(職業技術訓練施設)には「女性センター」が設置されている。

2-13 セーフティーネット - 倒産防止・会社更生・災害対策・その他

今回調査では不明

2-14 その他 - 当該国において、特筆すべき対策

2004年6月のアロヨ政権の10ポイントアジェンダの1つにSME向け融資の3倍増と100万~200万haの農地開発を通じて向こう6年間に600万人の雇用を創出するとある。

フィリピン統計局(National Statistics Office, 以下NSOと略す)のデータによると2001年現在、NSOが把握している事業所総数は81万1,592社、このうち総資産1億ペソ以上の大企業は2,958社に過ぎず、残りの80万8,634社が中小企業ということになる。

フィリピンの中小企業政策については、次の論文が詳しく記している。

坂本弘樹「フィリピンの中小企業振興と課題」(財)国際貿易投資研究所季刊58号、2004年

第4章 シンガポールの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

現地株主所有権 30%以上、固定生産資産(工場施設、機械類、設備といったネットの簿価)が 1,500 万 S\$以下。製造業の企業でなければ、労働者が 200 人以下。
(SPRING の英文及びに日本アセアンセンターの日本語訳を参照)

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

シンガポールの中小企業について調査した報告書(“SME Development Survey 2006”)によると、

CHARACTERISTICS OF RESPONDENTS

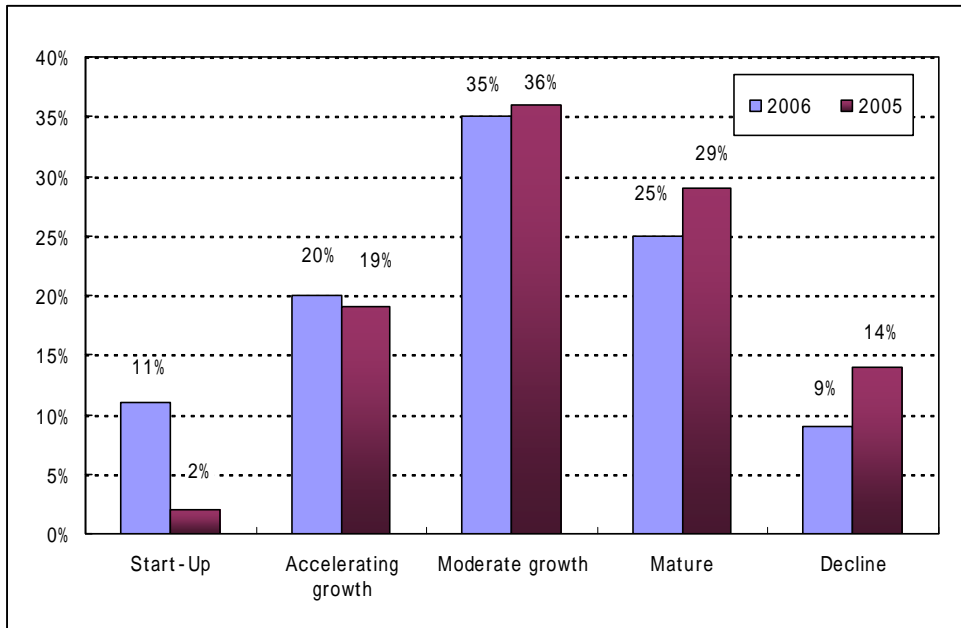
* Profile of Respondents

Respondents Breakdown by Paid-Up Capital

Paid-Up Capital	2006	2005	2004
\$2-\$50,000	18%	6%	9%
\$50,001 to \$0.5mil	53%	27%	41%
>\$0.5mil to \$1mil	6%	26%	20%
>\$1mil to \$2mil	13%	16%	14%
>\$2mil to \$5mil	5%	12%	9%
>\$5mil	5%	13%	7%
Total	100%	100%	100%

(Source) SME Development Survey 2006

Respondents Breakdown by Development Stages

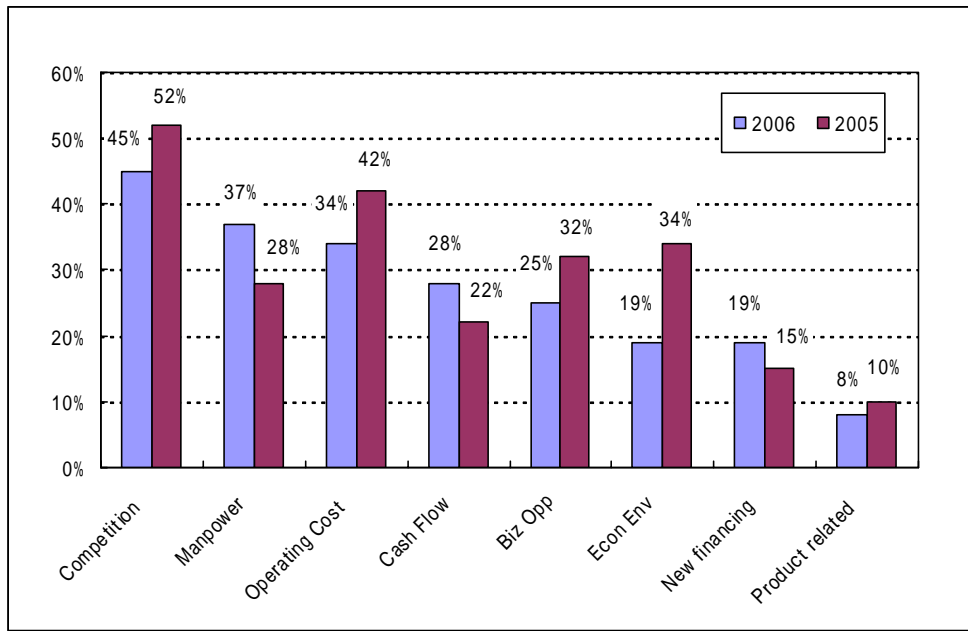


(Source) SME Development Survey 2006

SURVEY FINDINGS Challenges to Growth

*** Survey Findings Challenges to Growth**

Top 3 Most Selected Hindrance to Growth



(Source) SME Development Survey 2006

Development Stage	Top 1 Concern	Top 2 Concern
Start-up	Cash Flow (57%)	Business Opportunity (57%)
Accelerating Growth	Manpower (56%)	Competition (50%)
Moderate Growth	Competition (49%)	Manpower (45%)
Mature	Competition (53%)	Operating Cost (34%)
Decline	Competition (47%)	Operating Cost (45%)

(Source) SME Development Survey 2006

* Survey Findings Business Competition

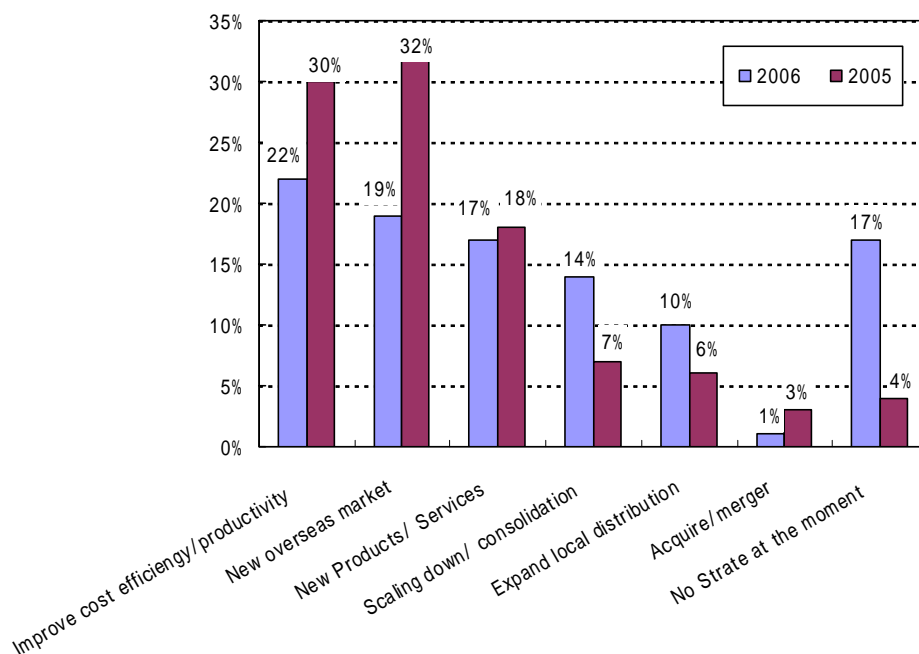
Top competition faced in Singapore	%
Local Competition	69%
Foreign Competition	37%
Do Not Face Any Competition	9%

Top competition faced in Overseas	%
With Local Competitors	17%
With Foreign Competitors from other Countries	48%

(Source) SME Development Survey 2006

Survey Findings Business Strategies

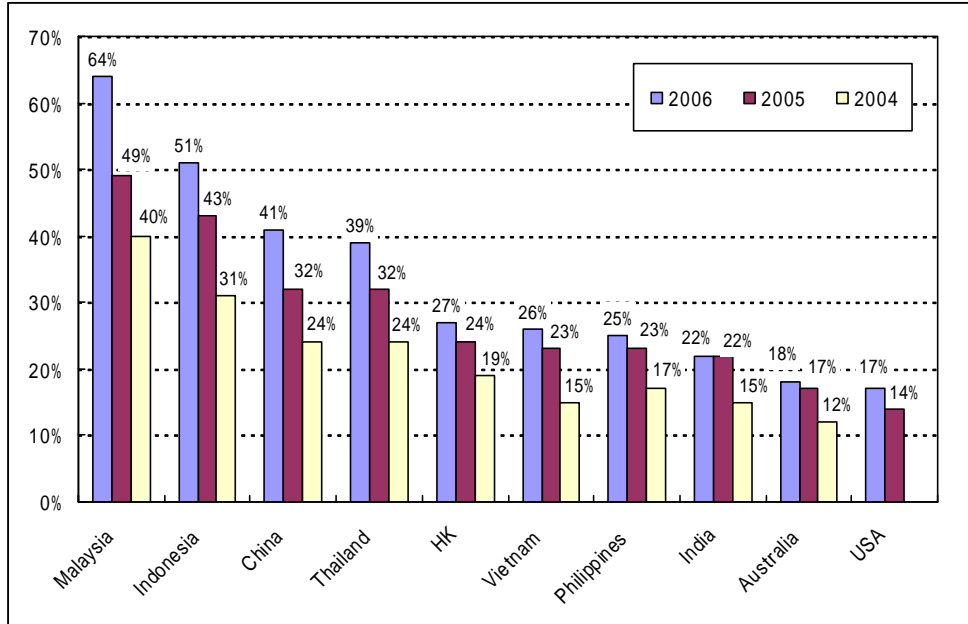
Key Business Strategy for Next 1-2 years



(Source) SME Development Survey 2006

SURVEY FINDINGS Overseas Challenges

Top 10 Overseas Countries

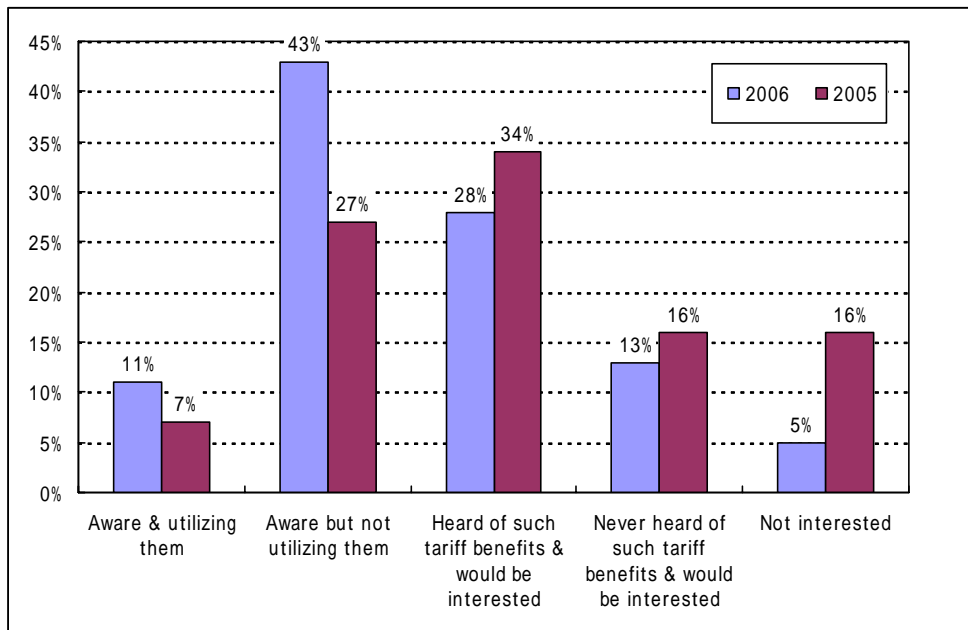


(Source) SME Development Survey 2006

	Top 1	Top 2	Top 3
Countries Currently Presence in	Malaysia (64%)	Indonesia (51%)	China (41%)
New Countries Ventured in last 2 years	Malaysia (9%)	Indonesia (6%)	China (6%)
New overseas markets in the next 12 months	India (32%)	Middle East (27%)	Vietnam (25%)

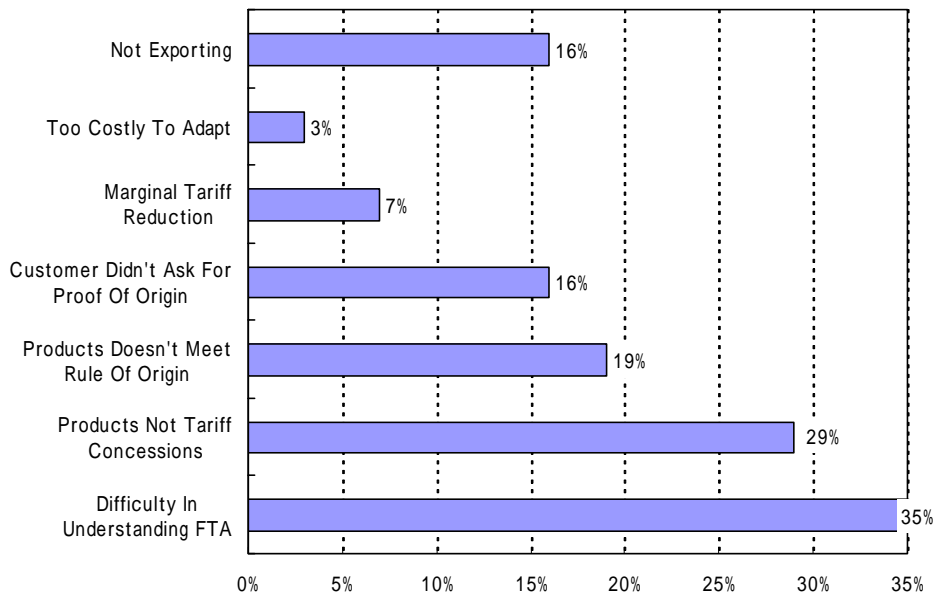
(Source) SME Development Survey 2006

Awareness of FTA



(Source) SME Development Survey 2006

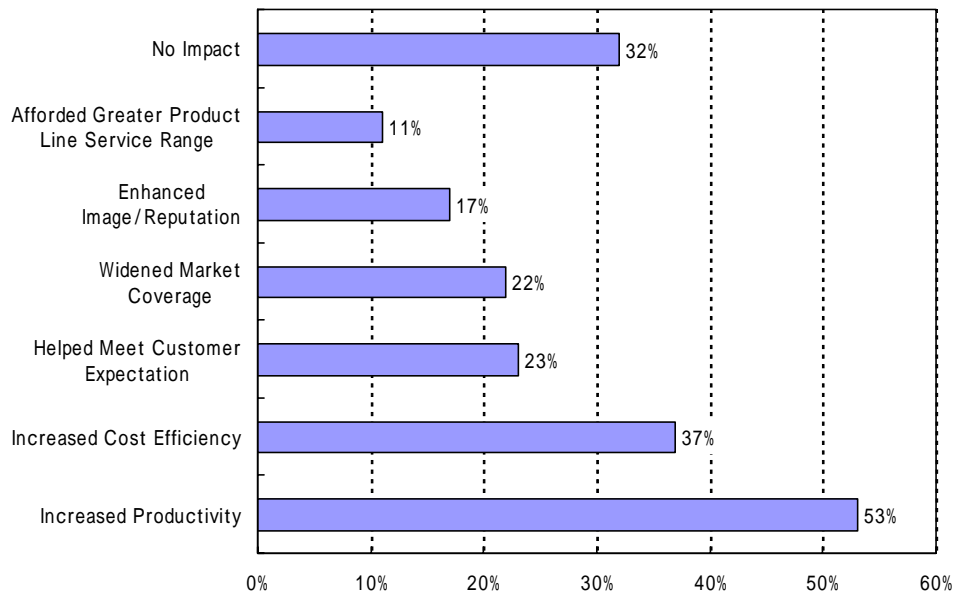
Reasons for Not Using FTAs



(Source) SME Development Survey 2006

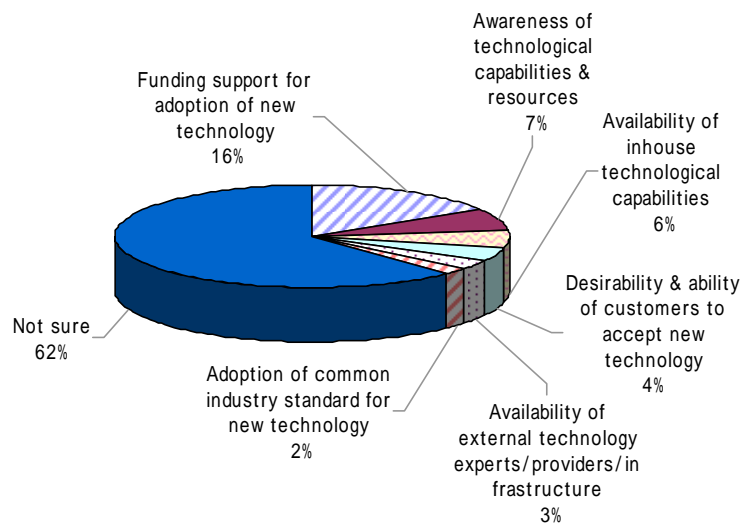
SURVEY FINDINGS Innovation & Technology

Impact of New Tech on Business Growth



(Source) SME Development Survey 2006

Most Critical Factor in strengthening SMEs technological capabilities



(Source) SME Development Survey 2006

SURVEY FINDINGS Financing & Funding

Banking/Financing Facilities Used	2006	2005	2004
Short Term Facilities			
Overdraft	40%	44%	47%
Trade Financing	32%	39%	29%
Term Loans	27%	25%	21%
Factoring	7%	6%	6%
Long Term Facilities			
Term Loans	34%	29%	26%
Hire Purchase/ Leasing	31%	33%	35%
Equity Financing			
Venture Capital	15%	5%	NA
business Angels	3%	2%	NA
Funds From Friends Or Relatives	17%	NA	NA
Government Funding Schemes			
Local Enterprise Finance Scheme	8%	4%	NA
Microloan	4%	2%	NA
SME Access Loan	2%	0%	NA

(Source) SME Development Survey 2006

	2006	2005
No Banking/ Funding Facilities	38%	19%
- No need for Funds	65%	64%
- Difficulties in Obtaining Funds	35%	36%

(Source) SME Development Survey 2006

SMEs' Suggestions for better access to external sources of funds	%
Non Collateral Based Financing Instruments	51%
Industry Specific Financing Schemes	48%
SME Credit Rating	37%
SME Centric Financial Institution	25%

(Source) SME Development Survey 2006

FINANCIAL PERSPECTIVES

* DP SME Credit Rating

Distribution of Respondents by DP SME Credit Ratings

DP Credit Rating	2006	2005	2004	2003
20% in Investment Grade (DP1 - DP4)	20%	21%	19%	9%
About half in High Yield Grade (DP5 - DP6)	49%	47%	53%	65%
Around 30% in the High Risk Grade (DP7 - DP8)	31%	32%	28%	26%
Total	100%	100%	100%	100%

(Source) SME Development Survey 2006

* Profitability

Distribution of Respondents by Profit Margin & DP Credit Rating

DP Credit Rating	Profit Margin Range				Total
	Negative Margin	0% - < 5%	5% - < 10%	10% or more	
Investment Grade (DP1-DP4)	2%	28%	29%	41%	100%
High Yield (DP5-DP6)	11%	65%	15%	9%	100%
High Risk (DP7-DP8)	61%	36%	1%	2%	100%
TOTAL	26%	47%	14%	13%	100%

(Source) SME Development Survey 2006

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

通商産業省の管下には、経済開発庁、規格生産性革新庁、国際企業庁、科学技術研究庁、シンガポール観光局、ホテル認可庁、ジュロントウン公社、セントーサ開発公社、エネルギー市場庁の 9 法定機関が設置されている。法定機関は、個別の法律に基づき設立された法人で、機動的に国の政策を実施する。

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

通商産業省(MTI: Ministry of Trade and Industry)は安定的かつ持続した経済成長を通

じ、国富の創造に貢献することを目的に国家レベルの経済政策をリード、この目的を達成するために、国際貿易、アジア域内貿易におけるシンガポールの利益保護、海外からの投資、生産性の向上、効率的な産業インフラの整備等による経済成長の促進、国内市場企業によるアジア域内投資の促進の三本柱がある。

通商産業省の役割はもっぱら政策の立案・調整であり具体的なプログラムの立案や実施は管下の法定機関等が担当する。同機関には経済開発庁(Economic Development Board)、規格生産性革新庁(SPRING)、国際企業庁(International Enterprise Singapore)、科学技術研究庁(Agency for Science, Technology and Research)などがある。

なお、国際企業庁の前身は貿易開発庁(Trade Development Board)である。

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

今回調査では不明

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

今回調査では不明

1-7 その他

今回調査では不明

2-1 金融 - 融資・投資・出資・信用保証・その他

規格生産性革新庁(SPRING)は国内部門の変革とSMEの地位向上を促進する主導的機関である。SPRINGは現地企業融資スキーム(LEFS)および現地企業技術支援スキーム(LETAS)の運営を行っている。LEFSではSMEによる拡張、新しい能力の開発を支援するための融資を提供する。LETASでは、SMEが経営管理における能力獲得を支援するための助成金を提供する。

2-2 税制 - 設備投資・事業承継・技術開発・その他

技能開発基金(SDF)は、労働者の技能向上を目指して、1979年10月に導入された。この制度では、雇用主が月給2,000S\$以下の労働者につき月給の1%の課徴金を中央準備基金に納付する。SDFは、その資金に基づいて従業員の研修プログラムなどを支援する。

SDFに基づく主な制度は、訓練支援制度(TAS)、総合企業訓練計画(TCTP)制度、技能証明計画(SCP)制度、訓練資金援助制度(TVS)、訓練休暇制度(TLS)、IT訓練支援制度(ITAS)、中小企業管理者制度(SMS)である。

ほとんどの工場および機械に発生した設備投資費の33.33%は、償却期間を3年とする特別償却引当金として計上することが認められる。コンピュータまたは他の所定の自動化機器、通常の供給が不能となった場合の電力供給を目的に設置された発電機、ロボット、効率的な汚染管理機器、公認または許可取得済みの省エネ機器の特別償却引当金は、設備投資費の100%(一年で損金処理)が計上される。他に二重税控除制度がある。

2-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 - 情報提供・人材育成・研修・環境対策・その他

SPRINGは国内部門の変革とSMEの地位向上を促進する主導的機関である。SPRINGは、地位向上のための情報と支援を必要とするSMEにとっての最初の連絡先である。

2-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 - 研究開発技術支援・IT対応への支援・産学官連携支援・販路開拓支援・新分野進出支援・ISO認定取得支援・中小商業新興政策・下請企業振興政策・その他

経済開発庁(EDB)は具体的な政策を企画・立案する経済開発分野の中核的法定機関で投資の誘致および促進、各開発機関との相互調整を基本的業務としている。

規格生産性革新庁(SPRING)は生産性を高め、競争力と経済成長力を向上させ、国民生活の質的向上を目指す。国内産業各部門の変革および中小企業の地位向上を目的とした融資並びに技術支援を実施することも重要な役割である。

国際企業庁は外国企業が海外進出するにあたって同国内企業と連携することを推進することも重要な役割である。

科学技術研究庁は科学技術政策の立案、産業科学技術分野の研究機関への支援、人材の育成等を担う。

2-5 創業・ベンチャー支援 - 創業支援・ベンチャー育成・ベンチャーキャピタル支援・ 税制・ベンチャー向け証券市場の整備・その他

今回調査では不明

2-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 - 下請代金支払遅延等防止法・小 売商調整対策・分野調整・官公需・裁判外紛争処理・その他

今回調査では不明

2-7 地域中小企業政策 - 伝統、地場産業に対する振興・産業集積、クラスターに関する 形成と基盤強化に対する支援・街づくり、地域おこしに対する支援・NPO 支援・そ の他

ジュロンタウン公社(JTC コーポレーション(JTC))は高品質の産業施設、ビジネスパー
クの開発、計画、管理における主導的機関である。1968 年以来、JTC は、シンガポールの
工場群の景観形成および産業、製造業の成長に対する支援における主要な建築業者である。

JTC では、工業用地約 7,000ha、分譲地 4,500 万 m² の開発を行ってきた。JTC では 38
の工業用、専門化された団地を管理。ウエハー製造パーク 3 つ、ジュロン島の化学製品ハ
ブ、テュアスのバイオメディカルハブが含まれる。

また JTC は、研究施設、オフィス、住宅、公園、また起業家、科学者、研究者向け教育
機関を有する 200ha の新しい経済ハブであるブオナビスタのワン・ノースの主導的開発業
者でもある。

2-8 中小企業の国際化支援(第 12 章を参照) - 海外投資支援・貿易の振興・情報提供・ その他

国際企業庁(IE シンガポール)は同国の中小企業の海外進出に対する支援の責任を生産
性規格庁より引き継ぐ。この一環として、米国、欧州、日本、その他の国の企業に対し、
同国を拠点とするよう誘致し、SME ハブとしての同国の地位向上を促進する。

これにより SME は国際シンガポール企業と協力し、ベンチャー事業を当地域に誘致する
ことが可能。これらの新しい役割は、貿易促進における従来のシンガポール貿易開発庁
(TDB)の役割を超えたものである。

また、地域化資金調達制度(RFS)は、現地企業が海外拠点を設立するための支援を提供することを目的に設けられた資金調達制度である。RFS は、経済開発局によって運営されており、同国の同制度参加銀行が融資を提供する。

2-9 中小企業に関する雇用・労働対策 - 雇用上の特例・その他

今回調査では不明

2-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 - 商工会議所・協同組合・ネットワーク支援・その他

シンガポール国際商工会議所がある。同会議所が「The Investor's Guide to Singapore 2002 Edition」(英文)を出版している。日本アセアンセンターおよびシンガポール経済開発庁が日本語版を作成している。

2-11 小規模企業対策

今回調査では不明

2-12 マイノリティー・女性に関する支援

今回調査では不明

2-13 セーフティーネット - 倒産防止・会社更生・災害対策・その他

今回調査では不明

2-14 その他 - 当該国において、特筆すべき対策

特記事項なし

第5章 タイの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

工業省の定義では、製造業とサービス業の小企業は従業員 50 人以下または固定資産(土地を除く)5,000 万バーツ、中企業は 51 人~200 人または 5,000 万超~2 億バーツ。

卸売業の小企業は 25 人以下または 5,000 万バーツ、中企業は 26 人~50 人または 5,000 万バーツ超~1 億バーツ以下。

小売業の小企業は 15 人以下または 3,000 万バーツ以下、中企業は 16 人~30 人または 3,000 万バーツ超~6,000 万バーツ以下である。

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

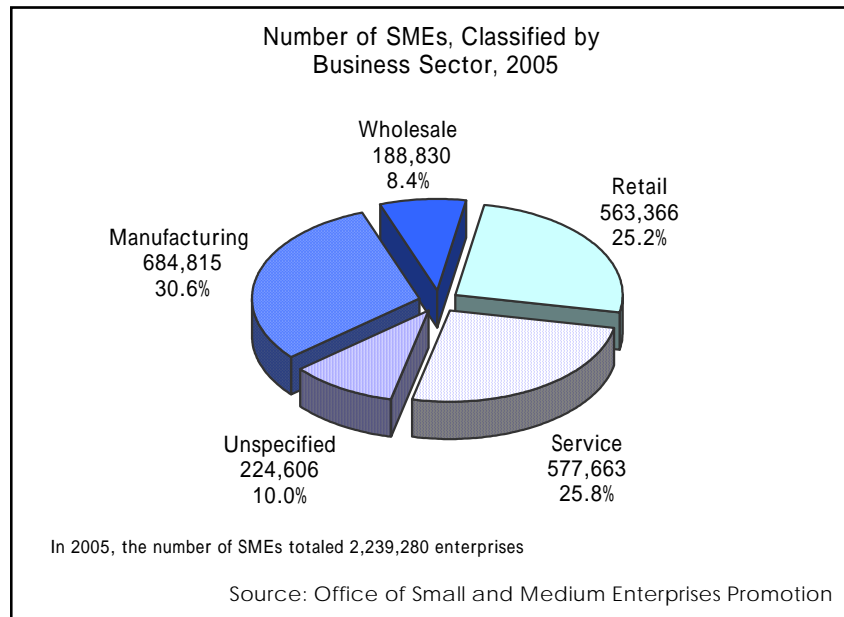
OSMEP(OFFICE OF SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES PROMOTION)が White Paper on SMEs and Trends を作成している。

中小企業に関する統計

(1) 中小企業数と業種別割合

タイの中小企業白書(White Paper on SMEs 2005 and Trends)によると、2005 年における中小企業数は約 224 万社(2,239,280 社)である。

- 1) 業種別にみると、製造業が最も多く全体の 30.6%に相当する 684,815 社である。
- 2) 次に、サービス業が全体の 25.8%(577,663 社)、小売業が 25.2%(563,366 社)である。



Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(2) 中小企業の創業・廃業

商務省ビジネス開発部の調査によると、タイの中小企業の創業および廃業の状況は次のとおりである。(タイの中小企業白書)

- 1) 2002年から2005年までの創業をみると、連続して4年間増加傾向にある。2005年は49,534社で過去最高である。
- 2) 一方、廃業は23,000社から28,000社の間にあり、2005年は26,041社だった。
- 3) 創業と廃業を比べると、創業のほうが4年間連続して上回り、タイでの中小企業は増加していることを示している。

Number of Business Establishments and Dissolutions, 2002 - 2005

Year of registration	2002	2003	2004	2005
Establishments (cases)	35,381	43,440	47,583	49,534
Change over previous year (percentage)	11.4	22.8	9.5	4.1
Dissolutions (cases)	24,397	28,136	22,980	26,041
Change over previous year (percentage)	26.9	15.3	-18.3	13.3

(Source) Department of Business Development, Ministry of Commerce
Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

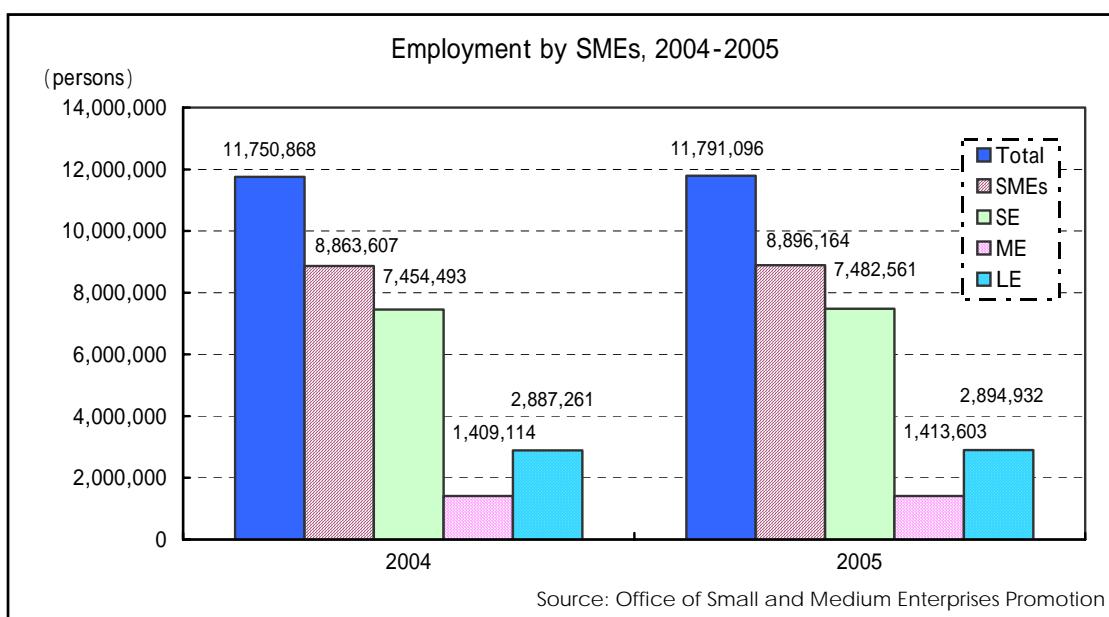
(3) 中小企業の雇用者数

下の図は、2004年および2005年における企業の規模別の雇用者数を示している。

- 1) 中小企業(SMEs)の雇用者数は、2005年は889.6万人で前年(2004年)の約863.6万人と比べると、32,557人増加して前年比0.4%の増加である。
- 2) 全ての規模(total)に占める中小企業における雇用者の割合は、約75%を占めている。

また、中小企業を中企業と小企業に分けると、約84%が小企業での雇用である。

このことから、タイの雇用者の約63%が小企業に従事している。



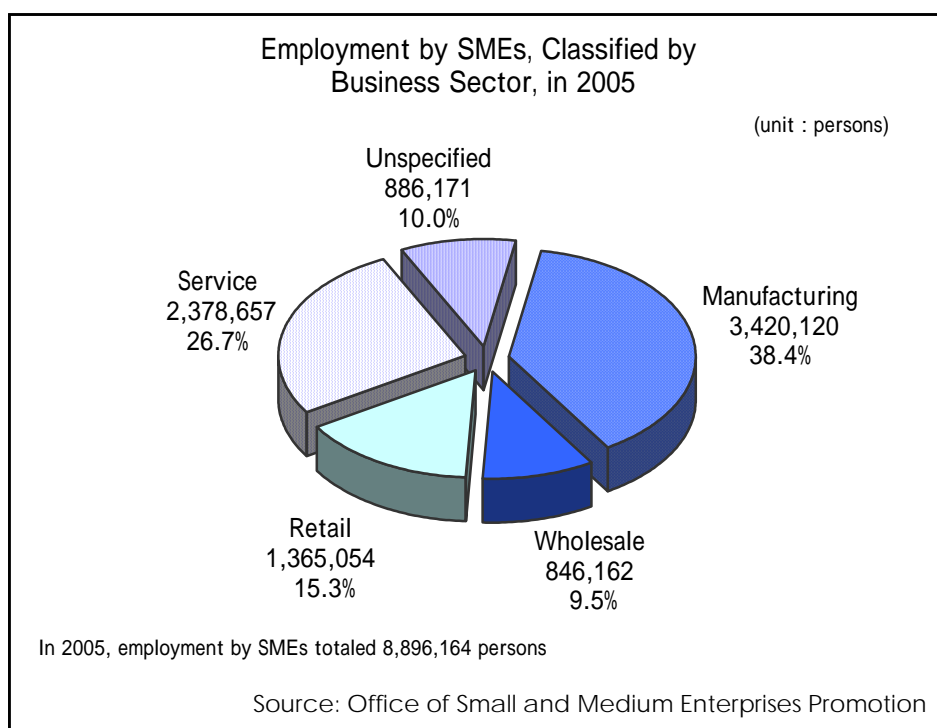
Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(4) 中小企業の業種別雇用者数

2005 年における中小企業の雇用者数を業種別にみたグラフが下図である。

- 1) 最大業種は製造業の 3,420,120 人で、全中小企業の雇用者数の 38.4%を占めている。
- 2) 次いで、サービス業の雇用者数が 2,378,657 人で、全体の 26.7%、小売業の雇用者数が 1,365,054 人で、全体の 15.3%と続く。
- 3) 雇用者数が多い 3 業種とその順番は、(1)項の中小企業の企業数と一致している。

	企業数 (%)	雇用者数 (%)
製造業	30.6	38.4
サービス業	25.8	26.7
小売業	25.2	15.3

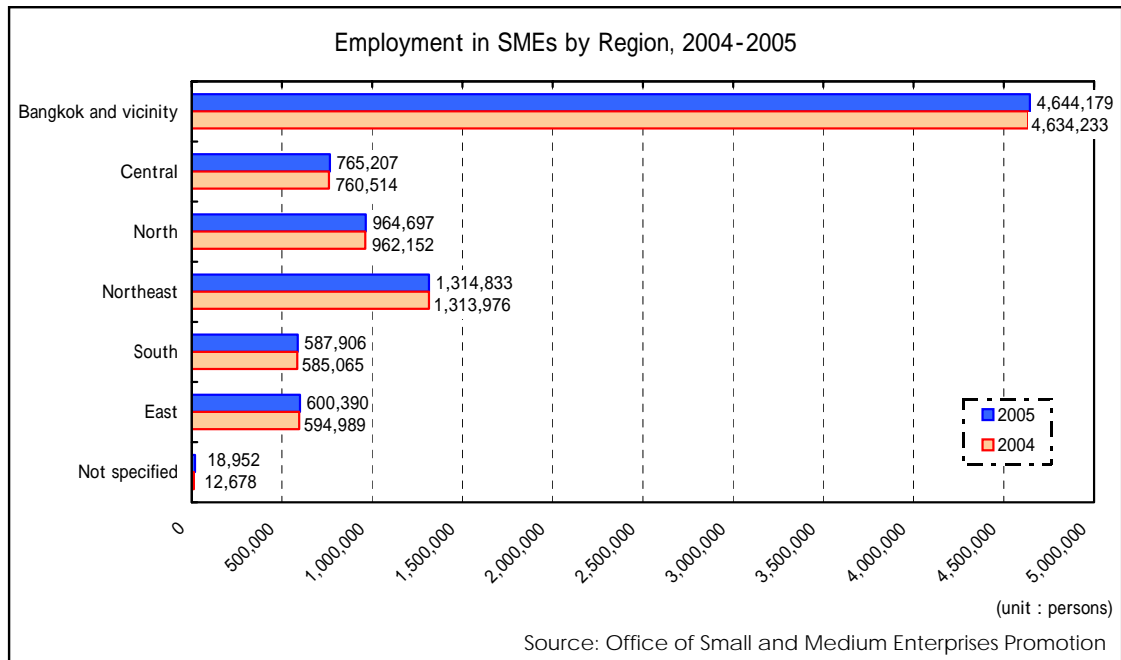


Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(5) 中小企業の雇用者数(地域別)

中小企業の雇用者数を地域別にみると、バンコク周辺地区(約 464 万人:2005 年)が他の 6 地域の合計(425 万人)を上回る。

また、2004 年と比べると、全地域とも雇用者数は増加している。



Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(6) 地域別雇用者数

下表は 2005 年における中小企業の地域別規模別雇用者数である。

- 1) 最も雇用者数が多いバンコク周辺地域をみると、
全国レベルでの中小企業の雇用者の 52.2%がバンコク周辺地域にいる。
中企業と小企業の雇用者の比率は、おおよそ 1 : 4 である。
- 2) バンコク周辺地域を除くと、中企業の雇用者数が多い地域は南部および北部である。
一方、小企業の雇用者が多いのは中央部である。
- 3) 地域別にみると中小企業の雇用者数の割合が高いのは、中央部の 92.9%。低いのはバンコク周辺部の 68.5%である。
なお、全国レベルでは 75.4%である。

Employment, Ratio, and Average Employment in SMEs, Classified by Region, 2005

Region	Total employment in the region (persons)	Employment in medium enterprises (persons)	Employment in small enterprises (persons)	Total Employment in SMEs (persons)	Employment in regional SMEs as a percent of total national employment in SMEs (%)	Employment in SMEs as a percent of total employment in region (%)
Bangkok Metropolis and vicinity	6,778,837	956,087	3,688,092	4,644,179	52.2	68.5
Northeastern region	977,659	108,510	656,697	765,207	8.6	78.3
Northern region	1,094,455	72,264	892,433	964,697	10.8	88.1
Central region	1,415,526	63,363	1,251,470	1,314,833	14.8	92.9
Eastern region	670,018	82,112	512,074	587,906	6.6	87.7
Southern region	828,902	134,085	466,305	600,390	6.7	72.4
unspecified	25,699	3,462	15,490	18,952	0.2	73.7
National Total	11,791,096	1,413,603*	7,482,561	8,896,164	100.0	75.4

(Source) Office of Small and Medium Enterprises Promotion

* 合計は1,419,883になる。

Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006より作成

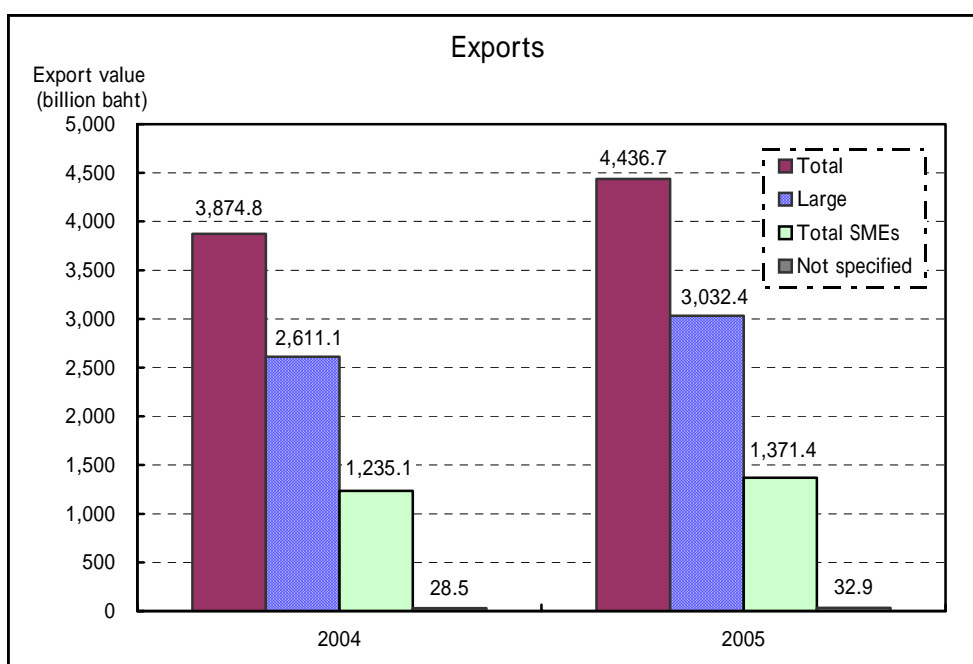
(7) 中小企業における GDP 貢献度

GDP contributions Classified by Sector and Size, 2001-2005					
	2001	2002	2003	2004	2005
Gross Domestic Products at current prices (million baht)					
Whole country	5,133,501	5,450,642	5,928,974	6,503,487	7,104,228
Agriculture	468,905	514,257	607,863	654,810	706,285
Non-agriculture	4,664,596	4,936,385	5,321,111	5,848,677	6,397,943
- large enterprises	2,281,012	2,443,128	2,691,814	2,954,382	3,260,301
- SMEs	2,161,423	2,248,474	2,367,110	2,598,657	2,816,641
• small enterprises	1,493,722	1,545,663	1,613,005	1,761,455	1,901,333
• medium enterprises	667,701	702,811	754,104	837,202	915,307
- other enterprises	222,161	244,783	262,187	295,638	321,001
Ratio to National GDP					
Whole country	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Agriculture	9.1	9.4	10.3	10.1	9.9
Non-agriculture	90.9	90.6	89.7	89.9	90.1
- large enterprises	44.4	44.8	45.4	45.4	45.9
- SMEs	42.1	41.3	39.9	40.0	39.6
• small enterprises	29.1	28.4	27.2	27.1	26.8
• medium enterprises	13.0	12.9	12.7	12.9	12.9
- other enterprises	4.3	4.5	4.4	4.5	4.5
GDP Growth at Constant Prices (in percentage)					
Whole country	2.2	5.3	7.0	6.2	4.5
Agriculture	3.2	0.7	11.4	-4.8	-2.4
Non-agriculture	2.0	5.9	6.5	7.4	5.2
- large enterprises	2.8	6.2	8.4	6.2	5.5
- SMEs	1.2	3.2	3.6	6.3	3.7
• small enterprises	1.6	2.6	2.7	5.7	3.2
• medium enterprises	0.3	4.4	5.6	7.5	4.6
- other enterprises	3.1	9.3	5.4	9.1	3.8
(Source) Office of the National Economic and Social Development Board Compiled by the Office of Small and Medium Enterprises Promotion					
Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006より作成					

(8) 中小企業の貿易 ～ 輸出

- 1) 2005 年のタイの輸出額のうち中小企業による輸出額は 1 兆 3,714 億バーツで全体の 30.9%を占めている。2004 年の 1 兆 2,351 億バーツに比べ、11.0%の増加となっている。
- 2) タイの輸出に占める中小企業の割合は、2005 年が 30.9%である。前年は 31.9%であったので、タイの輸出の約 3 割は中小企業が担っている。

Value of Exports, Classified by Business Size, 2004-2005



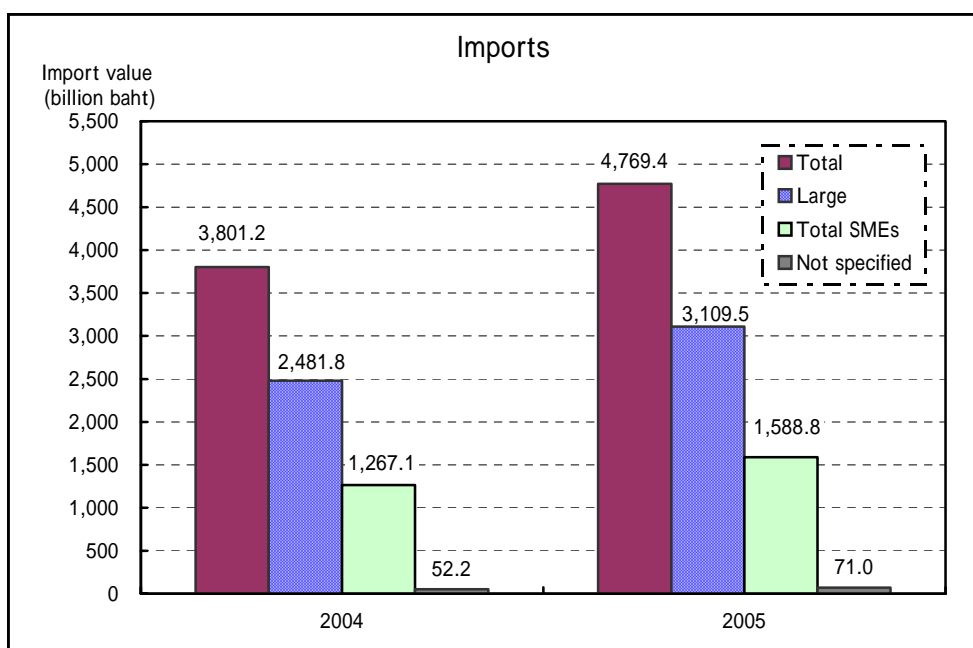
(Source) The Customs Department Compiled by the Office of Small and Medium Enterprises Promotion

Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(9) 中小企業の貿易 ～ 輸入

- 1) 2005 年のタイの輸入額のうち中小企業による輸入額は 1 兆 5,888 億バーツで全体の 33.3%を占めている。2004年の1兆2,671億バーツに比べ25.4%の増加となっている。
- 2) タイの輸入に占める中小企業の割合は、2005 年が 33.3%である(前年も 33.3%であった)。タイの輸入の約 1/3 は中小企業が担っている。

Value of Imports, Classified by Business Size, 2004-2005



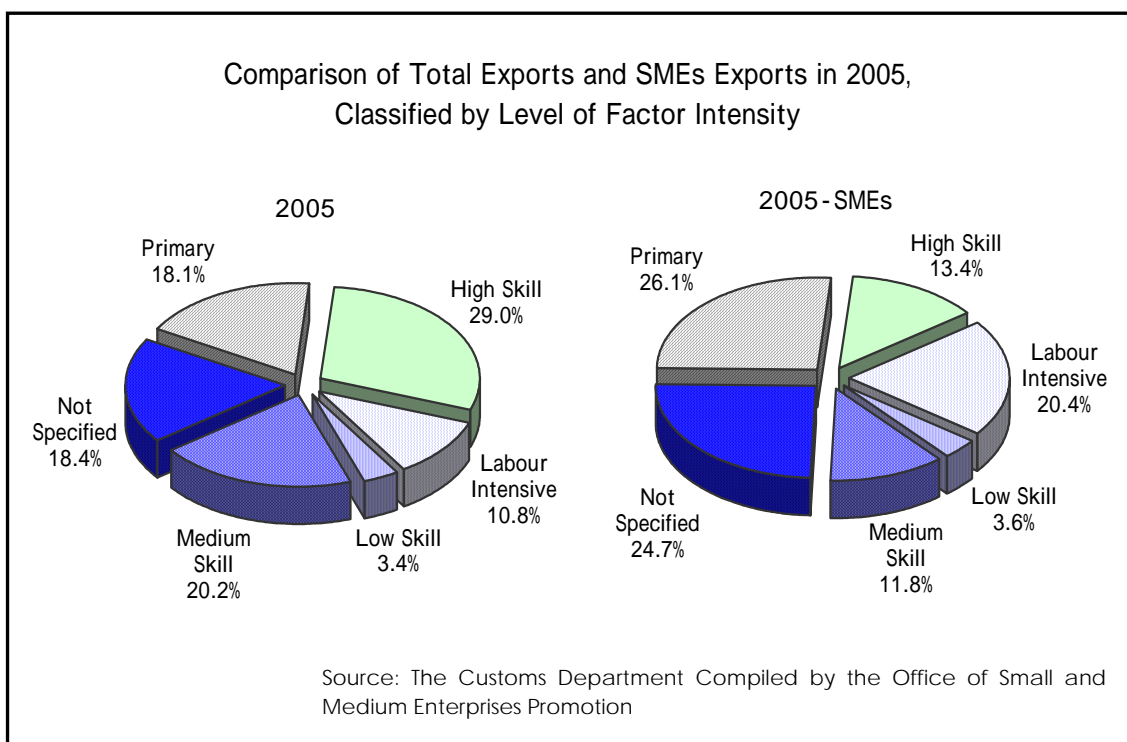
(Source) The Customs Department Compiled by the Office of Small and Medium Enterprises Promotion

Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(10) 中小企業輸出の特徴

下図は、タイの全輸出と中小企業による輸出を高熟練(High Skill)、労働集約的(Labour Intensive)、低熟練(Low Skill)、中熟練(Medium)、基礎的(Primary)、その他と6区分に分けると、

- 1) タイ全体の輸出品は、高熟練が 29.0%と最も大きく、中熟練が 20.2%と続いている。それに対し、中小企業の輸出品は基礎的が 26.1%と最も大きく、次いで労働集約的が 20.4%を占めている。
- 2) タイ全体でみた上位 2 区分(高熟練、中熟練)で 49.2%とほぼ 5 割であるのに対し、中小企業でみると 25.2%に留まっている。



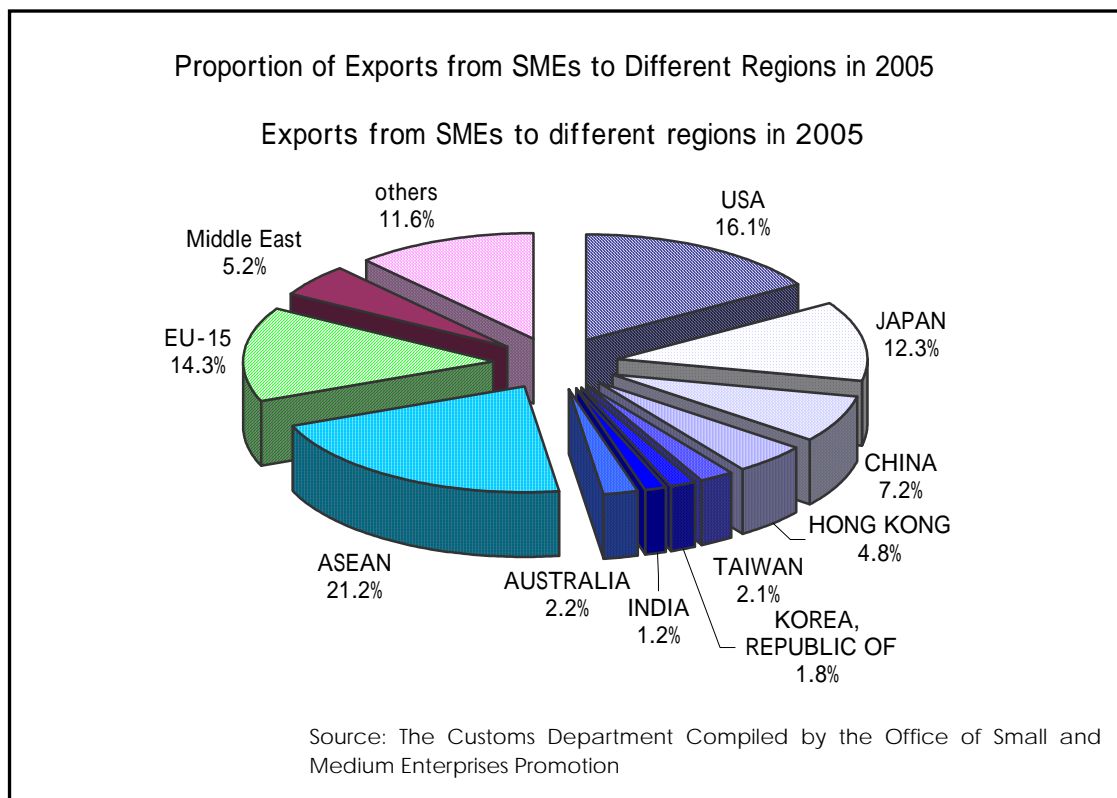
Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(11) 輸出先

2005 年における輸出先を示したのが下図である。

それによれば、ASEAN 向け輸出が全体の 21.2%を占めている。

次いで、米国向けの 16.1%、EU(15 カ国)向けが 14.3%、日本向けの 12.3%と続いている。中国向けは 7.2%である。



Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006 より作成

(12) BOI が認可した投資件数

- 1) 2005 年における認可した投資件数(843 件)のうち、中小企業対象が 647 件で 76.7%を占めている。そのうち、小企業が 493 件で全体の 58.5%を占める。
- 2) 企業数 798 社のうち、中小企業が 628 社で約 78.7%を占めている。
- 3) 投資額 594 億 9,980 万バーツのうち、中小企業が占める割合は 64.2%である。

Comparison of BOI Approved Projects (Investment Size 200 Million Baht or Less)								
Size of business	2004			2005			Rate of change	
	Number of projects	Number of enterprises	Investment Value (mil. Baht)	Number of projects	Number of enterprises	Investment Value (mil. Baht)	Number of projects (percent)	Investment Value (percent)
Total	737	690	59,839.2	843	798	59,499.8	14.4	-0.6
SMEs	596	573	43,191.7	647	628	38,224.3	8.6	-11.5
SE	429	415	26,669.1	506	493	25,361.0	17.9	-4.9
ME	167	158	16,522.6	141	135	12,863.3	-15.6	-22.1
LE	135	112	16,274.8	144	119	18,092.9	6.7	11.2
unspecified	6	5	372.8	52	51	3,182.7	866.7	853.7

Source: The Customs Department Compiled by the Office of Small and Medium Enterprises Promotion

Executive Summary; White Paper on SMEs 2005 and Trends 2006より作成

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

中小企業振興法や工業省令がある。

1-4 中小企業政策の立法と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

経済危機に対する対応として金融再編成、景気浮揚策といった短期的な対策と合わせて、長期的な観点から産業構造改善策が取られることになり、中小企業対策を中心に据えた。

その結果、99 年中に小規模企業金融公庫、信用保証協会の強化、中小企業基金の創設、中小企業診断士制度の導入など総合的な対策を実行すると同時に、中小企業振興法を 2000 年 2 月に成立させた。

また、中小企業振興マスタープランも 2000 年 4 月に閣議で了承されている。同マスタープランのためのタスクフォースは Department of Industrial Promotion, Ministry of

Industry; Ministry of Commerce; Thai Chamber of Commerce; Federation of Thai Industries) によって形成された。(-4 参照)

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

中小企業振興事務局内に中小企業振興基金を設置。基金は以下によって構成される。政府が拠出する資金、政府の年度予算、寄付金、その他。

基金の目的は次の通りである。1) 中小企業、または中小企業団体に対する、設立、組織改変、業務改善、中小企業団体の効率化。2) 中小企業振興を目的とする政府機関、国営企業、民間団体の事業に対する支援。3) 中小企業の効率化のための企業合併、投資、業務拡大に必要な支援、補助、など。

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

中小企業振興策の策定は中央、地方別に以下の基準に従って策定する。事業グループ、地域ごとに、地方の潜在力を生かすことに重点が置かれている。

- ・ 効率化のための資金の援助
- ・ 中小企業のための金融、株式市場の整備
- ・ 中小企業の人材育成
- ・ 中小企業の経営、技術、マーケット確保、財務改善などに対する支援
- ・ 情報の提供
- ・ 中小企業のグループ化
- ・ 中小企業の投資促進
- ・ 環境保護対策
- ・ 法制の整備
- ・ 知的財産権の保護

1-7 その他

特記事項なし

2-1 金融 - 融資・投資・出資・信用保証・その他

中小企業開発銀行、中小企業金融公社、中小企業信用保証公社がある。

2-2 税制 - 設備投資・事業継承・技術開発・その他

中小企業に対する法人所得税の減税措置

2002年1月26日付勅令394号により2002年1月1日以降に始まる会計年度から、年度末の払込済資本金が5百万円以下の中企業については減税されていたが、更に勅令431号(2005年1月21日付)により2004年1月1日から一部減税され、現在では以下の通りになっている。

対象中企業：年度末の払込済資本金が5百万円以下

税率：純利益が1百万円以下の部分に対して15%

(2002年1月1日以降に始まる会計年度については20%であったが、勅令431号により2004年1月1日以降から始まる会計年度から15%に切下げられた)

純利益が1百万円を超え、3百万円以下の部分に対して25%

(2002年1月1日以降に始まる会計年度から適用され、勅令431号では変更されなかった)

純利益が3百万円を超える分については通常の税率30%が適用される。

以上により、払込済資本金が5百万円以下の中企業(株式会社とパートナーシップ)が、仮に700万円の純利益があったとすると以下のような税額となる。

1,000,000 X 15%	=150,000 円
2,000,000 X 25%	=500,000 円
4,000,000 (7,000,000-3,000,000) X 30%	=1,200,000 円
合計税額	1,850,000 円

ここでいう中企業でない場合は、700万円について30%で税額は210万円となるので、25万円の節税となる。

中小企業に対する特別減価償却

減価償却については、勅令145号により定められており、例えば、機械設備であれば毎年度取得価額の20%以内、建物であれば毎年度5%以内を減価償却することができる。それにより、定額法であれば機械設備は5年以上、建物は20年以上で減価償却することになる。また、定額法以外の方法で償却する場合で年間償却額が20%、5%を超えることがあ

ても、それぞれ5年以上、20年以上で償却すればいいことになっている。

この勅令は、2002年1月26日付勅令395号により、2002年1月31日以降に取得した機械設備、コンピュータ、工場建物について中小企業は以下のような特別償却が可能となった。

中小企業の定義：土地を除く固定資産が2億パーツ以下で、従業員数200人以下
償却方法：

- (1) 機械設備は取得日に取得価格の40%を償却、残りについては毎年度20%以内を償却(定額法で毎年20%を償却すれば5年で償却)
- (2) 工場用建物は取得日に取得価格の25%を償却、残りについては毎年度5%以内を償却(定額法で毎年5%ずつ償却すれば20年で償却)
- (3) コンピュータ(周辺機器を含み、ソフトウェアは除く)は、取得日に40%を償却、残りについては3年以上で償却

なお、コンピュータについては、中小企業でなくても、2002年1月31日以降に取得したものは、3年以上で償却可能となったが、取得日に40%償却という特典はない。

BOIの中小企業税制(注1)

BOIの奨励事業の規模は、土地代と運転資金を除く投資額が百万パーツであればいいので、元々中小企業も奨励対象としているのであるが、2003年の8月18日から以下の基準で投資額が50万パーツでも一定の条件を備えれば投資奨励を受けられる振興策を設けた。2003年10月16日付投資委員会告示6/2546によるとその内容は以下の通りである。

(1) 奨励対象となる条件

- 1) 土地代と運転資金を除く投資額が50万パーツ以上であること
- 2) タイ国籍者が登録資本金の51%以上を所有すること
- 3) 負債は資本金の3倍以内であること
- 4) 一村一品運動に選ばれて、その基準に達しているか、中小企業委員会の承認を受けていること
- 5) 既存の事業または新規の事業で、生産量を増加するか品質を向上させるものであること

(2) 対象業種

1) 農産加工品

- ・業種 1.11 近代的な技術をした食品の製造、保存、加工(飲料、あめ、アイスクリームを除く)
- ・業種 1.13 植物、野菜、果実、花の品質管理、包装、保存
- ・業種 1.20 薬草からの製品製造

2) Life Style Product 及びデザインに関する産業

- ・業種 3.1.3 織物の製造
- ・業種 3.1.6 衣類の製造
- ・業種 3.6 玩具の製造
- ・業種 3.7.2 スープニール製品の製造
- ・業種 3.7.3 装飾品の製造
- ・業種 3.10 文具または同部品の製造
- ・業種 3.11 家具または同部品の製造

(3) 奨励の内容

- 1) 特別重要業種に指定され、ゾーンに関係なく法人所得税が 8 年間免除される。ゾーンとは産業の地方分散、地方産業の振興、所得格差の解消を目的として 1987 年以来、全国を 3 つのゾーンに分け、原則としてバンコク首都圏を離れるに従って特典を厚くしている。

(通常の場合、法人所得税の免税は第 1 ゾーンでは工業団地に立地した場合 3 年間免税、第 2 ゾーンは工業団地に立地した場合 7 年間免税 { 2005 年 1 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日までに奨励申請した場合 }、工業団地外は 3 年間である。) また、法人所得税免税額の上限を設けない。(2001 年 12 月以降に奨励を受けた場合で、通常の場合は、免税額累積が、土地代と運転資金を除く当初の投資額に達したとき免税措置は打ち切られるのであるが、この場合は、まるまる 8 年間の免税である。)

- 2) 機械の輸入税は、ゾーンに関係なく免税される。

(通常の場合は、第 1 ゾーンの場合は輸入税率が 10% 以上の場合についてのみ 50% 減税となる。第 2 ゾーンでは、工業団地に立地し、かつ、2005 年 1 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日までに申請された事業については免税されるが、それ以外の場合は 10% 以上の場合についてのみ 50% の減税である。)

ベンチャーキャピタルの中小企業への投資促進税制

ベンチャーキャピタル会社が中小企業(土地を除く固定資産が 2 億バーツ以下で、従業員数 200 人以下)へ資本参加する場合、当該中小企業からの配当と株式譲渡から生ずるキャピタルゲインについて法人所得税が免税となる。2002 年 1 月 31 日から、勅令 396 号により開始された。この勅令は 2005 年 11 月 14 日付勅令 442 号により一部改正されている。また、ベンチャーキャピタル会社の株式からの配当と株式譲渡から生ずるキャピタルゲインについては、それが中小企業への投資に関するものの場合法人所得税が免税となる。

ベンチャーキャピタル会社は、タイの法律で設立された非公開または公開株式会社で、登録資本金は 2 億バーツ以上、初年度に登録資本金の半分以上の払込済資本を有し、登記

後 3 年以内に全額を払込み、2008 年 1 月 30 日までにタイ国証券取引委員会に証券業として登録されることが条件となっている。

そして、このベンチャーキャピタル会社は、その払込済資本金から以下の割合を中小企業へ資本参加することが条件となっている。

- (1) 当初の会計年度に払込済資本金の 20%以上
- (2) 第 2 年度は払込済資本金の 40%以上
- (3) 第 3 年度は払込済資本金の 60%以上
- (4) 第 4 年度は払込済資本金の 80%以上

また、ベンチャーキャピタル会社は株式を継続して 5 会計年度以上保有することが必要であるが、以下の場合は 5 会計年度以下でも可能となっている。

- (1) 当該中小企業がタイ国証券取引所(MAI を含む)に上場した場合、または、
- (2) 当該中小企業の固定資産(土地を除く)が 2 億バーツ以下で、従業員が 200 人以下である期間の株式を保有する場合

なお、タイ国税局がウェブサイトで発表している本件に関する Q&A では以下のような解釈をしている。

- (1) 従業員 200 人以下の計算は社会保険への加入者人数による。
- (2) 固定資産、従業員の基準は各会計年度末の計算による。
- (3) 投資する株式は普通株に限る。

(注 1) 2007 年 2 月に BOI 新奨励政策が発表されたが、これが BOI の中小企業税制にどのように影響を及ぼすかどうか不明である。

2-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 - 情報提供・人材育成・研修・環境対策・その他

2000 年～2004 年 3 月に行われた中小企業診断事業は、中小企業施策支援のひとつの成功事例として、タイ国内並びに ASEAN 周辺国での認識が一般化してきている。

2-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 - 研究開発技術支援・IT 対応への支援・産学官連携支援・販路開拓支援・新分野進出支援・ISO 認定取得支援・中小商業新興政策・下請企業振興政策・その他

中小企業振興は技術、経営など幅広い分野にまたがることから、99 年から実施されている対策は、多数の専門家、団体を活用することになっている。

そこで、総理大臣を委員長、工業大臣を副委員長とする中小企業振興委員会を設置することが規定されている。

委員会は大蔵大臣、農業・協同組合大臣、商業大臣のほか、労働・社会福祉省次官、科学・技術・環境省次官、工業省次官、国家経済社会開発委員会事務局長、投資委員会事務局長、タイ国商工会議所代表、タイ国工業連盟代表、その他 12 名を超えない学識経験者で構成される。

さらに中小企業振興事務局と同運営委員会が設置されている。

2-5 創業・ベンチャー支援 - 創業支援・ベンチャー育成・ベンチャーキャピタル支援・税制・ベンチャー向け証券市場の整備・その他

ベンチャー企業育成のため MAI(新興企業向け株式市場)がある。

2-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 - 下請代金支払遅延等防止法・小売商調整対策・分野調整・官公需・裁判外紛争処理・その他

今回調査では不明

2-7 地域中小企業政策 - 伝統・地場産業に対する振興・産業集積、クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援・街づくり、地域おこしに対する支援・NPO 支援・その他

タイの各地域に根付いた産業クラスターに含まれている特定中小企業発展のための支援が展開されている。

例えば、上・北部では、農業、ハンディクラフト、ファッション、繊維、観光、ICT といった産業の中小企業が対象になっている。

なお、有名な「一村一品」(OTOP)運動は零細企業振興のカテゴリーに含まれると考えられる。

2-8 中小企業の国際化支援 - 海外投資支援・貿易の振興・情報提供・その他

貿易振興機関については第 12 章を参照。

2-9 中小企業に関する雇用・労働対策 - 雇用上の特例・その他

今回調査では不明

2-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 - 商工会議所・協同組合・ネットワーク支援・その他

中小企業対策は内容が経営管理、技術、財務、融資など多岐にわたるため、工業省を中心とする関係各省のほか、タイ国商工会議所、タイ工業連盟、小規模企業金融公庫、信用保証協会、その他の金融機関など多数の関係機関が参加している。

2-11 小規模企業対策

1991 年に「小規模企業金融公庫」、「信用保証協会」が設立されていたが、資金が限られていたことなどにより、あまり活発に利用されていなかった。

資金については、99 年 10 月の経済総合対策で、増資が決定された。

2-12 マイノリティー・女性に関する支援

今回調査では不明

2-13 セーフティーネット - 倒産防止・会社更生・災害対策・その他

今回調査では不明

2-14 その他 - 当該国において、特筆すべき対策

1999年の「水谷ミッション」で Small Industry Finance Corporation(中小企業金融公社)の役割強化などがなされた。

第6章 ブルネイの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

小企業とは被雇用者が6人～50人。中企業とは被雇用者が51人～100人。

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

“Brunei Darussalam Statistical Yearbook 2004”によれば、

1. REGISTERED NUMBER OF ESTABLISHMENTS IN THE PRIVATE SECTOR BY INDUSTRY

Industry	1999	2000	2001	2002	2003
Agriculture, Forestry and Fishing	475	488	680	731	811
Production of Oil and Liquefied Natural Gas	17	15	14	19	20
Sawmilling and Timber Processing	32	33	32	34	35
Mining, Quarrying and Manufacturing	811	1,420	1,111	1,135	1,304
Construction	1,213	1,118	1,321	1,415	1,483
Wholesale and Retail Trading	1,168	1,138	1,437	1,410	1,354
Coffee shop, Restaurants and Hotels	388	414	596	613	692
Transports, Storage and Communication	279	272	325	326	327
Financial, Insurance and Business Services	271	275	313	330	369
Community, Social and Personal Services	742	717	855	804	958
All Industries	5,396	5,890	6,684	6,817	7,353

(Source) Labour Department, Ministry of Home Affairs.

2002年の民間企業6,817社のうち、中小企業は6,711社である。

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

今回調査では不明

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

産業・一次資源省及びその傘下に企業家開発センターがある。

2007年2月に第9次国家開発計画(NDP)07年～11年が経済企画開発局によって長期国家開発計画委員会に提出された。第9次NDPは2005年に終了した第8次NDPを継承している。

ブルネイ政府は第8次NDPに総額73億Bドルを割り当て、国家経済の多様化、特に石油ガス部門からの脱却に力を注いだ他、中小企業の強化と経済の多様化を優先課題とした。また、ICTが主要な経済育成産業とされた。2002年に、更に経済を刺激するために10億Bドルを第8次NDPに注ぎ込んだ。

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

今回調査では不明

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

今回調査では不明

1-7 その他

商工会議所としては、

- ・ Brunei Malay Chamber of Commerce and Industry
- ・ Chinese Chamber of Commerce
- ・ National Chamber of Commerce and Industry Brunei Darussalam
- ・ The Brunei Darussalam International Chamber of Commerce and Industry

といった商工会議所がある。

貿易振興機関については「第12章 ASEAN諸国の貿易振興機関」を参照。

(注) 2-1～2-14については、大部分の項目が今回調査では不明であったので、1-7に含めて記載した。

第7章 ベトナムの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

Decree No.90/2001/ND-CP によれば、中小企業(SMEs)の定義は資本金が100億ドン未満か、従業員数が300人未満の企業のことである。

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

ベトナムの“Statistical Yearbook 2005”によると、規模別企業数は次のとおりである。

	By size of employees						
	Total	Less than 5 persons	5-9 pers.	10-49 pers.	50-199 pers.	200-299 pers.	300-499 pers.
	Enterprise						
TOTAL	91755	17977	26459	32443	9808	1535	1510
State owned enterprise	4596	4	29	720	1688	518	608
Central	1967	2	5	145	592	225	321
Local	2629	2	24	575	1096	293	287
Non-state enterprise	84003	17884	26285	30849	7079	743	628
Collective	5349	466	2034	2216	501	62	37
Private	29980	11082	9167	8434	1121	68	62
Collective name	21	3	4	13	1		
Limited Co.	40918	5527	13237	16998	4074	432	357
Joint stock Co. having capital of State	815	6	9	176	389	68	86
Joint stock Co. without capital of State	6920	800	1834	3012	993	113	86
Foreign investment enterprise	3156	89	145	874	1041	274	274
100% foreign capital	2335	63	109	636	738	205	212
Joint venture	821	26	36	238	303	69	62
	Structure (%)						
TOTAL	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
State owned enterprise	5.01	0.02	0.11	2.22	17.21	33.75	40.26
Central	2.14	0.01	0.02	0.45	6.04	14.66	21.26
Local	2.87	0.01	0.09	1.77	11.17	19.09	19.01
Non-state enterprise	91.55	99.48	99.34	95.09	72.18	48.40	41.59
Collective	5.83	2.59	7.69	6.83	5.11	4.04	2.45
Private	32.67	61.65	34.65	26.00	11.43	4.43	4.11
Collective name	0.02	0.02	0.02	0.04	0.01		
Limited Co.	44.59	30.74	50.03	52.39	41.54	28.14	23.64
Joint stock Co. having capital of State	0.89	0.03	0.03	0.54	3.97	4.43	5.70
Joint stock Co. without capital of State	7.54	4.45	6.93	9.28	10.12	7.36	5.70
Foreign investment enterprise	3.44	0.50	0.55	2.69	10.61	17.85	18.15
100% foreign capital	2.54	0.35	0.41	1.96	7.52	13.36	14.04
Joint venture	0.89	0.14	0.14	0.73	3.09	4.50	4.11

(Source) STATISTICAL YEARBOOK OF VIETNAM 2005

	Enterprise			
	Total	By size of employees		
		Less than 5 persons	5-9 pers.	10-49 pers.
TOTAL	91755	17977	26459	32443
Agriculture and forestry	1015	60	123	346
Agriculture and related service activities	726	51	102	208
Forestry and related service activities	289	9	21	138
Fishing	1354	96	310	834
Mining and quarrying	1192	48	138	622
Mining of hard, coal lignite and peat	58	3	6	14
Extraction of crude petroleum and natural gas	5			
Mining of iron ores	85	2	5	36
Quarrying of stone sand and clay	1044	43	127	572
Manufacturing	20531	1306	3850	8411
Producing food and beverage	4484	540	1298	1612
Manufacture of tobacco products	25		2	4
Textile	843	29	103	321
Manufacture of wearing apparel dressing and dyeing of fur	1567	75	125	437
Tanning, dressing of leather and manufacture of luggage handbags	508	16	29	111
Wood processing, manufacturing product made from bamboo	1478	94	283	652
Manufacture of pulp paper and paperboard	817	26	86	420
Publishing, printing and reproduction of recorded media	1073	119	384	400
Manufacture of coke, refined petroleum and nuclear fuel	17	1	4	5
Manufacture of chemicals and chemical products	901	56	182	386
Manufacture of rubber and plastic products	1164	41	178	538
Manufacture of other non-metallic mineral products	1633	47	166	672
Manufacture of metal	324	5	30	184
Manufacture of metal products	2126	103	484	1102
Manufacture of machine and other equipment nec.	593	30	77	292
Manufacture of office accounting and computing machinery	26	3	6	9
Manufacture of engines and other electrical equipment	371	14	50	163
Manufacture of radio, television and communicative equipment	192	3	34	67
Manufacture of medical instrument, accurate instruments, optical instrument and clock	78	1	11	35
Manufacture of motor vehicles and trailers	311	10	47	144
Manufacture of other transport	475	16	46	193
Manufacture of furniture and other products	1488	73	219	645
Recycling	37	4	6	19
Electricity, gas and water supply	1480	268	761	370
Production and distribution of electricity, gas, steam	1319	220	737	349
Collection, purification and distribution of water	161	48	24	21

	Enterprise			
	Total	By size of employees		
		Less than 5 persons	5-9 pers.	10-49 pers.
Construction	12315	888	2268	6011
Trade, repair of motor vehicles and household goods	36079	12098	12752	9637
Sale, maintenance and repair of motor vehicles and motorcycles	7480	3381	2573	1344
Wholesale trade and contract basis (Except of motor vehicles)	17557	3280	6826	6302
Retail, repair of clothing footwear and household goods	11042	5437	3353	1991
Hotels and restaurants	3957	843	1506	1239
Transport, storage and communications	5351	672	1467	2313
Land transport and transport via pipelines	2649	178	650	1352
Water transport	670	28	109	376
Air transport	6			1
Supporting transport activities and activities of travel agencies	1852	418	635	550
Post and telecommunications	174	48	73	34
Financial intermediation	1129	30	692	295
Financial intermediation (Except insurance and pension funding)	1046	19	673	261
Insurance and pension funding	40	3	8	16
Activities auxiliary to monetary and financial intermediation	43	8	11	18
Science and technology activities	15	6	5	4
Activities related to real estate business and consultancy	6173	1454	2253	1940
Activities related to real estate	873	309	250	215
Renting of machinery and equipment, renting of household goods	204	64	67	68
Computer and related activities	640	138	251	218
Other business activities	4456	943	1685	1439
Training and education	296	69	107	101
Health and social work	137	17	31	61
Culture and sport activities	268	52	75	91
Personal and public service activities	463	70	121	168
Collecting waste, improving public sanitary	226	17	51	65
Other service activities	237	53	70	103

(Source) STATISTICAL YEARBOOK OF VIETNAM 2005

	Enterprise			
	Total	By size of employees		
		50-199 pers.	200-299 pers.	300-499 pers.
TOTAL	91755	9808	1535	1510
Agriculture and forestry	1015	288	54	54
Agriculture and related service activities	726	186	42	52
Forestry and related service activities	289	102	12	2
Fishing	1354	103	7	
Mining and quarrying	1192	276	37	32
Mining of hard, coal lignite and peat	58	8	4	1
Extraction of crude petroleum and natural gas	5	3		1
Mining of iron ores	85	31	3	4
Quarrying of stone sand and clay	1044	234	30	26
Manufacturing	20531	4071	796	839
Producing food and beverage	4484	589	117	124
Manufacture of tobacco products	25	5	3	1
Textile	843	221	39	58
Manufacture of wearing apparel dressing and dyeing of fur	1567	386	104	155
Tanning, dressing of leather and manufacture of luggage handbags	508	101	35	45
Wood processing, manufacturing product made from bamboo	1478	328	43	42
Manufacture of pulp paper and paperboard	817	223	24	25
Publishing, printing and reproduction of recorded media	1073	130	19	13
Manufacture of coke, refined petroleum and nuclear fuel	17	7		
Manufacture of chemicals and chemical products	901	171	35	33
Manufacture of rubber and plastic products	1164	285	45	37
Manufacture of other non-metallic mineral products	1633	453	98	99
Manufacture of metal	324	72	13	9
Manufacture of metal products	2126	330	41	28
Manufacture of machine and other equipment nec.	593	131	23	17
Manufacture of office accounting and computing machinery	26	5		
Manufacture of engines and other electrical equipment	371	90	22	8
Manufacture of radio, television and communicative equipment	192	46	10	19
Manufacture of medical instrument, accurate instruments, optical instrument and clock	78	16	5	1
Manufacture of motor vehicles and trailers	311	53	22	18
Manufacture of other transport	475	114	30	33
Manufacture of furniture and other products	1488	307	68	74
Recycling	37	8		
Electricity, gas and water supply	1480	41	16	14
Production and distribution of electricity, gas, steam	1319	8		2
Collection, purification and distribution of water	161	33	16	12

	Enterprise			
	Total	By size of employees		
		50-199 pers.	200-299 pers.	300-499 pers.
Construction	12315	2209	292	288
Trade, repair of motor vehicles and household goods	36079	1250	130	116
Sale, maintenance and repair of motor vehicles and motorcycles	7480	153	7	14
Wholesale trade and contract basis (Except of motor vehicles)	17557	890	95	87
Retail, repair of clothing footwear and household goods	11042	207	28	15
Hotels and restaurants	3957	299	27	30
Transport, storage and communications	5351	658	90	67
Land transport and transport via pipelines	2649	364	50	29
Water transport	670	117	6	15
Air transport	6	1		2
Supporting transport activities and activities of travel agencies	1852	168	31	21
Post and telecommunications	174	8	3	
Financial intermediation	1129	74	10	12
Financial intermediation (Except insurance and pension funding)	1046	65	8	9
Insurance and pension funding (Except compulsory social security)	40	3	2	3
Activities auxiliary to monetary and financial intermediation	43	6		
Science and technology activities	15			
Activities related to real estate business and consultancy	6173	412	52	32
Activities related to real estate	873	78	11	4
Renting of machinery and equipment, renting of household goods	204	5		
Computer and related activities	640	27	4	1
Other business activities	4456	302	37	27
Training and education	296	17	1	1
Health and social work	137	24	1	2
Culture and sport activities	268	34	4	3
Personal and public service activities	463	52	18	20
Collecting waste, improving public sanitary	226	45	16	18
Other service activities	237	7	2	2

(Source) STATISTICAL YEARBOOK OF VIETNAM 2005

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

2001 年政令 90 が根拠政令。

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

2001年政令90が根拠政令となり、02年中小企業局設置。03年中小企業庁へ改組された。06年中小企業5ヵ年発展計画が策定された。中小企業庁の組織は約70名である。

局長(1名)、次長(3名)、庶務室、企業登録課、中小企業振興課、企業情報センター、国営企業改革課、国内投資奨励課、中小企業技術支援センター(ハノイ、ダナン、ホーチミン) 中小企業政策の現状は、企業登録手続、人材育成、情報提供、技術支援が柱である。

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

中小企業5ヵ年発展計画(2006年~2010年)は2006年10月首相府により承認された。上位目的はSME振興を通じて経済の競争力強化に資することである。個別指標は5年間で32万社創業、270万人新規雇用創造、16万5千人のテクニカル・ワーカー創造などである。

主要タスクは制度整備、税制、土地利用、金融、技術、情報、人材育成、市場開拓、SME Promotion Councilの役割拡充である。

主要行動は企業登録の簡素化、土地利用アクセス、円滑な金融、競争力改善、人材育成、SMEへの認識、アクションプラン策定である。

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

64の県には地方計画投資局(DPI)があり、中央(計画投資省中小企業庁)の地方機関として機能している。主な活動は例えば、企業登録業務、人材育成事業(セミナー開催)などである。

1-7 その他

今回調査では不明

2-1 金融 - 融資・投資・出資・信用保証・その他

現存する中小企業向けの政策金融はなく、ドナーサポートファンドがあるのみである。

国営商業銀行は主として国営企業向けに融資業務を実施、株式商業銀行は民間セクター向けに融資業務を傾斜させているが、その融資残高は小さい。

中小企業の資金調達環境を補完する信用保証基金についてはその設立を規定する法令はあるが、既設立基金は3カ所のみ(法令では国内64県に設置が期待されている)。

2-2 税制 - 設備投資・事業承継・技術開発・その他

今回調査では不明

2-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 - 情報提供・人材育成・研修・環境対策・その他

今回調査では不明

2-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 - 研究開発技術支援・IT対応への支援・産学官連携支援・販路開拓支援・新分野進出支援・ISO認定取得支援・中小商業新興政策・下請企業振興政策・その他

「中小企業技術支援センタープロジェクト」がスタートした。今後は、センターを中心にしながらも、既存の技術支援機関(ハノイ工科大学、科学技術省傘下の機関、工業省傘下の研究所など)との有機的連携を確立しながら、中小企業に対する技術支援を効果的に実施していくことが期待される。

2-5 創業・ベンチャー支援 - 創業支援・ベンチャー育成・ベンチャーキャピタル支援・税制・ベンチャー向け証券市場の整備・その他

今回調査では不明

2-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 – 下請代金支払遅延等防止法・小売商調整対策・分野調整・官公需・裁判外紛争処理・その他

今回調査では不明

2-7 地域中小企業政策 – 伝統、地場産業に対する振興・産業集積、クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援・街づくり、地域おこしに対する支援・NPO 支援・その他

今回調査では不明

2-8 中小企業の国際化支援 – 海外投資支援・貿易の振興・情報提供・その他

貿易振興機関については第 12 章を参照。

2-9 中小企業に関する雇用・労働対策 – 雇用上の特例・その他

今回調査では不明

2-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 – 商工会議所・協同組合・ネットワーク支援・その他

SME 支援連携機関として、ベトナム商工会議所(VCCI)は国内民間企業振興を目的としており、7つの委員会組織と8内部局(中小企業振興センター含む)を有している。国内にはホーチミン、ダナン、ハイフォン、カントー、バリアブントウの5支部がある。

その他の連携機関として、VJCC(Vietnam Japanese Human Resource Cooperation Center: 日本センター)、HIC(ハノイインダストリアルカレッジ)、STAMEQ(科学技術省傘下の品質基準管理機構)、QUATEST、SMEDEC(双方 STAMEQ の下部組織)、工業省、科学技術省など。

2-11 小規模企業対策

今回調査では不明

2-12 マイノリティー・女性に関する支援

今回調査では不明

2-13 セーフティーネット - 倒産防止・会社更生・災害対策・その他

今回調査では不明

2-14 その他 - 当該国において、特筆すべき対策

ベトナム社会主義共和国は 1976 年の南北統一から 10 年後の 1986 年の第 6 回党大会において、市場経済システムの導入と対外開放化を柱としたドイモイ(刷新)路線を開始した。以降、外資導入に向けた構造改革や国際競争力強化に取り組んでいる。

この間、ベトナム政府の民間セクター(中小企業)育成への姿勢にはかなりの変化が見られる。さまざまな法制度は整備され、民間企業・中小企業を取り巻くビジネス環境改善も少しずつ進んでいる。

社会主義国でありながら、比較的早期に市場経済制度の導入を始めたベトナムは ASEAN 原加盟国に追いつく道をたどり始めている。

2006 年 4 月の第 10 回党大会(5 年毎)では、ドイモイ(刷新)政策実施 20 年を総括し、同政策の継続の確認と汚職問題に厳しく取り組むことが表明された。書記長には、ノン・ドゥック・マイン書記長が再選された。

党大会後の第 11 期第 9 回国会(5 月 16 日から 6 月 29 日まで)にて 6 月 27 日グエン・ミン・チュット国家主席、グエン・タン・ズン首相が新たに選出された。26 日にはグエン・フー・チョン国会議長が新たに選出された。2007 年 5 月には 5 年に一度の国会議員選挙が予定されている。なお、2007 年 1 月 11 日には、WTO 正式加盟を果たしている。

近年のベトナムの外交基本方針は、全方位外交の展開、特に ASEAN、アジア・太平洋諸国など近隣諸国との友好関係の拡大に努めることであり、1995 年 7 月、米国と国交正常化、ASEAN に加盟。1998 年 11 月には APEC に正式参加している。

日越関係において特筆すべきことは、2003 年 4 月に日本を訪問したカイ首相が、小泉首

相との会談で日越共同イニシアティブを立ち上げることに合意したことである。同合意に基づき、越政府、および日本政府と日本民間関係者から成る合同委員会が設立され、同イニシアティブの報告書と行動計画を作成する作業が開始された。同年12月4日に開催された第3回合同委員会によって、44項目の行動計画を含む報告書が承認された。

この44項目が予定通りに実行に移されれば、ベトナムにおける投資環境の問題は大幅に改善し、非常に好ましいビジネス環境が整うことが期待されている。

2004年、2005年の両年を通じてフォローアップを行った結果、日本企業の投資額の飛躍的増加など大きな成果を得た。2006年2月にハノイで第2フェーズを立ち上げ、7月の合同委員会において46項目の行動計画に署名した。両国政府は2007年末まで、行動計画の進捗をモニターする。

また、2004年12月には投資協定が発効、2006年8月には科学技術協力協定が締結されている。2007年1月には、東京において日越経済連携協定締結のための第1回正式交渉が実施された。

第8章 ラオスの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

ラオスの“Lao National Chamber of Commerce and Industry”(全ラオス商工会議所)の資料“Information of SMEs in LAOS”によれば、小企業とは従業員1~19人、年間総取引高4億キップ未満、総資産2億5,000万キップ未満であり、中企業とは従業員20~99人、年間総取引高10億キップ未満、総資産21億キップ未満である。

Category	Number of employees	Annual turnover in million Kip	Total assets in million Kip
Small	1 ~ 19	< 400	< 250
Medium	20 ~ 99	< 1,000	< 2,100

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

今回調査では不明

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

今回調査では不明

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

- ・ Ministry of Industry and Handicrafts
- ・ SMEPDO (SME Promotion and Development Office)
- ・ SMEPDC (the National Small and Medium Sized Promotion and Development Committee)

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

今回調査では不明

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

今回調査では不明

1-7 その他

商工会議所として、Lao National Chamber of Commerce and Industry がある。
貿易振興機関については第 12 章を参照。

(注) 2-1～2-14 については、大部分の項目が今回調査では不明であったので、1-7 に含めて記載した。

第9章 ミャンマーの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

今回調査では不明

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

規模の大中小零細を問わず、法人企業総数は2002～03年で27,456社である。その内で従業員数5人～9人の企業は20,432社である。

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

今回調査では不明

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

- ・ Small and Medium Scale Industries Development Sub-Committee (Myanmar Industrial Development Committee)
- ・ Directorate of Industrial Supervision and Inspection (Ministry of Industry 1)
- ・ Directorate of Myanmar Industrial Planning (Ministry of Industry 2)
- ・ Cottage Industries Department (Ministry of Cooperatives)

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

今回調査では不明

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

今回調査では不明

1-7 その他

1919年に設立されたビルマ商業会議所を母体に、その後数度の組織改編を経て、99年に連合体としてのUMFCCIが設立された。所轄官庁は商業省、国家計画・経済開発省、外務省、内務省、第一工業省にわたるが、主管するのは商業省である。

ミャンマー会社法第26条に基づく非営利団体である。会員数は約15,000社で、内訳でミャンマー法人企業は約10,000万社。同国の法人企業は30,000社程度とみられ、大体三分の一が加入。

(注) 2-1～2-14については、大部分の項目が今回調査では不明であったので、1-7に含めて記載した。

ミャンマーの従業員別規模別企業数

ESTABLISHMENTS REGISTERED WITH THE SOCIAL SECURITY BOARD BY EMPLOYEE RANGE

											(Number)
S.N.	Employee Range	1985-86	1990-91	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	1999-2000	2000-01	2001-02	2002-03
1	5-9	9319	10129	9902	11740	12175	14472	16180	17768	18510	20432
2	10-25	2643	1750	1996	2181	2394	2351	2393	2791	3122	3991
3	26-50	605	425	543	620	627	734	847	956	1039	1261
4	51-75	267	203	204	233	261	270	310	361	384	454
5	76-100	190	122	162	175	188	177	220	252	304	294
6	101-125	159	115	85	95	93	108	109	175	199	204
7	126-150	80	55	59	71	74	94	108	102	121	120
8	151-175	53	43	44	40	59	70	76	66	112	75
9	176-200	46	24	35	37	35	47	56	47	56	63
10	201-225	32	25	28	33	34	39	45	49	83	60
11	226-250	31	31	22	25	33	24	35	44	123	43
12	251-500	116	110	115	159	147	190	210	227	351	281
13	501-750	41	30	39	46	44	52	59	72	85	79
14	751-1000	19	21	23	23	24	26	42	35	42	35
15	1001 and above	49	46	48	47	53	57	57	65	529	64
	TOTAL	13650	13129	13305	15525	16241	18711	20747	23010	25060	27456

(Source) Social Security Board.

第 10 章 カンボジアの中小企業施策

1-1 中小企業の定義の有無とその根拠 - 製造業・卸売業・小売業・サービス業

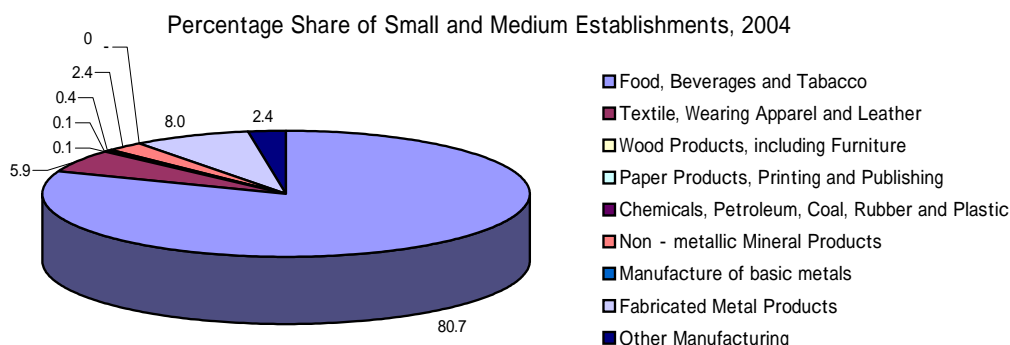
製造業を管轄している鉱工業エネルギー省の資料に基づけば、小規模企業とは従業員 10 人～49 人、中規模企業とは従業員 50 人～199 人、大規模企業とは従業員 200 人以上。

1-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 - 中小企業白書・中小企業に関する統計データ

National Institute of Statistic(NIS), Ministry of Planning(MOP) の Statistical Yearbook 2005 によれば、中小企業の数以下の通りである。

1. Number of Small and Medium Establishments (SME), 1998-2004

SME		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
31	Food, Beverages and Tobacco	18,590	19,147	20,152	21,871	21,568	20,869	22,712
32	Textile, Wearing Apparel and Leather	310	396	366	1,382	1,417	1,406	1,672
33	Wood Products, including Furniture	895	814	869	141	13	13	16
34	Paper Products, Printing and Publishing	26	23	24	23	15	21	25
35	Chemicals, Petroleum, Coal, Rubber and Plastic	55	67	297	277	275	96	120
36	Non - metallic Mineral Products	811	777	666	721	757	681	680
37	Manufacture of basic metals	-	-	-	-	-	-	-
38	Fabricated Metal Products	1,375	1,647	1,824	1,454	1,899	1,850	2,239
39	Other Manufacturing	2,035	1,356	1,208	1,286	976	1,049	667
Total		24,097	24,227	25,406	27,155	26,920	25,985	28,131
Shares in percentage of total								
31	Food, Beverages and Tobacco	77.1	79.0	79.3	80.5	80.1	80.3	80.7
32	Textile, Wearing Apparel and Leather	1.3	1.6	1.4	5.1	5.3	5.4	5.9
33	Wood Products, including Furniture	3.7	3.4	3.4	0.5	0.0	0.1	0.1
34	Paper Products, Printing and Publishing	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
35	Chemicals, Petroleum, Coal, Rubber and Plastic	0.2	0.3	1.2	1.0	1.0	0.4	0.4
36	Non - metallic Mineral Products	3.4	3.2	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4
37	Manufacture of basic metals	-	-	-	-	-	-	-
38	Fabricated Metal Products	5.7	6.8	7.2	5.4	7.1	7.1	8.0
39	Other Manufacturing	-	-	4.8	4.7	3.6	4.0	2.4
Total		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Annual growth rate								
31	Food, Beverages and Tobacco	-	3.0	5.2	8.5	-1.4	-3.2	8.8
32	Textile, Wearing Apparel and Leather	-	27.7	-7.6	277.6	2.5	-0.8	18.9
33	Wood Products, including Furniture	-	-9.1	6.8	-83.8	-90.8	0.0	23.1
34	Paper Products, Printing and Publishing	-	-11.5	4.3	-4.2	-34.8	40.0	19.0
35	Chemicals, Petroleum, Coal, Rubber and Plastic	-	21.8	343.3	-6.7	-0.7	-65.1	25.0
36	Non - metallic Mineral Products	-	-4.2	-14.3	8.3	5.0	-10.0	-0.1
37	Manufacture of basic metals	-	-	-	-	-	-	-
38	Fabricated Metal Products	-	19.8	10.7	-20.3	30.6	-2.6	21.0
39	Other Manufacturing	-	-	-	6.5	-24.1	7.5	-36.4
Total		-	0.5	4.9	6.9	-0.9	-3.5	8.3



(Source) Ministry of Industry, Mines and Energy.

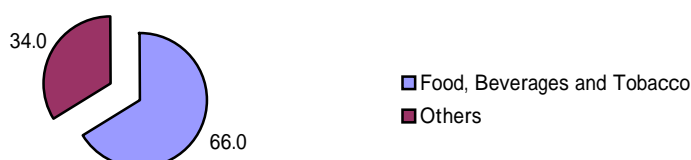
(中小企業の従業員の数)

2 . Number of Workers for Small and Medium Establishments, 1998-2004

Number of Workers for Small and Medium Establishments, 1998-2004

SME	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
Food, Beverages and Tobacco	34,821	35,417	40,800	45,330	51,885	47,133	52,638
Others	23,214	23,611	28,540	24,458	24,483	24,225	27,142
Total	58,035	59,028	69,340	69,788	76,368	71,358	79,780
Shear in percent of total							
Food, Beverages and Tobacco	60.0	60.0	58.8	65.0	67.9	66.1	66.0
Others	40.0	40.0	41.2	35.0	32.1	33.9	34.0
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Annual growth rate							
Food, Beverages and Tobacco	-	1.7	15.2	11.1	14.5	-9.2	11.7
Others	-	1.7	20.9	-14.3	0.1	-1.1	12.0
Total	-	1.7	17.5	0.6	9.4	-6.6	11.8

Percentage Share of Workers in Small and Medium Establishments, 2004



(Source) Ministry of Industry, Mines and Energy.

(中小企業の生産)

3. Volume of Production of Small and Medium Establishment, 1998-2004

SME	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
In million US\$							
31 Food, Beverages and Tobacco	44.5	76.0	98.6	171.9	178.2	165.1	444.8
32 Textile, Wearing Apparel and Leather	0.4	0.8	1.8	1.0	13.5	2.3	3.0
33 Wood Products, including Furniture	3.2	3.6	4.3	9.8	0.04	0.04	0.2
34 Paper Products, Printing and Publishing	0.2	0.2	0.1	0.4	0.5	0.4	0.4
35 Chemicals, Petroleum, Coal, Rubber and Plastic	0.8	1.0	1.5	1.5	4.4	1.7	4.8
36 Non - metallic Mineral Products	5.2	6.2	3.3	4.5	8.6	8.2	8.0
37 Manufacture of basic metals	-	-	-	-	-	-	-
38 Fabricated Metal Products	2.8	4.7	8.9	10.7	5.7	7.3	-
39 Other Manufacturing	2.0	3.1	5.9	3.4	2.6	5.9	7.5
Total	59.1	95.5	124.3	203.1	213.5	191.0	468.7
Annual growth rate							
31 Food, Beverages and Tobacco		70.7	29.8	74.3	3.7	-7.3	169.3
32 Textile, Wearing Apparel and Leather		90.2	129.5	-45.8	1,290.7	-83.3	32.9
33 Wood Products, including Furniture		13.9	18.1	131.5	-99.6	0.0	500.0
34 Paper Products, Printing and Publishing		5.6	-42.1	263.6	22.5	-16.3	0.0
35 Chemicals, Petroleum, Coal, Rubber and Plastic		34.7	43.6	3.4	193.3	-61.8	185.7
36 Non - metallic Mineral Products		18.0	-47.3	36.9	92.6	-3.9	-2.9
37 Manufacture of basic metals		-	-	-	-	-	-
38 Fabricated Metal Products		68.9	88.6	19.5	-46.9	29.3	-
39 Other Manufacturing		50.0	93.1	-41.8	-23.1	124.6	25.8
Total		61.7	30.1	63.4	5.1	-10.5	145.4

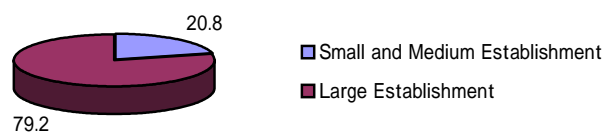
(Source) Ministry of Industry, Mines and Energy.

(中小企業及び大企業の従業員の数)

4. Number of Workers in Small, Medium and Large Establishments, 1998-2004

Establishment	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
Small and Medium Establishment	58,035	59,029	69,340	69,788	76,368	71,358	79,780
Large Establishment	98,721	127,054	151,151	204,688	240,550	260,061	303,460
Total	156,756	186,083	220,491	274,476	316,918	331,419	383,240
Share in percentage of total							
Small and Medium Establishment	37.0	31.7	31.4	25.4	24.1	21.5	20.8
Large Establishment	63.0	68.3	68.6	74.6	75.9	78.5	79.2
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Annual growth rate							
Small and Medium Establishment	-	1.7	17.5	0.6	9.4	-6.6	11.8
Large Establishment	-	28.7	19.0	35.4	17.5	8.1	16.7
Total	-	18.7	18.5	24.5	15.5	4.6	15.6

Percentage Share of Large, Small and Medium Establishments, 2004



(Source) Ministry of Industry, Mines and Energy.

1-3 中小企業関連法 - 基本法・その他関連法

例えば、2006年に「工場・手工業場法」(Law on Management of Factories and Handicrafts)が制定されている。

1-4 中小企業政策の立案と実施 - 政策立案機関・政策実施機関・政策の受け皿・人員

UNDP(国連開発計画)CARERE ProgramによるNGOにSME Cambodiaがある。

1-5 中小企業政策における財政支出 - 中央政府・地方政府・その他

今回調査では不明

1-6 中央政府と地方政府の役割分担 - 中央政府の事業・地方政府の事業

今回調査では不明

1-7 その他

1995年、商工会議所法が議会で採択され、Sub-degree No.610を根拠にプノンペン商工会議所(PPCC)が設立された。その後、対象をカンボジア全土に広げるため、2002年、Sub-degree No.89によりカンボジア商工会議所(CCC)が設立された。いずれの商工会議所も、商業省を所轄官庁とする独立機関である。全国の10都市に地方商工会議所があり、PPCCがCCCの事務局を兼任している。欧州各国からも様々なドナー支援がある。

IDE-JETROが鉱工業エネルギー省の資料から作成したデータによれば、2004年の「製造業」企業数は小規模・零細企業で28,131社であり、中・大規模企業は369社である。

(注) 2-1~2-14については、大部分の項目が今回調査では不明であったので、1-7に含めて記載した。

参考等資料一覧(第1章～第10章)

- インドネシア・経済産業省中小企業庁資料
- ・外務省 HP 各国・地域情勢
 - ・経済産業省資料
 - ・インドネシア協同組合・中小企業省資料
- マレーシア
- ・三木敏夫「東アジアにおける中小企業の多国籍企業化」世界経済評論 2007年3月号及び同氏執筆資料
 - ・黒岩郁雄編『国家の制度能力と産業政策』IDE-JETRO、2004年
 - ・Bank Negara Malaysia Small and Medium Enterprise(SME) Annual Report 2005
 - ・経済産業省資料
 - ・JETRO 2006年11月14日付通商弘報
- フィリピン
- ・坂本弘樹「フィリピンの中小企業振興と課題」ITI季刊 2004年冬号
 - ・JICA・フィリピン国貿易産業省『フィリピン国中小企業開発計画策定支援プログラム要約』2004年3月 ユニコインターナショナル株式会社
 - ・<http://www.business.gov.ph/SME.php>
- シンガポール
- ・(財)自治体国際化協会(CLAIR)『シンガポールの政策(2005年版)』05年
<http://www.clair.org.sg/j/newsletter/sin.pdf> (第5節 経済産業政策)
 - ・日本アセアンセンター <http://www.asean.or.jp/invest/guide/index.html>
 - ・SME Development Survey 2006
- タイ
- ・日タイビジネスネットワーク代表 元田時男執筆資料
 - ・OSMEP Executive Summary White Paper on SMEs and Trends(2005-06)
 - ・OSMEP Annual Report 2004
 - ・経済産業省資料
- ブルネイ
- ・(社)日本ブルネイ友好協会 HP 上の Brunei News(2007年2月/経済)
<http://www.bsmenet.org.bn/site/index.asp>
 - ・Brunei Darussalam Statistical Yearbook 2004

- ベトナム
- ・ 経済産業省中小企業庁資料
 - ・ ベトナム計画投資省 – JICA「ベトナム国市場経済化支援計画策定調査第3フェーズ最終報告書」(「石川プロジェクト」最終報告書)
 - ・ 外務省 HP 各国・地域情勢
<http://www.business.gov.vn/>
<http://www.smenet.com.vn/DefaultE.asp>
<http://www.sme.com.vn/>
<http://www.smedec.com/>
 - ・ Statistical Yearbook of VIETNAM 2005
- ラオス
- <http://www.smepdo.org/>
 - ・ Lao National Chamber of Commerce and Industry's Information of SMEs in LAOS
- ミャンマー
- ・ Social Security Board's information
- カンボジア
- <http://www.smecambodia.org/>
 - ・ 天川直子編『後発 ASEAN 諸国の工業化』IDE-JETRO、2006年
 - ・ Kingdom of Cambodia Statistical Yearbook 2005
- 共通資料
- ・ <http://www.cig.jasme.go.jp/10kikan.html> (ACSIC 加盟機関の制度概要)
- 共通資料
- ・ 経済産業省委託(財)国際開発センター『平成17年度アジア産業基盤強化等事業 ASEAN 各国における商工会議所実態調査』(2006年3月)
- 共通資料
- ・ 経済産業省貿易経済協力局 技術協力課「重点5分野別の進捗状況」2005年
- 共通資料
- ・ 日本アセアンセンター <http://www.asean.or.jp/invest/guide/index.html>
- 共通資料
- ・ ASEAN Statistical Yearbook 2005

第 11 章 ASEAN 投資促進機関

インドネシア

投資促進を担当する部門

投資調整庁(BKPM)

住所：Jl. Gatot Subroto No.44 Jakarta 12190, Indonesia

電話：62-21-5252008

URL：http://www.pma-japan.or.id

マレーシア

国際貿易産業省(Ministry of International Trade & Industry「MITI」)

Block 10, Government Offices Complex, Jalan Duta, 50622 Kuala Lumpur, Malaysia.

Tel：603-6203 3022 Fax：603-6201 0827

ウェブサイト：http://www.miti.gov.my

・MITI 海外事務所(日本)

マレーシア大使館通商部 公使(経済)

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 20-16

Tel：813 3476 3844 Fax：813 3476 4972

マレーシア工業開発庁(Malaysian Industrial Development Authority「MIDA」)

Block 4, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia.

Tel：603-2267 3633 Fax：603-2274 7970

ウェブサイト：http://www.mida.gov.my

・MIDA(東京事務所)

〒107-0062 東京都港区南青山 5-6-26 青山 246 ビル 4 階

Tel：81 (3) 3409 3680 / 3409 3681 Fax：81 (3) 3409 3460

ウェブサイト：http://www.midajapan.or.jp

・MIDA(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 5-9-3 高橋ビル 3 階

Tel : 81 (6) 6313 3121 / 313 3221 Fax : 81 (6) 6313 3321

マルチメディア開発公社(Multimedia Development Corporation Sdn. Bhd.)

MSC Headquarters, 2360 Persiaran APEC, 63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia

Tel : 603 8315-3000 Fax : 603 8318-8519

ウェブサイト : <http://www.mdc.com.my>

外国投資委員会(FIC.)

Economic Planning Unit, Prime Minister's Department, Block B5 & Block B6,

Federal Government Administrative Centre, 62502 Putrajaya

Tel : 603 8888-3333 Fax : 603 8888-3755

ウェブサイト : <http://www.epu.jpm.my>

フィリピン

投資委員会(BOI : Board of Investment)

概要 : 毎年発表される投資優先計画(IPP)で指定された分野に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。

住所 : 5/F, Industry & Investments Bldg., 385 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City

フィリピン経済区庁(PEZA : Philippine Economic Zone Authority)

概要 : 輸出加工区(ECOZONE)に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。

住所 : Roxas Blvd. corner San Luis St., Pasay City

クラーク開発公社(CDC : Clark Development Corporation)

概要 : 米軍基地跡であるクラーク特別経済区に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。

住所 : 4/F, Pacific Star Building, Sen. Gil J. Puyat corner Makati City あるいは
Bldg. 2127, C.P. Garcia St. cor. E. Quirino St., Clark Field, Pampanga

スービック湾首都圏庁(SBMA : Subic Bay Metropolitan Authority)

概要：米軍基地跡であるスービック湾自由港に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。

住所：Subic Bay Freeport Zone Bldg. 229, Waterfront Road Olongapo City 2222

シンガポール

経済開発庁(EDB : Economic Development Board)

250 North Bridge Rd. #28-00, Raffles City Tower, Singapore 179101

Tel : (65) 6832-6832 Fax : (65) 6832-6565

URL : <http://www.sedb.com>

< 海外事務所 >

米国(7カ所)、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデン、日本(2カ所)、中国(3カ所)、インドネシア、インド

タイ

産業の発展を組織的に促進する役割を担っている主な政府機関は、投資委員会(BOI)とタイ工業団地公社(IEAT)である。

THE BOARD OF INVESTMENT OFFICE < 投資委員会事務局 >

555 Vibhavadi-Rangsit Road Chatuchak District Bangkok 10900, Thailand

Tel.(66)2537 8111, (66)2537 8555 Fax(66)2537 8177

Call Center 1312

E-mail: head@boi.go.th

次の各県に地方事務局を置いている。

- ・チェンマイ(北部地方投資経済センター1)
- ・ナコンラチャシマー(東北部地方投資経済センター1)
- ・チョンブリ(東部地方投資経済センター)
- ・スラターニー(南部地方投資経済センター2)
- ・ピサヌローク(北部地方投資経済センター2)

- ・ウボンラチャターニー(東北部地方投資経済センター2)
- ・ソンクラーク(南部地方投資経済センター1)

次の各都市に海外事務局を置いている。

- ・フランクフルト(ドイツの他に、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、ロシア、スロバキア、ポーランドも担当)
- ・パリ
- ・ニューヨーク(米国の他にカナダ、メキシコも担当)
- ・東京

タイ投資委員会東京事務局

タイ大使館

〒107-0052 日本国東京都 港区赤坂 2-11-3

Tel (813)3582 1806 Fax (813)3589 5176

- ・在大阪タイ王国総領事館(BOI 大阪事務所)

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1 丁目 9-16 バンコク銀行ビル 1、4、5 階

電話：06-6262-9226、06-6262-9227

The Industrial Estate Authority of Thailand Office <タイ工業団地公社事務局>

618 Nikommakkasan Road Rajthevee, Bangkok 10400 Thailand

Tel (66)2253 0561 Fax (66)2253 4086

E-mail: ieat@ieat.go.th

ワンストップサービスセンター(ビザ及び労働許可証取得のためサービスセンター)

3rd Floor of Krisda Plaza, 207 Rachasapisek Road, Dindaeng, Bangkok 10310

電話番号：(66)6939-3339

ベトナム

計画投資省

2 Hoang Van Thu Street Hanoi, Vietnam

Tel: 84 4 8455298 Fax: 84 4 8234453

ウェブサイト：www.mpi.gov.vn

計画投資省 [南部事務所]

178 Nguyen Dinh Chieu Street District 3, Ho Chi Minh City

Tel: 84 8 9306671 Tel: 84 8 9305413

商業省

21 Ngo Quyen Street Hanoi, Vietnam

Tel: 84 4 825 3881 Fax: 84 4 826 4696

ウェブサイト : www.mot.gov.vn

ベトナム商工会議所(VCCI)

9 Dao Duy Anh Hanoi Vietnam

Tel: 84 4 574 2031 Fax: 84 4 574 2030

ウェブサイト : <http://www.vcci.com.vn>

ベトナム商工会議所日本代表事務所

東京都港区赤坂 6-4-20

ハノイ商務代表事務所東京支所

代表事務所 : 東京芝大門ビル内

Tel: 81 3 5730 2357

Email: hanoirepoffice@hanoi-in-japan.org

ダナン市日本代表事務所

東京都港区赤坂 3-9-6 森田ビル第 2 棟 5 階

< ハノイ市情報ウェブサイト >

www.hanoi.gov.vn : ハノイの文化、経済、社会に関する情報を提供。

< 貿易振興に関するウェブサイト >

www.vietnampromotion.com : ベトナム全土の各省が貿易を促進し、ベトナムの在外公館出張所(商務)を紹介している。

< ホーチミン市輸出加工区および工業団地当局(HEPZA) >

住所 : 35 Nguyen Binh Khiem Street District 1, Ho Chi Minh City

Tel: 84.8.8290414 - Fax : 84. 8.8294271

<ハノイ輸出加工区および工業団地当局>

D8A, D8B, Khu Biet Thu Giang Vo, Giang Vo, Hanoi, Vietnam

Tel: 84 4 772 1156 Fax: 84 4 772 1152

<ベトナム経済ポータル(VNEP)>

マーケット、国際経済統合、企業動向、行政改革、統計、新しい法律文書、公刊レポート、研究所やシンクタンクによる学術研究に関する情報を網羅したウェブサイトが2006年3月に開設。ウェブサイト：<http://www.vnep.org.vn>

ミャンマー

ミャンマー投資委員会(MIC)

Myanmar Investment Commission、 Directorate of Investment and Company
Registration

TEL : 95-1-287634、 FAX:95-1-282101、 E-mail : DICA.NAPD@mptmail.net.mm

第 12 章 ASEAN 諸国の貿易振興機関

インドネシア <http://www.nafed.go.id/>

National Agency For Export Development (NAFED)

Jalan Kramat Raya No. 172, Central Jakarta, Indonesia.

Tel : (62-21) 3190 4554, 310 0569, 3190 7664

Fax : (62-21) 3190 1524, 3190 1548, 3190 7664

Homepage: <http://www.nafed.go.id>

E-mail: nafed@nafed.go.id

マレーシア <http://www.matrade.gov.my/>

Menara MATRADE, Jalan Khidmat Usaha, Off Jalan Duta,

50480 Kuala Lumpur, MALAYSIA

General Tel: 603-6207 7077

General Fax: 603-6203 7037 / 7033

General Email: info@matrade.gov.m

フィリピン <http://www.citem.com.ph/index.asp>

Center for International Trade Expositions and Missions Golden Shell Pavillion,
Roxas Boulevard cor.

Senator Gil J. Puyat Avenue, 1300 Pasay City, Philippines

Tel. (632) 831-2201 to 09 Fax: (632) 832-3965 / 834-0177

Email: info@citem.com.ph

シンガポール <http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal>

230, Victoria Street, 7th Floor, Bugis Junction Office Tower, Singapore 188024

Local: 1800-IESPORE (1800-4377673)

Overseas: +65 6337 6628

Fax: 6337 6898

タイ <http://www.thaitrade.com/go/home>

<タイ国政府商務省輸出振興局(DEP)バンコク本部>

・ラチャダピセクオフィス:

22/77 Rachadapisek Road,Chatuchak,Bangkok 10900 THAILAND

TEL:(662)511-5066-77 FAX:(662)512-2670

・ノンタブリオフィス

44/100 Nontaburi 1 Road,Thambon Bang Krasor, Amphur Muang Nontaburi

TEL:(662)507-7999

(共通)E-MAIL:iticdep@depthai.co.th

<http://www.thaitrade.com> (英語)

・(東部)DEP チェンタブリオフィス

30/31-32 TRIRATI RD., MUANG, CHANTHABURI 22000 THAILAND

TEL: (6639)325-962 to 3, 300-010 FAX: (6639)325-962

E-MAIL:epcchan@hotmail.com

・(北部)DEP チェンマイオフィス

29/19 SINGHARAJ RD., SRIPHUM, MUANG, CHIANGMAI 50200 THAILAND

TEL:(6653)216-350 to 1, 221-376 FAX:(6653)215-307

E-MAIL:depcm@loxinfo.co.th

・(東北部)DEP コンケンオフィス

269/74-75 MITTAPHAP RD., MUANG, KHONKAEN 40000 THAILAND

TEL: (6643)325-026 to 8 FAX:(6643)325-029

E-MAIL:repckk@kknet.co.th

・(中南部)DEP スラタニオフィス

148/59 KANJANAWITEE RD., BANKUNG, MUANG, SURATTHANI 84000 THAILAND

TEL: (6677)286-916, 289-108, 287-107 to 8 FAX: (6677)288-632

E-MAIL:depsurat@ksc.th.com

・(最南部)DEP ハジャイオフィス

7-15 JUTI-UTHIT 1 RD., HATYAI, SONGKHLA 90110 THAILAND

TEL: (6674)234-349, 231-744 FAX: (6674)234-329
E-MAIL:dephd@loxinfo.co.th

ブルネイ <http://www.industry.gov.bn/>

・ One-Stop Agency

The Ministry of Industry and Primary Resources
Bandar Seri Begawan 1220 Brunei Darussalam
Telefax: 2244811
Telex: MIPRS BU 2111
Cable: MIPRS BRUNEI

・ Head Policy and Administration Division

Ministry of Industry and Primary Resources
Jalan Menteri Besar, Bandar Seri Begawan 1220 Brunei Darussalam
Tel: 2382822

ベトナム <http://www.vietrade.gov.vn/>

・ HANOI HEAD OFFICE

20 Ly Thuong Kiet st., Ha Noi,
Tel : 84-4-9347628. 9348145
Fax: 84-4-9344260. 9348142
Email : viettrade@viettrade.gov.vn
Website : <http://www.vietrade.gov.vn>

・ HOCHIMINH CITY OFFICE

Viet Nam 35-37 Ben Chuong Duong St., Ho Chi Minh City , Viet Nam
Tel : 84-8-8297282 , 8210654
Fax : 84-8-8291011 , 8293596
Email : hcmviettrade@viettrade.gov.vn

ラオス

・ LAO TRADE PROMOTION CENTER(LTPC)

Website: www.laotrade.org.la

附表: ASEAN Statistical Yearbook 2005 年版統計から

ASEAN Statistical Yearbook 2005 年版によると、次の各国の事業所規模による製造業の事業所及び従業員の数は以下の表の通りである。

**Number of Manufacturing Establishments and Persons Engaged,
by Establishment Size**

Country : Indonesia (persons engaged in thousands)

Year	Number of Establishments			Number of Persons Engaged		
	10 and over	20 and over	100 and over	10 and over	20 and over	100 and over
2000	-	22,174	-	-	4,367	-
2001	-	21,396	-	-	4,386	-

Sources: Statistical Yearbook 2001

Country : Malaysia (persons engaged in thousands)

Year	Number of Establishments			Number of Persons Engaged		
	10 and over	20 and over	100 and over	10 and over	20 and over	100 and over
1999	16,624	13,711	-	1,333	1,301	-
2000	11,461	8,552	-	1,538	1,498	-

Sources: 2000 Industrial Census; country submission

Country : The Philippines (persons engaged in thousands)

Year	Number of Establishments			Number of Persons Engaged		
	10 and over	20 and over	100 and over	10 and over	20 and over	100 and over
1997	14,734	-	-	1,110	-	-
1998	15,674	-	-	1,163	-	-
1999	-	7,450	-	-	1,090	-
2001	-	6,397	-	-	942	-

Sources: NSO websites Table A, Summary table for manufacturing establishment with ATE of 20 and over; 2000 Census of Business and Industry Manufacturing; and Table 2 on Volume of Production Index (VoPI), January 2001-December 2002.

Country : Singapore (persons engaged in thousands)

Year	Number of Establishments			Number of Persons Engaged		
	10 and over	20 and over	100 and over	10 and over	20 and over	100 and over
1999	3,928	2,425	630	18	79	242
2000	4,044	2,480	657	19	80	246
2001	4,041	2,568	672	19	82	244
2002	4,069	2,547	657	21	82	238
2003	3,976	2,460	656	21	79	235

Sources: Economic Development Board

Country : Thailand (persons engaged in thousands)

Year	Number of Establishments			Number of Persons Engaged		
	10 and over	20 and over	100 and over	10 and over	20 and over	100 and over
1999	20,900	-	-	2,171.3	-	-
2000	20,600	-	-	2,318.8	-	-

Sources: websites of NSO

Country : Cambodia (persons engaged in thousands)

Year	Number of Establishments			Number of Persons Engaged		
	10 and over	20 and over	100 and over	10 and over	20 and over	100 and over
2000	7,857	-	-	533	-	-

Sources: National Institute of Statistics of Cambodia web sites.

ASEAN 諸国の中小企業施策の総括表

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
I-1 中小企業の定義の有無とその根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・卸売業 ・小売業 ・サービス業 	<p>工業大臣令37/M-IND/PER/6/2006によれば、小企業とは工業分野において事業活動を行い、事業場所となる土地・建物を除いた投資額が2億ルピア以下の企業。</p> <p>中企業とは工業分野において事業活動を行い、事業場所となる土地・建物を除いた投資額が2億ルピアより多く100億ルピア以下の企業をいう。</p> <p>また、協同組合・中小企業省の従業員数による定義では大規模企業100人以上、中規模企業20～99人、小規模企業0人～19人。</p>	<p>National SME Development CouncilのSmall and Medium Enterprise Annual Report 05によれば、小企業の定義は製造業では年間販売額(Annual Sales Turnover)が25万～1,000万リンギ未満または、従業員数は5～50人、サービス業では年間販売額が20万～100万リンギ未満または、従業員数は5～19人。</p> <p>中企業の定義は製造業では年間販売額が1,000万～2,500万リンギまたは、従業員数が51～150人、サービス業では年間販売額が100万リンギ～500万リンギまたは、従業員数が20人～50人である。小企業の下位に零細企業が定義されている。</p>	<p>小企業の定義は従業員数10名以上100名未満、土地を除く総資産額300万0001以上1,500万ペソ。</p> <p>中企業の定義は100名以上200名未満、1,500万0001以上1億ペソ。</p> <p>なお、業種による区分がなく、小企業の下位にマイクロ企業が定義されている。</p>
I-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業白書 ・中小企業に関する統計データ 	<p>協同組合・中小企業省によれば、2004年時点における製造業は約274万社で、99.97%が100人に満たない企業で占められている。</p>	<p>Small and Medium Enterprise Annual Report (National SME Development Council)</p> <p>中小企業数は製造業、非製造業、農業を合計すると、518,996社。(2006.11.14 JETRO通商弘報)</p>	<p>Small and Medium Enterprises Statistical Report 2005によれば、2003年の企業数は810,362社であり、その内の99.6%を中小零細企業が占める。</p>
I-3 中小企業関連法 <ul style="list-style-type: none"> ・基本法 ・その他関連法 	<p>小企業法</p>	<p>会社法</p>	<p>小企業憲章(中小企業基本法に相当)は中小企業開発審議会設置、中小企業金融保証公社設立などを規定。</p> <p>中小企業の定義もこの中で決められている。</p> <p>バランガイ零細企業法(2002年11月制定)</p>

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
I-4 中小企業政策の立案と実施 ・政策立案機関 ・政策実施機関 ・政策の受け皿 ・人員	工業省中小企業総局 協同組合・中小企業省	1992年に国家開発委員会のガイドラインのもと財務省、通商産業省、人的資源省、科学技術環境省、総理府の5省庁が中心的な実施主体となり、中小企業政策が本格化した。中小企業支援には少なくとも12の省庁と40の政府系機関が関与。 製造業については通商産業省と1996年に設立された下部組織である中小企業開発公社(Small and Medium Industries Development Corporation: SMIDEC)が中心。 通商産業省の管轄下の組織だけでも中小企業開発公社など5つある。 中小企業開発公社がコーディネートするのは9省庁、22機関。中小企業政策は大きく二つに分けられる。各種の優遇措置と中小企業プログラムである。 また、2004年には振興政策を強化するために、国家中小企業開発会議(National SME Development Council, NSMEDC)を開設した。事務局はBank Negara Malaysia(中央銀行)にある。	Department of Trade and Industry(DTI:貿易産業省)の本省機構としては政策立案を担当する中小企業開発局(BSMED)とマーケティングを担当する国内商業局(BDT)がある。 実際に政策を推進するのは各地域(16地域)総局とその下に各州(79州)に設置されているDTI支局であるが、これを管轄するのは、ROG(Regional Operation Group)である。 さらに、中小企業行政については中小企業開発審議会が小企業憲章に基づき設置されている。
I-5 中小企業政策における財政支出 ・中央政府 ・地方政府 ・その他	今回調査では不明	NSMEDCに提出された2006年1月～11月の実績報告によれば、SMEs支援策は28万7,000のSMEsを対象とし、予算額78億リングを配賦し、213の基幹プロジェクトが実施された。 特に①起業家精神の育成強化、②販売促進強化、③製品開発能力の向上、④技術力の強化を図ることを目的とした。 同年の支援策の大きな特徴は、女性起業家の育成と若年者の技術訓練に重点が置かれたところにある。	今回調査では不明

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
I-6 中央政府と地方政 府の役割分担 ・中央政府の事業 ・地方政府の事業	今回調査では不明	SMEs育成の目玉としてIndustrial Linkage ProgrammeやSMIDECによるビジネス・マッチング拡大プログラムがある。	中小企業センターは1996年以降各州毎に設置する方針で展開されている。 その内のかんりのセンターがDTIの地方事務所に併設されている。 それ以外は、地方の商工会議所、ないしは地方政府に置かれている。 中小企業センターの主な機能は中小企業に対する情報の提供、プロジェクト・プログラムの実施である。
I-7 その他	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	シンガポール	タイ	ブルネイ
I-1 中小企業の定義の有無とその根拠 ・製造業 ・卸売業 ・小売業 ・サービス業	現地株主所有権30%以上、固定生産資産(工場建物、機械類、設備といったネットの簿価)が1,500万S\$以下。 製造業の企業でなければ、労働者が200人以下。 (SPRING・日本アセアンセンターHP 訳参照)	工業省(The Ministry of Industry)の定義では、製造業とサービス業の小企業は従業員50人以下または固定資産(土地を除く)5,000万バーツ、中企業は51人~200人または5,000万超~2億バーツ。 卸売業の小企業は25人以下または5,000万バーツ、中企業は26~50人または5,000万バーツ超~1億バーツ以下。 小売業の小企業は15人以下または3,000万バーツ以下、中企業は16~30人または3,000万バーツ超~6,000万バーツ以下。	小企業とは被雇用者が6人~50人。 中企業とは被雇用者が51人~100人。
I-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 ・中小企業白書 ・中小企業に関する統計データ	SPRINGによれば、企業数は133,600社であり、その内、中小企業が132,800社(99.4%)を占める。 統計資料としてはSME Development Surveyがある。	White Paper on SMEs and Trends (OSMEP) OSMEPとはOFFICE OF SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES PROMOTION 同白書によれば、2005年の中小企業数は、約224万社である。	Ministry of Home Affairsの統計によれば、2002年の民間企業は6,817社であり、そのうちSMEは6,711社である。
I-3 中小企業関連法 ・基本法 ・その他関連法	通商産業省の管下には、経済開発庁、規格生産性革新庁、国際企業庁、科学技術研究庁、シンガポール観光局、ホテル認可庁、ジュロンタウン公社、セントーサ開発公社、エネルギー市場庁の9法定機関が設置されている。法定機関とは、個別の法律に基づき設立された法人で、機動的に国の政策を実施する。	中小企業振興法 工業省令	今回調査では不明

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	シンガポール	タイ	ブルネイ
I-4 中小企業政策の立案と実施 ・政策立案機関 ・政策実施機関 ・政策の受け皿 ・人員	<p>通商産業省(MTI)は安定的かつ持続した経済成長を通じ、国富の創造に貢献することを目的に国家レベルの経済政策をリード、この目的を達成するために①国際貿易、アジア域内貿易におけるシンガポールの利益保護、②海外からの投資、生産性の向上、効率的な産業インフラの整備等による経済成長の促進、③国内地場企業によるアジア域内投資の促進の3本柱がある。</p> <p>通商産業省の役割はもっぱら政策の立案・調整であり具体的なプログラムの立案や実施は管下の法定機関等が担当。</p> <p>同機関には経済開発庁(EDB)、規格生産性革新庁(SPRING)、国際企業庁、科学技術研究庁などがある。</p> <p>なお、国際企業庁(International Enterprise Singapore)の前身は貿易開発庁(Trade Development Board)である。</p>	<p>経済危機に対する対応として金融再編成、景気浮揚策といった短期的な対策と合わせて、長期的な観点から産業構造改善策が取られることになり、中小企業対策を中心に据えた。</p> <p>その結果、99年中に小規模企業金融公庫、信用保証協会の強化、中小企業基金の創設、中小企業診断士制度の導入など総合的な対策を実行すると同時に、中小企業振興法を2000年2月に成立させた。</p> <p>また、中小企業振興マスタープランも2000年4月に閣議で了承されている。</p> <p>同マスタープランのためのタスクフォースがDepartment of Industrial Promotion, Ministry of Industry; Ministry of Commerce; Thai Chamber of Commerce; Federation of Thai Industriesによって形成された。</p> <p>(II-4参照)</p>	<p>産業・一次資源省及びその傘下に企業家開発センターがある。</p> <p>2007年2月に第9次国家開発計画(NDP)07年-11年が経済企画開発局によって長期国家開発計画委員会に提出された。</p> <p>第9次NDPは2005年に終了した第8次NDPを継承している。</p> <p>ブルネイ政府は第8次NDPに総額73億Bドルを割り当て、国家経済の多様化、特に石油ガス部門からの脱却に力を注いだ他、中小企業の強化と経済の多様化を優先課題とした。また、ICTが主要な経済育成産業とされた。</p> <p>2002年に、更に経済を刺激するために10億Bドルを第8次NDPに注ぎ込んだ。</p>
I-5 中小企業政策における財政支出 ・中央政府 ・地方政府 ・その他	<p>今回調査では不明</p>	<p>中小企業振興事務局内に中小企業振興基金を設置。基金は以下によって構成される。</p> <p>政府が拠出する資金、政府の年度予算、寄付金、その他。基金の目的は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、または中小企業団体に対する、設立、組織改変、業務改善、中小企業団体の効率化。 ・中小企業振興を目的とする政府機関、国営企業、民間団体の事業に対する支援。 ・中小企業の効率化のための企業合併、投資、業務拡大に必要な支援、補助。等 	<p>今回調査では不明</p>

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	シンガポール	タイ	ブルネイ
I-6 中央政府と地方政府の役割分担 ・中央政府の事業 ・地方政府の事業	今回調査では不明	中小企業振興策の策定は中央、地方別に以下の基準に従って策定する。事業グループ、地域ごとに、地方の潜在力を生かす。 ・効率化のための資金の援助 ・中小企業のための金融、株式市場の整備 ・中小企業の人材育成 ・中小企業の経営、技術、マーケット確保、財務改善などに対する支援 ・情報の提供 ・中小企業のグループ化 ・中小企業の投資促進 ・環境保護対策 ・法制の整備 ・知的財産権の保護	今回調査では不明
I-7 その他	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
I-1 中小企業の定義の有無とその根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・卸売業 ・小売業 ・サービス業 	Decree No.90/2001/ND-CPによれば、中小企業(SMEs)の定義は資本金が100億ドン未満か、従業員数が300人未満の企業のことである。	"Lao National Chamber of Commerce and Industry"(全ラオス商工会議所)の資料"Information of SMEs in LAOS"によれば、小企業とは従業員1～19人、年間総取引高4億キップ未満、総資産2億5,000万キップ未満であり、中企業とは従業員20～99人、年間総取引高10億キップ未満、総資産21億キップ未満である。	今回調査では不明	「製造業」を管轄している鉱工業エネルギー省の資料に基づけば、「小規模企業」とは従業員10人～49人、「中規模企業」とは従業員50～199人、「大規模企業」とは従業員200人以上。
I-2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業白書 ・中小企業に関する統計データ 	STATISTICAL YEARBOOK OF VIETNAM 2005によれば、規模別企業総数は、91,755社であり、300人未満の企業は88,222社である。	今回調査では不明	規模の大中小零細を問わず、法人企業総数は2002-2003年で27,456社である。その内で従業員数5～9人の企業は20,432社である。	STATISTICAL YEARBOOK 2005によればSMEの数は2004年で28,131社である。(I-7参照)
I-3 中小企業関連法 <ul style="list-style-type: none"> ・基本法 ・その他関連法 	2001年政令90が根拠政令。	今回調査では不明	今回調査では不明	例えば、2006年に「工場・手工業場法」(Law on Management of Factories and Handicrafts)が制定されている。

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
I-4 中小企業政策の立案と実施 <ul style="list-style-type: none"> 政策立案機関 政策実施機関 政策の受け皿 人員 	<p>2001年政令90が根拠政令となり、02年中小企業局設置。03年中小企業庁へ改組。06年中小企業5カ年発展計画が策定された。中小企業庁の組織は約70名。局長(1名)、次長(3名)、庶務室、企業登録課、中小企業振興課、企業情報センター、国営企業改革課、国内投資奨励課、中小企業技術支援センター(ハノイ、ダナン、ホーチミン)中小企業政策の現状は、企業登録手続、人材育成、情報提供、技術支援が柱である。</p>	<p>Ministry of Industry and Handicrafts</p> <p>SMEPDO (SME Promotion and Development Office)</p> <p>SMEPDC (the National Small and Medium Sized Promotion and Development Committee)</p>	<p>Small and Medium Scale Industries Development Sub-Committee (Myanmar Industrial Development Committee)</p> <p>Directorate of Industrial Supervision and Inspection (Ministry of Industry 1)</p> <p>Directorate of Myanmar Industrial Planning (Ministry of Industry 2)</p> <p>Cottage Industries Department (Ministry of Cooperatives)</p>	<p>UNDP(国連開発計画) CARERE Program(によるNGOにSME Cambodiaがある。</p>
I-5 中小企業政策における財政支出 <ul style="list-style-type: none"> 中央政府 地方政府 その他 	<p>中小企業5カ年発展計画(2006-2010)は2006年10月首相府により承認された。</p> <p>上位目的はSME振興を通じて経済の競争力強化に資すること。</p> <p>個別指標は5年間で32万社創業、270万人新規雇用創造、16万5千人のテクニカル・ワーカー創造等。</p> <p>主要タスクは制度整備、税制、土地利用、金融、技術、情報、人材育成、市場開拓、SME Promotion Councilの役割拡充。</p> <p>主要行動は企業登録の簡素化、土地利用アクセス、円滑な金融、競争力改善、人材育成、SMEへの認識、アクションプラン策定。</p>	<p>今回調査では不明</p>	<p>今回調査では不明</p>	<p>今回調査では不明</p>

I 制度比較の概要(定義・統計・機関等)

項 目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
I-6 中央政府と地方政 府の役割分担 ・中央政府の事業 ・地方政府の事業	64の県には地方計画投資 局(DPI)があり、中央(計画 投資省中小企業庁)の地 方機関として機能してい る。 主な活動は例えば、企業 登録業務、人材育成事業 (セミナー開催)などであ る。	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
I-7 その他	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし	IDE-JETROが鉱工業エネ ルギー省資料から作成し た資料によれば、「製造 業」企業数は小規模・零細 企業が2万8,131社であり、 中・大規模企業が369社で ある。(2004年)

II 個別の中小企業政策の比較

項目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
II-1 金融 ・融資 ・投資・出資 ・信用保証 ・その他	インドネシア信用保険公社 中小企業開発公社 インドネシア信用保証会社	ローン・信用保証について政府は政府系銀行を通じて16種類にのぼる基金を用意。そのほかに中央銀行による市中銀行への指導、政府系企業による信用保証などがある。 SMEsが金融支援を受けるアクセスとして、中小企業基金 (Fund for Small and Medium Industries) や新企業家基金 (New Entrepreneur Fund)、特別海外プロジェクト融資基金 (Special Fund for Overseas Project Financing) などの整備が進められた。輸出入銀行 (EXIM Bank) による新規市場開拓融資や特に農業部門におけるVC基金 (Venture Capital Fund) が創設され、Bank Negara Malaysia、中小企業銀行や商業銀行などから融資された。	中小企業保証金融公社 DTIが主導したNational SME Agendaと呼ばれる短・中期SME振興プログラムがある。 その柱となったのが、SULONGと略称される金融プログラムで、政府系金融機関が総力を挙げてSME金融に力を注ぐものである。 開発銀行、国土銀行、SBコーポレーション、Quedancorp (農業金融)、PhilExim (輸出入金融)、NLSFの5機関が統一した申請様式で融資申請を受け付ける。
II-2 税制 ・設備投資 ・事業承継 ・技術開発 ・その他	今回調査では不明	税制上の優遇措置には法人税の免除や投資税額控除などが含まれる。(ただし、一般の企業にも適用) 補助金にも一般企業向けと共通のもの (技術獲得基金、商業化およびR&D基金) が含まれるが、中小企業向けでは産業技術支援基金、技能向上基金、E-コマース補助、工場監査スキームなどがある。 特に1990年に創設された産業技術支援基金が重要。また技能向上基金は類似の補助が人的資源省にもある。 後述 (2-4) のVDPが通商産業省から企業家開発省 (現: 企業家・協同組合開発省) に移管されたのち、通商産業省は独自にVDPと同様のプログラムを開始。新たに税制上の優遇措置を導入し、アンカー企業 (育成を支援する企業) にもメリットのあるものとなった。	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
II-2 税制(続き) ・設備投資 ・事業承継 ・技術開発 ・その他			
II-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 ・情報提供 ・人材育成・研修 ・環境対策 ・その他	<p>工業省・中小企業総局及び教育訓練センターを中心として中小企業人材育成委員会が設置された。</p> <p>更に、中小企業人材育成クリニックが設置された。今後、中小企業人材育成センターの設立を目指す。</p> <p>工業省が中小企業診断制度導入のためのチームとセンターを設立。また、民間セクターによる人材育成の強化がなされ、一例としてインドネシア金型工業会が2006年2月に創設された。</p>	<p>SMIDEC (Small and Medium Industries Development Corporation) はアドバイザー・サービスを提供している。</p> <p>加えて、産業関連プログラム (Industrial Linkage Programme, ILP) やビジネス・マッチング拡大プログラムなどを提供している。</p>	<p>労働雇用省 (DOLE) は TESDA と称する職業技術訓練施設を運営している。</p> <p>主業務は特定技術の訓練・指導や起業家育成プログラムもある。</p> <p>TESDA は全国各地に 64 か所の訓練センターがある。</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
<p>II-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発技術支援 ・IT対応への支援 ・産学官連携支援 ・販路開拓支援 ・新分野進出支援 ・ISO認定取得支援 ・中小商業新興政策 ・下請企業振興政策 ・その他 	<p>一連の裾野産業振興(SIP)プログラムの実施として、工業省と商業省(SIPチームと共同)は、ジャカルタでの逆見本市を開催した。</p> <p>政府内での政策調整の強化のため経済担当調整大臣府により国家貿易投資促進チーム(PEPI)が設置された。</p>	<p>Vendor Development Programme (VDP)とは大企業と中小企業のリンケージを拡大するために導入された政策であり、対象はプミプトラ企業。</p> <p>1988年のプロトン社によるベンダー育成から始まり、プミプトラ中小企業からの調達を促進するものである。</p> <p>その後 1992年から電機メーカー2社による同様のプログラムも開始された。</p> <p>以上3社のプログラムについては政府からの融資が得られた。</p> <p>1993年以降、日系企業を中心とした外資系企業や地場企業がアンカー企業(育成を支援する企業)となったがこれ以降、民間の銀行が融資を担当することとなった。</p> <p>VDPは当初通商産業省の管轄下にあったが1995年、企業家開発省の発足に伴い、同省に移管された。</p> <p>その後、産業の対象は製造業のみでなく、あらゆる産業に拡大した。</p>	<p>科学技術省(Department of Science and Technology)は技術分野での支援が中心であるが、これには設備更新に関わる融資プログラムも含まれる。</p> <p>科学技術省ではSet-Upの愛称で親しまれているSME向けのサービスがある。</p> <p>Set-UpはSmall Enterprises Technology Upgrading Programの略称である。</p>
<p>II-5 創業・ベンチャー支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援 ・ベンチャー育成 ・ベンチャーキャピタル支援 ・税制 ・ベンチャー向け証券市場の整備 ・その他 	<p>今回調査では不明</p>	<p>特に農業部門における Venture Capital Fundが創設された。</p>	<p>今回調査では不明</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
II-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・下請代金支払遅延等防止法 ・小売商調整対策 ・分野調整 ・官公需 ・裁判外紛争処理 ・その他 	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-7 地域中小企業政策 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統・地場産業に対する振興 ・産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援 ・街づくり・地域おこしに対する支援 ・NPO支援 ・その他 	<p>クラスター振興については2005年7月に発表された工業政策の中でクラスターの概念を確定し、10分野を2005-2009の優先開発分野に設定。</p> <p>(実施機関: 協同組合・中小企業省、工業省、経済担当調整大臣府、国家開発企画庁)</p> <p>今後の計画として政策の継続的な実施と見直しが求められる。</p> <p>工業省がマーケティング、デザイン、包装技術に関するインドネシア中小企業向けのキャパシティビルディングを行った。</p>	<p>インフラ開発補助を受けて1991年から2000年にかけて九つの中小企業用の工業団地が建設されている。これらの工業団地では中小企業が共通して使用できる施設(製品試験など)を併設。</p> <p>Global Suppliers Program (GSP) は1998年にペナン州で始まった。州内に立地する多国籍企業と地場の中小企業との間で戦略的パートナーシップを確立することが目的。</p> <p>1989年に設立されたPenang Skills Development Centerが中核となり、多国籍企業と協力し、3段階の研修を提供し、併せて多国籍企業が特定の地場産業を育成するという二つのプログラムを含む。</p> <p>GSPはその後、1999年に中小企業開発公社の管轄となり、他州へと拡大している。</p>	<p>1991年地方自治法により、一定の政府業務が地方自治体(LGU)に移管されている。</p> <p>その中には工業振興に関わる業務も含まれているが、LGUが独自の判断で予算をつけている分野は、道路などのインフラ整備や教育、医療などの分野が中心。</p> <p>NGOが地方の零細企業に対して様々な支援活動を行っている。NGOの支援分野は技術分野での訓練、指導が多い。</p> <p>外国ドナー機関の提供する支援を委託されて行うケースが多い。フィリピンのNGOの活動として金融を扱うものが多いことも特徴のひとつである。</p> <p>地方において零細企業との接点が多いNGOを貸付先の信用確認や、貸し付けた後の回収に活かそうとするものである。</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
II-8 中小企業の国際化支援 ・海外投資支援 ・貿易の振興 ・情報提供 ・その他	<p>世界市場における輸出工業製品競争力の分析については、商業省、インドネシア商工会議所、ジェトロにより調査チームが設置され、報告書を2006年3月に商業省に提出。</p> <p>貿易振興機関 National Agency For Export Development (NAFED)</p> <p>Jalan Kramat Raya No.172, Central Jakarta, Indonesia</p> <p>Tel: (62-21) 3190 4554 他 Fax: (62-21) 3190 1524 他 HP: http://www.nafed.go.id E-mail: nafed@nafed.go.id</p>	<p>貿易振興機関 Menara MATRADE, Jalan Khidmat Usaha, Off Jalan Duta, 50480 Kuala Lumpur, MALAYSIA</p> <p>General Tel: 603-6207 7077 General Fax: 603-6203 7037他 General E-mail: info@matrade.gov.m http://www.matrade.gov.my/</p>	<p>貿易振興機関 Center for International Trade Expositions and Missions</p> <p>Golden Shell Pavillion, Roxas Boulevard cor. Senator Gil J. Puyat Avenue, 1300 Pasay City, Philippines</p> <p>Tel. (632) 831-2201 to 09 Fax. (632) 832-3965他 E-mail: info@citem.com.ph http://www.citem.com.ph/index.asp</p>
II-9 中小企業に関する雇用・労働対策 (1) 雇用上の特例 (2) その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
II-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 ・商工会議所 ・協同組合 ・ネットワーク支援 ・その他	インドネシア商工会議所等が競争力強化や裾野産業の振興などに取り組んでいる。	民族、業種でまとまった5つの「商工会議所」が別個に存在しており、形式上これを統括する組織として全国商工会議所(NCCIM)が存在する。 傘下にある5つとは、マレー人商工会議所、華僑商工会議所、印僑商工会議所、国際商工会議所、製造業者連盟である。 JICAの商工会議所職員研修事業に参加している商工会議所が多い。 それ以外のドナー支援となると圧倒的に製造業者連盟に集中している。 JETROが電子電機分野の長期専門家を派遣。欧州諸国からの技術協力も盛んである。	フィリピン商工会議所(PCCI)の中にSME部会がある。中小企業担当副会頭のポストがある。 中小企業の全国登録企業数は約810,000社であるがPCCI会員数は全国で約2万~2万5,000社である。 うちPCCI直属は1,700団体程度。 カナダ、ドイツによる機能強化支援、事業支援。地方への直接支援も多い。JICA等の研修もある。
II-11 小規模企業対策	今回調査では不明	今回調査では不明	フィリピン大学小規模企業研究所(UP-ISSI)は小規模企業研究所だが、1960年代半ばにオランダの技術援助プロジェクトとして始まった。 10年後の1976年にISSIの活動の財政基盤を整備する目的もあり小企業R&D基金(SERDEF)という財団が設立された。 両者は一体でSME開発に努力している。 主業務はSMEに関する調査・研究、起業家養成研修のカリキュラム作りと実施、コンサルテーション。 APECの場ではカナダとAPEC全域に通用するSMEカウンセラーの資格認定制度を構築している。

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	インドネシア	マレーシア	フィリピン
II-12 マイノリティー・女性に関する支援	今回調査では不明	今回調査では不明	労働雇用省(DOLE)が運営するTESDA(職業技術訓練施設)には「女性センター」が設置されている。
II-13 セーフティーネット ・倒産防止 ・会社更生 ・災害対策 ・その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-14 その他 当该国において、特筆すべき対策	中小企業診断制度整備は「戦略的投資行動計画(SIAP)」に記載された重要項目。	特記事項なし	2004年6月のアロヨ政権の10ポイントアジェンダの1つにSME向け融資の3倍増と100万～200万haの農地開発を通じて向こう6年間に600万人の雇用を創出するとある。

II 個別の中小企業政策の比較

項目	シンガポール	タイ	ブルネイ
II-1 金融 ・融資 ・投資・出資 ・信用保証 ・その他	<p>規格生産性革新庁 (SPRING) は国内部門の変革とSMEの地位向上を促進する主導的機関である。</p> <p>SPRINGは現地企業融資スキーム (LEFS) および現地企業技術支援スキーム (LETAS) の運営を行っている。</p> <p>LEFSではSMEによる拡張、新しい能力の開発を支援するための融資を提供する。</p> <p>LETASでは、SMEが経営管理における能力獲得を支援するための助成金を提供する。</p>	<p>中小企業開発銀行、中小企業金融公社、中小企業信用保証公社</p>	<p>今回調査では不明</p>
II-2 税制 ・設備投資 ・事業承継 ・技術開発 ・その他	<p>技能開発基金 (SDF) は、労働者の技能向上を目指して、1979年10月に導入された。</p> <p>この制度では、雇用主が月給2,000S\$以下の労働者につき月給の1%の課徴金を中央準備基金に納付する。SDFは、その資金に基づいて従業員の研修プログラム等を支援する。</p> <p>SDFに基づく主な制度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練支援制度 (TAS) ・総合企業訓練計画 (TCTP) 制度 ・技能証明計画 (SCP) 制度 ・訓練資金援助制度 (TVS) ・訓練休暇制度 (TLS) ・IT訓練支援制度 (ITAS) ・中小企業管理者制度 (SMS) である。 	<p>税制については複雑多岐にわたっている。ここではその一部を参考までに紹介する。</p> <p>2002年1月26日付勅令394号により2002年1月1日以降に始まる会計年度から、年度末の払込済資本金が5百万バーツ以下の中小企業については減税されていたが、更に勅令431号 (2005年1月21日付) により2004年1月1日から一部減税されている。</p> <p>その他にも中小企業に対する特別減価償却やBOIの中小企業税制、ベンチャーキャピタルの中小企業への投資促進税制がある。</p>	<p>今回調査では不明</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項目	シンガポール	タイ	ブルネイ
II-2 税制(続き) ・設備投資 ・事業承継 ・技術開発 ・その他	<p>ほとんどの工場および機械に発生した設備投資費の33.33%は、償却期間を3年とする特別償却引当金として計上することが認められる。</p> <p>コンピュータまたは他の所定の自動化機器、通常の供給が不能となった場合の電力供給を目的に設置された発電機、ロボット、効率的な汚染管理機器、公認または許可取得済みの省エネ機器の特別償却引当金は、設備投資費の100%(一年で損金処理)が計上される。</p> <p>他に二重税控除制度がある。</p>		
II-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 ・情報提供 ・人材育成・研修 ・環境対策 ・その他	<p>SPRINGは国内部門の変革とSMEの地位向上を促進する主導的機関。</p> <p>SPRINGは、地位向上のための情報と支援を必要とするSMEにとっての最初の連絡先である。</p>	<p>2000年～2004年3月に行われた中小企業診断事業は、中小企業施策支援のひとつの成功事例として、タイ国内並びにASEAN周辺国での認識が一般化してきている。</p>	<p>今回調査では不明</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	シンガポール	タイ	ブルネイ
<p>II-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発技術支援 ・IT対応への支援 ・産学官連携支援 ・販路開拓支援 ・新分野進出支援 ・ISO認定取得支援 ・中小商業新興政策 ・下請企業振興政策 ・その他 	<p>経済開発庁 (EDB) は具体的な政策を企画・立案する経済開発分野の中核的法定機関で投資の誘致及び促進、各開発機関との相互調整を基本的業務としている。</p> <p>規格生産性革新庁 (SPRING) は生産性を高め、競争力と経済成長力を向上させ、国民生活の質的向上を目指す。</p> <p>国内産業各部門の変革及び中小企業の地位向上を目的とした融資並びに技術支援を実施することも重要な役割。</p> <p>国際企業庁は外国企業が海外進出するにあたって同国内企業と連携することを推進することも重要な役割。</p> <p>科学技術研究庁は科学技術政策の立案、産業科学技術分野の研究機関への支援、人材の育成等を担う。</p>	<p>中小企業振興は技術、経営など幅広い分野にまたがることから、99年から実施されている対策は、多数の専門家、団体を活用することになっている。</p> <p>そこで、総理大臣を委員長、工業大臣を副委員長とする中小企業振興委員会を設置することが規定されている。</p> <p>委員会は大蔵大臣、農業・協同組合大臣、商業大臣のほか、労働・社会福祉省次官、科学・技術・環境省次官、工業省次官、国家経済社会開発委員会事務局長、投資委員会事務局長、タイ国商工会議所代表、タイ国工業連盟代表、その他12名を超えない学識経験者で構成される。</p> <p>さらに中小企業振興事務局と同運営委員会が設置されている。</p>	<p>今回調査では不明</p>
<p>II-5 創業・ベンチャー支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援 ・ベンチャー育成 ・ベンチャーキャピタル支援 ・税制 ・ベンチャー向け証券市場の整備 ・その他 	<p>今回調査では不明</p>	<p>ベンチャーキャピタル会社が中小企業(土地を除く固定資産が2億バーツ以下で、従業員数200人以下)へ資本参加する場合、当該中小企業からの配当と株式譲渡から生ずるキャピタルゲインについて法人所得税が免税となる措置で2002年1月31日から勅令396号により開始された。</p> <p>この勅令は2005年11月14日付勅令442号により一部改正。</p> <p>また、ベンチャーキャピタル会社の株式からの配当と株式譲渡から生ずるキャピタルゲインについては、それが中小企業への投資に関するもの場合、法人所得税が免税となる。</p> <p>ベンチャー企業育成のためMAI(新興企業向け株式市場)</p>	<p>今回調査では不明</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項目	シンガポール	タイ	ブルネイ
II-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・下請代金支払遅延等防止法 ・小売商調整対策 ・分野調整 ・官公需 ・裁判外紛争処理 ・その他 	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-7 地域中小企業政策 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統・地場産業に対する振興 ・産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援 ・街づくり・地域おこしに対する支援 ・NPO支援 ・その他 	<p> ジュロンタウン公社〔JTCコーポレーション (JTC)〕は高品質の産業施設、ビジネスパークの開発、計画、管理における主導的機関。 </p> <p> 1968年以来、JTCは、シンガポールの工場群の景観形成および産業、製造業の成長に対する支援における主要な建築業者である。 </p> <p> JTCでは、工業用地約7,000ha、分譲地4,500万m²の開発を行ってきた。 </p> <p> JTCでは38の工業用、専門化された団地を管理。ウエハー製造パーク3つ、ジュロン島の化学製品ハブ、テュアスのバイオメディカルハブが含まれる。 </p> <p> またJTCは、研究施設、オフィス、住宅、公園、また起業家、科学者、研究者向け教育機関を有する200haの新しい経済ハブであるプロナビスタのワン・ノースの主導的開発業者でもある。 </p>	<p> タイの各地域に根付いた産業クラスターに含まれている特定中小企業発展のための支援が展開されている。 </p> <p> 例えば、上・北部では、農業、ハンドイクラフト、ファッション、繊維、観光、ICTといった産業の中小企業が対象になっている。 </p> <p> なお、有名な「一村一品」(OTOP)運動は零細企業振興の категорияに含まれると考えられる。 </p>	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	シンガポール	タイ	ブルネイ
II-8 中小企業の国際化支援 ・海外投資支援 ・貿易の振興 ・情報提供 ・その他	<p>国際企業庁 (IE シンガポール) は同国の中小企業の海外進出に対する支援の責任を生産性規格庁より引き継ぐ。(II.14を参照)</p> <p>この一環として、米国、欧州、日本、その他の国の企業に対し、同国を拠点とするよう誘致し、SME ハブとしての同国の地位向上を促進する。</p> <p>これによりSMEは国際シンガポール企業と協力し、ベンチャー事業を当地域に誘致することが可能。</p> <p>これらの新しい役割は、貿易促進における従来のTDBの役割を超えたものである。</p> <p>また、地域化資金調達制度 (RFS) は、現地企業が海外拠点を設立するための支援を提供することを目的に設けられた資金調達制度である。</p> <p>RFSは、経済開発局によって運営されており、同国の同制度参加銀行が融資を提供する。</p>	<p>貿易振興機関 タイ国政府商務省輸出振興局 (DEP) バンコク本部 ・ラチャダピセクオフィス: 22/77 Rachadapisek Road, Chatuchak, Bangkok 10900 THAILAND</p> <p>Tel: (662) 511-5066-77 Fax: (662) 512-2670 E-mail: iticdep@depthai.co.th http://www.thaitrade.com</p> <p>他</p>	<p>One-Stop Agency The Ministry of Industry and Primary Resources</p> <p>Bandar Seri Begawan 1220 Brunei Darussalam</p> <p>Telefax: 2244811 Telex: MIPRS BU 2111 Cable: MIPRS BRUNEI http://www.industry.gov.bn/</p> <p>等</p>
II-9 中小企業に関する雇用・労働対策 (1) 雇用上の特例 (2) その他	<p>今回調査では不明</p>	<p>今回調査では不明</p>	<p>今回調査では不明</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項目	シンガポール	タイ	ブルネイ
II-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 ・協同組合 ・ネットワーク支援 ・その他 	<p>シンガポール国際商工会議所がある。同会議所が「The Investor's Guide to Singapore 2002」(英文)を出版している。日本アセアンセンターとシンガポール経済開発庁が日本語版を作成している。</p>	<p>中小企業対策は内容が経営管理、技術、財務、融資など多岐にわたるため、工業省を中心とする関係各省のほか、タイ国商工会議所、タイ工業連盟、小規模企業金融公庫、信用保証協会、その他の金融機関など多数の関係機関が参加している。</p>	<p>Brunei Malay Chamber of Commerce and Industry</p> <p>Chinese Chamber of Commerce</p> <p>National Chamber of Commerce and Industry Brunei Darussalam</p> <p>The Brunei Darussalam International Chamber of Commerce and Industry</p> <p>といった商工会議所がある。</p>
II-11 小規模企業対策	<p>今回調査では不明</p>	<p>1991年に「小規模企業金融公庫」、「信用保証協会」が設立されていたが、資金が限られていたことなどにより、あまり活発に利用されていなかった。</p> <p>資金については、99年10月の経済総合対策で、増資が決定された。</p>	<p>今回調査では不明</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	シンガポール	タイ	ブルネイ
II-12 マイノリティー・女性に関する支援	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-13 セーフティーネット ・倒産防止 ・会社更生 ・災害対策 ・その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-14 その他 当该国において、特筆すべき対策	IE Singapore 230, Victoria Street, 7th Floor, Bugis Junction Office Tower, Singapore 188024 Local: 1800-IESPORE Overseas: +65 6337 6628 http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal	1999年の「水谷ミッション」でSmall Industry Finance Corporation (中小企業金融公社)の役割強化などがなされた。	特記事項なし

II 個別の中小企業政策の比較

項目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
II-1 金融 ・融資 ・投資・出資 ・信用保証 ・その他	<p>現存する中小企業向けの政策金融はなく、ドナーサポートファンドがあるのみ。</p> <p>国営商業銀行は主として国営企業向けに融資業務を実施、株式商業銀行は民間セクター向けに融資業務を傾斜させているが、その融資残高は小さい。</p> <p>中小企業の資金調達環境を補完する信用保証基金についてはその設立を規定する法令はあるが、既設基金は3カ所のみ(法令では国内64県に設置が期待されている)。</p>	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-2 税制 ・設備投資 ・事業承継 ・技術開発 ・その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
II-2 税制(続き) ・設備投資 ・事業承継 ・技術開発 ・その他				
II-3 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他 ・情報提供 ・人材育成・研修 ・環境対策 ・その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
II-4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発技術支援 ・IT対応への支援 ・産学官連携支援 ・販路開拓支援 ・新分野進出支援 ・ISO認定取得支援 ・中小商業新興政策 ・下請企業振興政策 ・その他 	<p>「中小企業技術支援センタープロジェクト」がスタート。</p> <p>今後は、センターを中心にしながらも、既存の技術支援機関(ハノイ工科大学、科学技術省傘下の機関、工業省傘下の研究所等)との有機的連携を確立しながら、中小企業に対する技術支援を効果的に実施していくことが期待される。</p>	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-5 創業・ベンチャー支援 <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援 ・ベンチャー育成 ・ベンチャーキャピタル支援 ・税制 ・ベンチャー向け証券市場の整備 ・その他 	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
II-6 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備 ・下請代金支払遅延等防止法 ・小売商調整対策 ・分野調整 ・官公需 ・裁判外紛争処理 ・その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-7 地域中小企業政策 ・伝統・地場産業に対する振興 ・産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援 ・街づくり・地域おこしに対する支援 ・NPO支援 ・その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
II-8 中小企業の国際化支援 ・海外投資支援 ・貿易の振興 ・情報提供 ・その他	貿易振興機関 HANOI HEAD OFFICE 20 Ly Thuong Kiet st., Ha Noi, Viet Nam Tel: 84-4-9347628他 Fax: 84-4-9344260他 E-mail: viettrade@viettrade.gov.vn Website: http://www.viettrade.gov.vn 他	貿易振興機関 Lao Trade Promotion Center Website: www.laotrade.org.la	今回調査では不明	今回調査では不明
II-9 中小企業に関する雇用・労働対策 (1) 雇用上の特例 (2) その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明

II 個別の中小企業政策の比較

項目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
II-10 中小企業組織およびネットワークへの支援 ・商工会議所 ・協同組合 ・ネットワーク支援 ・その他	<p>SME支援連携機関として、ベトナム商工会議所(VCCI)は国内民間企業振興を目的としており、7つの委員会組織と8内部局(中小企業振興センター含む)を有している。</p> <p>国内にはホーチミン、ダナン、ハイフォン、カントー、ハリアブントウの5支部がある。</p> <p>その他の連携機関として、VJCC(日本センター)、HIC(ハノイインダストリアルカレッジ)、STAMEQ(科学技術省傘下の品質基準管理機構)、QUATEST, SMEDEC(双方STAMEQの下部組織)、工業省、科学技術省など。</p>	<p>商工会議所として、Lao National Chamber of Commerce and Industryがある。</p>	<p>1919年に設立されたビルマ商業会議所を母体に、その後数度の組織改編を経て、99年に連合体としてのUMFCCIが設立された。</p> <p>所轄官庁は商業省、国家計画・経済開発省、外務省、内務省、第一工業省にわたるが、主管するのは商業省である。</p> <p>ミャンマー会社法第26条に基づく非営利団体である。</p> <p>会員数は約15,000社で内訳でミャンマー法人企業は約1万社。</p> <p>同国の法人企業は3万社程度とみられ、大体三分の一が加入。</p>	<p>1995年、商工会議所法が議会で採択され、Sub-degree No.610を根拠にプンペン商工会議所(PPCC)が設立された。</p> <p>その後、対象をカンボジア全土に広げるため、2002年、Sub-degree No.89によりカンボジア商工会議所(CCC)が設立された。</p> <p>いずれの商工会議所も、商業省を所轄官庁とする独立機関である。</p> <p>全国の10都市に地方商工会議所があり、PPCCがCCCの事務局を兼任している。</p> <p>欧州諸国から様々なドナー支援がある。</p>
II-11 小規模企業対策	<p>今回調査では不明</p>	<p>今回調査では不明</p>	<p>今回調査では不明</p>	<p>今回調査では不明</p>

II 個別の中小企業政策の比較

項 目	ベトナム	ラオス	ミャンマー	カンボジア
II-12 マイノリティー・女性に関する支援	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-13 セーフティーネット ・倒産防止 ・会社更生 ・災害対策 ・その他	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明	今回調査では不明
II-14 その他 当该国において、特筆すべき対策	1995年から6年間にわたり、石川滋一橋大学教授ら日本人経済学者グループとベトナム政府エコノミストとの間で市場経済化支援開発調査事業が行われている。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし

第Ⅱ編 日本の中小企業施策

第1章 中小企業促進のための法制基盤

1. はじめに

1-1. 目的

本章においては、アジア諸国の中小企業政策における法制基盤の整備・強化に資するべく、日本の過去の制度経験を回顧するなかから、有益な示唆を引き出すことを目的とする。

ここで論じる中小企業法制の課題領域としては、大きくは図1のように、中小企業セクターの遭遇する主要な問題群に応じていくつかの種類に分類・整理できると考えられる。すなわち大きくは、市場競争の結果として生じる問題群と、市場競争が歪んだ状況ゆえに起こる問題群とに分類しえよう¹。このうち前者についてはさらに、経済が持続的な成長過程にあって中小企業セクターの構造的矛盾がことさら表面化しない段階で、金融・人材のボトルネックといったミニマムな要請群が中心となり、一部の不況産業の救済の当否が問われるのみの局面と、不況期において露呈するより深刻な産業・地域の構造的な問題局面とに、分けることができると考えられる。いっぽう、後者の市場競争の歪曲ゆえの問題群としては、生産・流通の垂直取引関係において系列親企業などが優越的地位を濫用するいわゆる二重構造・下請関係の問題局面と、同一市場において水平的に競争する大企業と中小企業群とのあいだで支配的地位の濫用が問題とされる局面とに分類できるであろう。

日本において行政主導の中小企業政策において採用されてきた主要な施策は、こうした課題領域の違いに応じて図1の右欄のように整理することができるであろう²。すなわち持続的な成長期には、基本的に成長持続的なマクロ政策が経済基盤を運営し、健全競争の枠内で生じる中小企業の資金調達面の不利などのボトルネックに対応する施策が中心となる。国際的な比較優位の変化などで起こる一部の不況産業について救済要請も生じるが、基本的には産業転換を図り経済成長過程で問題が吸収されていく期待がある。しかしより構造的に不況産業・地域の問題が深刻化すると、産業問題は社会問題と化し、介入的な施策が要請される。いっぽう、市場競争の歪曲に対しては、独占禁止法の厳格適用が期待されるが、そのカバーし得ない実態を是正すべく、下請保護法制、大型店舗規制・大企業規制などの特別法が政治過程に浮上した。また生産・流通の系列関係をめぐっては、二重構造・格差が社会問題とみなす見地も根強いが、他方で産業構造強化の見地からむしろ系列化・下請関係を肯定的に捉え国策として意識的に推進する見地など、いわば中小企業政策を産業政策に意識的に組み込む施策も存在した。

以上のような国家行政主導の各種施策を狭義の中小企業政策とみなすとすれば、他方で、市場取引を支える法制度基盤(独禁法、商取引法、会社法、債権回収法制、労働法制、知的

¹ 寺岡寛(1996)『日本の中小企業政策』(有斐閣)5頁以下など。

² 黒瀬直宏(2006)『中小企業政策』(日本経済評論社)77頁以下など。

財産権など)を全般的に整備する課題もまた、広義の中小企業政策の手段として取り上げるべきであろう。本章ではとくにこのような広義の法制度基盤が、日本の中小企業の安定的な経済活動の基礎をなしたという認識に立ち、日本からアジア諸国等へ教訓として発信すべき中小企業法制基盤の重要な側面としてことさら取り上げている。

図表 1 中小企業政策の課題領域と主な施策

課題領域		施策
市場競争ゆえに生起する問題	持続的成長期の問題： ・成長産業：資金調達のコスト等 ・不況産業：近代化合理化	成長持続的なマクロ政策 安定的な市場法制基盤 金融助成 組織化・合理化カルテル
	不況期に露呈する問題： 不況産業・地域の救済	組織化・合理化カルテル 合理化の技術指導 補助金、特別融資
市場競争の障害ゆえに生起する問題	垂直取引関係における問題： 二重構造、系列・下請問題	下請代金遅延防止等の個別規制 産業政策への取り込み(国際競争力強化・産業構造高度化…等)
	水平競争関係における問題： 大企業との調整問題	独占禁止法の適用強化 大規模店舗規制・大企業規制

1-2. 中小企業法制の視座

以上のように中小企業政策における主な課題領域と施策を整理したうえで、では法制度の構築という点でこれら課題・施策の選択をいかに分類・理解できるであろうか。本章では便宜的な試みとして、図2のような法制度設計の分類枠組みを参照したい。

この座標軸は、国際学界で注目を浴びている Pistor and Wellons (1999)らの唱える「収斂仮説」の枠組みを借用したものである³。同説は各国の法制度の変化の経路に注目し、日本を含むアジア諸国の法制度が、A(国家主導の裁量型法設計)→B(国家主導の詳細型法設計)→C(市場主導の詳細型法設計)→D(市場主導の裁量型法設計)の経路で、最終的に英米型の契約自治主体の市場法制に帰結しつつあるという示唆を行った。筆者は収斂仮説そのものには懐疑的であるが、法制度の変遷の経路を観察するうえでの方法的枠組みとしては

³ Pistor, K. & Wellons, P. (1999) *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development*, Oxford University Press 参照。なおこの収斂理論はアジア開発銀行 (ADB) の委託研究に成るもので、ADB のアジア諸国における法整備支援活動に理論的根拠を賦与するものとなった。

便宜性が高いと考えるため、本章において日本の中小企業法制基盤の推移や性格を考えていくうえでも、この座標軸への当てはめを試みてみたい。

すなわち横軸で、経済運営を市場メカニズム重視でいくか国家介入重視でいくかという経済政策の基本的選択の相違を問うており、つまり国家重視から市場重視へと変化を促がす「自由化(liberalization)」の潮流が想定されている。いっぽうで縦軸はルールのありかたを詳細な強行法規重視でいくか、あるいは強行法規を最小化し契約自治重視でいくかという法制度の設計選択肢が問われている。グローバリゼーションのもとではこの縦軸を上から下へ、つまり法制度重視から契約自治重視へと変化させようとする「規制緩和(deregulation)」の圧力が高まっている。このように「自由化」と「規制緩和」の2軸に沿って大きく4象限の選択肢を描き出し、日本の過去の中小企業政策における各種の施策をあてはめてみると、それぞれ時代に応じた異なる位相が浮かび上がり、また興味深い変遷の経路も観察しうると考えられる。このような枠組みは、日本の過去の中小企業政策の教訓をアジア諸国に向けて理解しやすく整理し発信していくうえで、一つの参考となり、これじたいは借り物の枠組みであるとはいえ、今後こうした枠組みをさらに改良強化しながら日本の制度経験の自己相対化を深めていく方法的検討が必要であると考えられる。

以下本章では、2. でまずは狭義の中小企業政策に着眼し、日本の過去の行政主導の中小企業施策の変遷に伴う立法の経緯を時系列にそって辿る。つぎに3. で中小企業活動を支える市場法制基盤として、金融法制、コーポレート・ガバナンス、競争法、労働法制、貿易対応の制度基盤を取り上げ、日本の過去の経験からエッセンスを引き出すことを試みる。4. ではアジア諸国で中小企業政策を指導する世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関の政策志向を点検し、またそれとは異なる見地を展開するロシア・東欧の移行諸国の中小企業政策の教訓に目配りする。最後に5. において以上各節の議論を総括するなかで、アジア諸国に対して発信すべき日本モデルの性格について再考する。

図表 2 法制度の認識枠組み

	(市場主導)	← 自由化 ←	(国家主導)
(透明な法制) ← 規制緩和 ← (契約自治)	<C> 市場主導の詳細型法設計 独禁法の厳格適用 透明な市場取引法制		 国家主導の詳細型法設計 中小企業金融 組織化 下請保護法制 届出制の大店舗規制
	<D> 市場主導の裁量型法設計 情報提供 規制緩和		<A> 国家主導の裁量型法設計 補助金 官公需 営業許可制

2. 日本の中小企業政策の法制基盤の経緯

2-1. 明治～戦前

日本の中小企業セクターは、明治近代化以前からの手工業部門を引き継ぐいわゆる在来工業の素地のうえに、日露戦争を経た明治後期までに、輸出・国内市場での資本蓄積を通じて機械生産に移行した経営層が形成されたといえ、中小企業政策もこのころ端緒を發している。とくに過当競争体質、粗製濫造問題がかなり初期から指摘され、農商務省による技術指導や、組織化政策が開始されている。組織化を促進した法制度としては、1884年(明治17年)の「同業組合準則」、1897年(明治30年)「重要輸出品同業組合法」などの同業組合制度、1900年「産業組合法」による協同組合制度、1925年(大正14年)「重要輸出品国工業組合法」などがあり、輸出振興政策などの国家主導型の制度志向が顕著であった。

いっぽう金融助成制度も、臨時救済的な性格ながらも萌芽があり、大蔵省預金部資金による第一次大戦後の反動不況時代の輸出関連中小企業向け低利融資制度、昭和恐慌時代の運転資金特別融資、信用組合経由の融資などであった。また1936年(昭和11年)には「商工組合中央金庫」が発足しているが、戦時体制に入り十分機能しないで終わっている。

戦時体制のもとで注目されるのが下請企業振興政策であり、軍需生産増強が緊急の課題となるなか、「協力工業」の名のもとに優れた中小企業を軍需関連大企業や軍工廠の参加に系列化しゆく方針が強化され、公的な斡旋・補助金・技術指導といった各種施策が実施されて、戦後の中小企業政策の先駆をなした。

2-2. 戦後：経済民主化の志向

終戦直後の連合軍総司令部による占領政策のもとでの中小企業政策は、1947年の「独占禁止法」の成立と平仄を合わせる経済民主化の流れのもとにあった。戦時体制のもとで強化されてきた政策的な中小企業促進方針は否定され、1946年「商工協同組合法」にみるあくまで企業家の自主性を重視する組織化政策や、技術指導・経営指導・検定等の情報提供機能にかぎった応急的施策に終始した。

しかし1948年に「中小企業庁」が発足すると、しだいに、①中小企業支援型制度の整備、②金融助成政策、③組織化政策、④合理化政策、を柱とする一定の施策が展開されていくことになる。

このうち当初は連合軍総司令部が②金融助成制度の創設に難色を示したことから、当面大幅な予算措置を要しない①の中小企業支援の制度整備が先行し、すなわち「中小企業診断士」制度の創設や、地方自治体レベルの「中小企業相談所」設置が進んだ。

金融助成制度の面では、1947年発足の「復興金融公庫」に中小企業融資枠が設けられ、財政投融资や国庫余裕金による中小企業向け融資制度なども行われたが、応急的な実施であった。中小企業金融制度の本格的な創設は、1949年の「国民金融公庫」成立、1951年の「商工組合中央金庫」の組合員直接貸付の開始、そして1953年の「中小企業金融公庫」の設立による。また戦前に創設されていた信用保証制度も全国的普及が開始した。

組織化政策の面では、終戦直後の「商工協同組合法」が当初の経済民主主義的期待に反して戦時中の統制的な商工組合の復活を招いているとの見方を受けて、1949年にはこれに代替すべく、より民主的な運営理念を体現した「中小企業協同組合法」の制定をみていた。しかし1950年代に朝鮮戦争特需の反動不況が襲うや、中小企業セクターには、国家主導の統制的な合理化・生産調整を求める気運が生じ、1952年「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」が成り、さらに1953年には「中小企業安定法」として恒久立法化された。なおこの同じ1953年には「独占禁止法」改正で不況カルテル・合理化カルテルの適用除外が大幅に認められる方針転換が起こっており、中小企業政策の統制回帰に道を空ける環境を提供していた。こうした統制回帰の背景には、周知のように、朝鮮戦争を契機とする東西対立構造のもと、米国の占領政策全般が大きく右傾化した時代状況があった。

2-3. 高度成長期：産業政策の時代

昭和30年代から40年代半ば(1955～1970年)は、政財官の連合を背景とする産業政策の最盛期であり、中小企業政策もまた、近代化・合理化、貿易為替自由化に対応する国際競争力強化、産業構造の高度化、といったおりおりのスローガンを介して、国策のもとへ意識的に組み込まれようとした時代であったといえる。法制度のうえでは、1963年の「中小企業近代化促進法」および「中小企業基本法」がこうした政策基調を集約している。

すなわち、おりから貿易為替自由化時代に対応する産業構造の高度化が国家的課題とさ

れた時代にあって、中小企業は設備近代化を通じて貿易自由化時代に対応しゆくことが推奨された。輸出競争力強化業種に対する 1956 年「中小企業振興資金助成法」、1960 年「中小企業業種別振興臨時措置法」を経て、1963 年「中小企業近代化促進法」の成立に至る一連の近代化・合理化政策の流れがあり、施策としては、金融助成、税制優遇措置などが配慮された。

また 1963 年「中小企業基本法」は、中小企業構造の高度化(設備近代化、技術促進、経営合理化、規模適正化、事業共同のための組織化、事業転換、雇用訓練など)を課題とするいっぽう、大企業と中小企業との格差の解消(過当競争体質是正、下請取引の適正化、事業機会の適正化、官公需確保など)をも課題として強調した。これらの課題を達成する施策としては、金融助成や、税制優遇策、また 1967 年の協業組合制度の創設や「中小企業振興事業団」の設立などにみる中小企業団体の組織化、などが進展した。

総じて昭和 40 年代にかけては、これら法制基盤に基づく中小企業の近代化政策が志向され、施策として金融助成や税制優遇措置、また組織化が強化されるいっぽう、過当競争体質や下請系列化といった構造問題では抜本的な対応はとられず、たとえば 1956 年「下請代金支払遅延等防止法」などの対症療法に終始する傾向にあったとみられる。大企業と中小企業の二重構造が社会的問題とされた時代ではあったが、政策方針のうえでは中小企業を国際競争力強化の国策に取り込む趣旨であえて二重構造を温存し、その濫用のみ排除する対症療法で対応した時代と見ることも可能であろう。

2-4. 高度成長の終焉：政策誘導の時代

ドル・ショック、オイル・ショック、また国内の激しい公害問題などに揺さぶられた 1970 年代は、原料加工型輸出立国を御旗とした従来型の産業政策に激変を迫り、以後、「知識集約化」「情報化」「国際化」「融合化」といったおりのスローガンのもと、中小企業政策もまた政策誘導方針の変動にとりこまれて変遷を辿った。時代とともにこうした政策スローガンは更新されたが、中小企業政策の構造そのものは、国家主導の政策立案(産業構造審議会、中小企業政策審議会)がたとえば金融助成の融資条件や税制優遇の基準といった形式で、あるいは業界団体・組合等の組織原理を介して、中小企業セクターの現場に波及するという仕組みじたいが、「中小企業基本法」以来の国策主導の中小企業政策のありかたを維持するものであったという見方が成り立とう。このような国家主導の政策誘導が中小企業に資するものであったといえるか否かについては、評価は分かれる。とくに高度成長時代に促進された系列・下請関係が、その後も日本産業の国際競争力を支え続けたと評価されるいっぽうで、系列親企業による中小企業へのリスクヘッジと利益搾取に他ならなかったとする見方も根強い。とくに 1970 年代末の円高、さらに 1980 年代半ば以降の円高時代に中小企業の下請単価が大幅に切り下げられるなど、輸出競争力創出のためのバッファーとされた経緯、また 1990 年代の産業構造調整時代に系列親企業による海外調達が進み、下請け企業への切捨て圧力が強まった経緯などは、政策誘導型の中小企業政策のありかたを再

考させた。中小企業は大企業の競争力を支える犠牲的な役回りに奉仕させられてきたのではないかというみかたである。

他方で、以上のような垂直取引関係における大企業・中小企業間の関係性をめぐる議論とは別に、1970年代にオイル・ショックを契機に消費者運動等が強まって以降、水平的市場取引関係における大企業との調整が、中小企業の政策課題の一つとして浮上した。市場秩序の是正を迫る社会圧力を受けた法制度の動きとして、1973年「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」、1977年「中小企業の事業活動機会の確保のための大企業の事業活動の調整に関する法律」、1979年の「独占禁止法」の強化などが引き出された。

2-5. 概括

以上のような日本の狭義の中小企業政策をめぐる行政主導の施策の変遷を、ここで試みに、上記1-2.節で提示した法制変化の枠組みに沿って概括してみるなら、戦後の早い時期は独占禁止法による市場競争の成果に期待し中小企業政策をことさら導入しなかった時代があった(図表2のC)。しかし東西対立・保守連合時代を背景に、しだいに独占禁止法が後退し、1950年代半ばまでには市場競争のもとで中小企業が甘んじる不利な立場を是正していく一定の介入措置が起こり、とくに公的な中小企業金融制度が開始し、また組織化が促がされていく時代があった(図表2のCからBへのシフト)。さらに高度成長の時代には、中小企業の不利益な立場の是正よりもむしろその積極的な現状肯定が基調となり、1963年「中小企業基本法」を軸として、国際競争力強化や産業構造高度化といった国策的立場から中小企業の活用が意図された(図表2のBからAへ傾斜)。高度成長の終焉、バブル、そしてその崩壊へと歩んだ1980~90年代には、中小企業に対してさまざまな政策スローガンが称揚されたが、現実経済のうえでは、系列親企業の海外調達シフト、金融機関の不良債権処理、といった中小企業にとってあまりに厳しい潮流をとどめることはできず、国策依存から剥き出しの市場競争へと時代は向かい(図表2のC)、さらに大企業規制の緩和などの規制緩和時代が開始しようとする(図表2のD)。

こうした日本の多様な経験のなかから、国家主導型の中小企業政策の利点のみを強調しアジア諸国への教訓として説くことは安易に過ぎるであろう。中小企業に犠牲を強いることで高度成長を現出し、また低成長時代においてはバッファとしてリスクやコストをしわよせするしくみが「中小企業基本法」下の日本モデルのエッセンスであると断じるならば、あまりに浅薄な理解であるように思われる。はたして中小企業政策における法制度の役割が、開発過程ではもっぱら国家介入の根拠法規を提供する点にあり、高度成長を経て最終的に欧米スタイルの規制緩和型法制に「収斂」シフィニッシュを決めればよいというのが、日本からの示唆のすべてであると語るならば、法制度を国策実現の道具としか見做さないいわゆる法的道具主義に墮することになる。日本の中小企業政策は、むしろ競争的な市場取引秩序があくまでも基盤として存在し、それをベースとして尊重するなかで公

的施策を組み込むことによる経済成果の最適化を志向した経緯として、理解されうるのではないか。であるとすれば、日本の中小企業政策における法制の役割を見るうえでも、単におりおりの中小企業政策の手段として改廃され続けた根拠立法群の回顧に留まらず、より鳥瞰的にみた市場法制基盤の全体像のなかで、捉えなおすことが正確なのではないか。次節 3. においてはこうした全体像の把握を試みたい。

3. 中小企業法制基盤の全体的把握

以下では中小企業の経済活動を取りまく法制基盤を全体像として捉えなおす趣旨で、中小企業の金融法制基盤、中小企業のコーポレート・ガバナンス、中小企業と競争法制、中小企業の技能形成と労働法制、中小企業の貿易対応、の諸点について法制度の役割に言及する。

3-1. 中小企業の金融法制基盤

中小企業の資金源は、大企業のごとく株式公開や内部留保に依存しにくく、おのずと融資への依存を深めざるを得ない。しかし銀行融資は、高度成長時代には大企業に向かいがちで逼迫し、担保・保証手段の不十分な中小企業に対しては高金利融資しか提供されえず、取り扱いの格差を生じた。また一転して 1970 年代後半以降の低成長期には、金融機関は大企業向け融資の減少分を中小企業向け融資の拡大に振り向け、さらに 1980 年代半ば以降の円高基調下で大企業は国内外でのエクイティ・ファイナンスなど資金調達を多様化させたことからいっそう銀行離れが進んだことで、中小企業への銀行貸し込みが起こった。いわゆるバブル崩壊以降の金融構造改革では、銀行が不良債権処理を進めるなかで、厳しい取立てによる中小企業の倒産、貸し渋り、選別的金利、といった社会問題を生じた。

こうした日本の中小企業の金融獲得面の経験のなかからいくつかの教訓を引き出してみるなら、政策金融の一定の役割、また他の一つに地方銀行・第二地銀・信用金庫・信用組合などの民間の地方性金融機関の役割であって、その機能を支えてきた信用保証制度や、さらに担保制度・倒産法制といった債権回収法制全般の重要性が挙げられる。

中小企業向けの政策金融としては既述のように、政府系金融機関として 1949 年設立の「国民金融公庫」、1951 年の「商工組合中央金庫」の組合員直接貸付の開始、そして 1953 年設立の「中小企業金融公庫」がある。政府系金融機関が中小企業向け融資総残高に占める割合は 10%前後で推移してきたが、民間金融機関の貸し渋りの時期にも駆け込み寺でありつづけたこと、また民間金融機関との協調融資を通じて民間融資の呼び水効果を果たしてきた一面も評価される。

中小企業向け融資総残高で中核を占め続けてきたのが、地方銀行(20%程度)、そして第二地銀・信用金庫・信用組合などの中小金融機関である(合計 30~40%程度)。その融資活動

を支えたものは、第一に地場産業を間近で見張る審査能力の蓄積であり、またその厳しい審査姿勢を促がした熾烈な金融競争であり、またその道具立てとしての担保・保証・倒産法制といった債権回収法制基盤であり、さらに地方自治体との連携、なかでも民間金融機関の融資を支える自治体レベルの信用保証協会(1953年「信用保証協会法」)やこれらをバックアップする1958年成立の「中小企業金融保険公庫」の存在などがあった。

じつは日本の経験に学んで中小企業向けの政策金融機関を設立したり、信用保証制度を導入する動きがアジア諸国のあいだにも見受けられる。しかし往々にして情実融資を累積させ不良債権の膨張がとどまらない傾向を生じている。単に所管機関を設置し制度を移植するだけでは日本モデルのエッセンスを吸収したことにはならないのであり、審査能力の強化、金融競争環境、債権回収法制の適正化、地元自治体との *arm length* の関係など、制度を生かしめる制度環境全般の強化が並行せねばならないはずである。たとえば債権回収法制ひとつをとってみても、アジア諸国においては、特定の金融機関が担保目的物を独占支配する制度慣行がはびこり担保依存・融資審査軽視の要因となっていたり、また倒産法制が債権者の手続主導権を抑制し債務者企業救済を優先させる傾向など、多くの改善課題を含んでいる⁴。

3-2. 中小企業のコーポレート・ガバナンス

日本の中小企業の競争力を生み出した経営構造面の特色は、オーナー社長主導の個人支配企業・同族会社としてのメリットに帰着されることが多い。経営判断のうえで小回りが利き、従業員との人的関係が家族的で意思疎通の風通しがよい、などである。しかしこのような家族的経営には当然デメリットも伴い、市場アクセス・技術情報などに限界があるため、おのずと大企業系列の下請関係に入ってその市場アクセスや技術知識に依存する道を選びがちとなる。しかしこうした依存関係は永久に安泰ではなく、中小企業が下請関係に飽き足らず雄飛を志すとき、あるいは下請関係の圧迫に耐えられず離脱を試みる状況で、あるいは親企業の海外調達ゆえに下請関係が解消される状況で、中小企業はいずれ自立に備えなければならない。それでは中小企業の自立を可能にする経営メカニズム、すなわちコーポレート・ガバナンスとはなにか。

オーナー社長のワンマン経営のもとで有効に機能しうる経営監視メカニズムとしては、会社法で強行法規化されたいくつかの制度がある。たとえば監査済み財務情報の本社店頭での公開義務がある。このほか社員総会の機能強化(定足数厳格化・特別多数決・株式買取請求権など)により少数意見を重視する強行法規、取締役の経営責任追及制度、などがある。また会社法の設計次第では、社外取締役や社外監査役といった大企業のガバナンスを真似

⁴ 金子由芳(2004)『アジア危機後の金融法制改革』(信山社)第二章、第三章。また経済産業省通商政策局 APEC 推進室(2003)『APEC 諸国・地域における債権回収手続の実状に関する研究報告書』(英訳版として、APEC Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group, Japan(2003) 2003 *Study on Debt Collection Litigation/Arbitration on APEC Economies*) 参照。

る道、労働者の経営参加を義務化する共同決定方式、など多様なメカニズムの組み込みも考えられる。しかし近年では会社法の強行法規の役割を最小化し市場慣行に委ねるべしとする規制緩和論も内外で根強く、とくに非上場企業については規制緩和の傾向が顕著である⁵。事実日本経済の現実においてもっとも機能しているメカニズムは、監査役や少数株主といった会社法の機関よりも、第一に税務申告に供えた税理士の関与であり、また中小企業診断士の関与であり、さらに金融機関による審査・信用管理の圧力である。また継続取引先企業との売り掛け・買い掛けの信用供与や株式持合いなどを介した相互監視慣行も重要である。おそらく会社法の予定する制度は、実体経済の現実的慣行と不即不離に相まってはじめて効果的に機能するのであって、単に強行法規として強制するだけで効果が得られるわけではあるまい。たとえ中小企業オーナーが会社法上の計算書類公開義務をおざなりに考え、社員総会や監査といった機関を軽視して有名無実化する傾向があるなかでも、しかし同じ中小企業オーナーは税理士や中小企業診断士のアドバイスを真摯に必要とし、また融資獲得のためにやむを得ず金融機関の情報開示要求に応じ、また取引先に経営情報を開陳せざるを得ない関係に立つゆえに、これらの専門資格者や取引先に対する関係において、会社法の情報開示規定や意思決定手続の強行規定などがおのずと効果を発揮でき、一定の第三者的なチェック機能を生み出してきたのだといえよう。

こうした日本の経験に学んで、アジア危機以降、日本からの ODA を通じ、アジア諸国に対して税理士制度(タイ)や中小企業診断士制度(タイやインドネシア)を伝授する事業が進んでいる。たしかに受入国社会における資格取得ブームに乗って、かなり浸透しつつあるかに見えるが、ただし資格認定基準が甘く制度の質に問題を来たしているという見方もある。おそらく個別の制度を断片的に移植するだけではコーポレート・ガバナンスの実効性を伴えないのであり、個別の制度と不即不離に関連する市場慣行をも含めた総合的な観察を土台として、制度移転の適否や条件が判断されねばなるまい。たとえば税理士制度が厳しく機能するには、税務署の収税行政そのものが改善されねばなるまい。中小企業診断士が必要とされたり、取引関係先による監視が機能するためには、健全な競争圧力が働いている必要がある。アジア諸国においてはこのような条件が即座に整わない環境がある(行政腐敗や寡占的経済構造など)。こうした現実の条件に鑑みれば、断片的な制度移植にとどまらず、行政ガバナンス改革や競争環境の創出といった幅広い基盤整備が必要となる。

同時に、あえて会社法の強行法規をもってコーポレート・ガバナンスを構築する必要性も高いと考えられ、先進国におけるような会社法の規制緩和論には安易に追随しがたいであろう。先進国においては上場企業のガバナンスが中心に論ぜられ、非上場企業向けの強行法規についてはもっぱら規制緩和が進んでいるが、アジア諸国においては非上場企業が実体経済の中枢を占めているだけに、そのガバナンスのありかたを適切に導く法制度の役割は強いと考えられる。とくにアジア諸国の会社法は行政による監視を中核に置く傾向があるなか、行政能力の限界からまともな監視が機能しない傾向にあり、より企業内部・外

⁵ たとえば米国の 1996 “Uniform Limited liability Company Act”参照。

部の監視契機を活用する制度設計努力が必要とされている。この点で日本の中小企業の経験から引き出される示唆は少なくないはずである。とくに、内部型ガバナンスとしては業務監督権を有する監査役制度の役割が研究されてきたし、また会社の存立に直接の利害関係を有する (residue claimant) 債権者や従業員や取引先といったステークホルダーによる経営監視圧力を活かす道として、債権者による異議申立て制度や取締役責任追及、その前提をなす情報開示制度、また従業員持株制や株式持合い関係を介した取引先や債権者による株主総会での少数株主として機能など、多様な制度構築のヒントを提供しうるであろう。

3-3. 中小企業の産業組織と競争法制

中小企業のありかたと競争法との関係については、いくつもの問題局面があり、整理して考える必要がある。上出の図表 1 でみたように、中小企業の抱える問題を市場競争の結果で生じるものと、市場競争の歪曲ゆえに生じるものに二分すると、前者について競争法が問題となりうる局面は、過当競争状況や不況産業に対する救済措置としての適用除外カルテルのありかたなどであり、後者については、垂直的取引関係では生産下請関係や販売流通系列における系列親企業の市場支配的地位の濫用や不公正取引規制の文脈での優越的地位の濫用などが問題となりえ、水平的取引関係では大企業の市場支配的地位の濫用や合併規制などが問題となろう。

このうち過当競争状況や不況産業に対する組織化の促進が、独禁法のカルテル規制の例外として広く認知され数多の適用除外立法を現出させた 1950 年代の日本の経験は、アジア諸国でもつとに紹介されているところである。近年アジア諸国では国際的圧力に応じて競争法を立法する気運が高まっているが、その多くが競争法実施委員会を日本の公正取引委員会のような独立委員会としては設置せず、産業政策を所管する通商産業省などの官庁の傘下に位置づけ、競争法の運用を産業政策に従属させる意図が濃厚であって⁶、このような産業政策優位の競争法運用を実現する目的で日本の経験に学ぼうとする傾向がはなはだしい。しかしながらこの点の日本の経験を正確に回顧するならば、公正取引委員会は独立委員会として常時維持された点が認識されねばならず、1950 年代のいわゆる「独禁法の冬の時代」においてすら、通産省の産業政策全盛なりしなかで、カルテル適用除外の許可権限を主管官庁に移さんとする独禁法改正草案をブロックし、独禁法の独立的な実施権限を譲り渡すことはなかった。さらに注目すべきは、欧米の競争法との対比で、独禁法じたいが実体ルールを立法レベルで詳述する傾向があることに加えて、条文解釈上の例外交渉余地を可能なかぎり最小化すべく透明な運用指針が作り上げられてきた点であって、その背景に、産業政策担当官庁の圧力に抗して独禁法を維持しようと図る公正取引委員会の

⁶ 1999 年タイ取引競争法、2004 年シンガポール競争法、2004 年ベトナム競争法しかりであり、審議の難航する中国の反独占法においても有力な選択肢の一つとなっている。詳しくは金子由芳(2007)「ベトナム 2004 年競争法の概要と性格」『公正取引』2007.4 月号。

懸命な努力があったと考えられる。日本は競争政策を産業政策に従属させた「開発国家」「東アジアの奇跡」の典型例として見做されがちであるが、じつはその競争政策の実質は真摯な自由主義の追求の例であると考えられ、このことは WTO 貿易競争委員会 (WTO/WGTCP) の場における日本政府の報告においても明確に強調された点である。

日本の中小企業を支えてきた制度構造の要にあるものが、けっして裁量的な産業政策一辺倒ではなく、むしろ産業政策の不透明な膨張に歯止めをかけ市場行動に明解な指針を提供しつつけた競争政策との間でのバランス・オブ・パワーであったという教訓は、アジア諸国にとっては逆説的な響きをもつであろう。ここで上記の図表 2 にみた制度理解の枠組みを再度参照すれば、アジア地域の昨今の競争法のトレンドは座標軸の A の象限にあり、欧米競争法が近年の規制緩和基調で解釈・例外余地の大きい裁量的設計が主流の D に向かっているなかで、いわばアジア諸国の志向は欧米流の規制緩和型市場法制モデル(D)の裁量的運用余地(縦軸)のみを模倣し、その運用主体(横軸)は国家の手中にとどめおく傾向と理解される。この状況に対して日本から提供しうる経験知は、日本もまた A であったとする誤解を解消し、「収斂仮説」の最終地点に至りつくまえに、一度は経由せねばならない透明明解な市場法制基盤整備(座標軸 C)の重要性を説くことではないか。

他方、生産下請関係や販売流通系列といった垂直的取引関係における問題についても、高度成長時代の産業政策中心の中小企業施策がこうした系列関係の有用性を強調し、深刻な弊害についてのみ対症療法で対応した経緯は上述したが、独禁法の運用もそうした弊害の個別的救済にとっての一手段として機能したと考えられる。とはいえ市場支配性を要件とする市場支配的地位濫用規制とは別に、不公正取引規制の分野において「優越的地位」濫用規制の法理を発達させた点は、独禁法運用のユニークな側面であり、いわゆる内生比率の低い日本ならではの「下請・系列構造」という社会的背景を受けて独禁法が中小企業の競争環境適正化に一役をになった重要な側面の一つといえる。

いっぽう、水平的競争関係における大企業の市場席卷による問題局面については、既述のように、1970年代に立法政策上の問題として政治過程にのぼり、大規模小売店舗規制その他の立法措置をみたわけだが、独禁法の純然たる適用を強化し、市場支配的地位の濫用や合併規制などで対応していく道もあった。じつは独禁法の強化が1977年に実現している。図表 2 を参照すれば、大企業の市場参入を許可制や届出制で縛る A ないし B の施策でいくか、あくまで独禁法の原則の枠内で濫用規制に徹する C の施策でいくかの選択がありえた。じつはアジア諸国においてまさに現在、WTO サービス貿易自由化のもとで流通分野等における外資参入の問題の荒波に晒され、地場中小企業が大企業規制を要求する政治圧力を強める状況がある。しかし一律の大企業規制を敷くと、いっぽうで WTO の内国民待遇の大原則ゆえに、内外平等待遇を維持せねばならないため外資狙い撃ちの進出規制は採りがたく、結果として国内の財閥系列にも規制を及ぼす結果とならざるを得ない。そこで妥協的に競争法の個別運用を通じて、外資狙い撃ちの規制を掛けられないかという議論の模索がアジア諸国の随所で始まっている模様である。しかし中小企業政策の見地からすれば、競争法

の運用はけっして裁量的な産業政策の道具立ての一つではなく、外資であれ内資であれ透明一律の市場制度基盤として適用されてこそ、寡占的政商の不当な経済支配を廃し、中小企業の新規参入と発展可能性を保障することがかなうというべきであろう。日本から支援されるべき競争法のポイントは、戦術的利用法ではなく、むしろ透明一律な運用指針の整備こそが求められていると考えられる。

3-4. 中小企業の技能形成と労働法制

日本の中小企業セクターにおける労働問題としてつとに論じられてきたのは、賃金・労働時間・福祉・安全基準などの面で固定化してきた大企業との大きな格差の問題である。すなわち下請け・系列関係のもとで、中小企業は大企業による利潤吸い上げ構造に組み込まれているとする「二重構造論」の指摘は、すでに1950年代から存在した。これに対して下請け・系列関係のメリットを強調する産業政策優位の立場からは、二重構造は若年層を中心に解消済みであるとする説明がなされ、格差とみえるものの実質は学歴の相違や男女の雇用形態の相違などといった労働者の属性に帰する差異であって、大企業・中小企業間の搾取関係の結果ではないと強調されてきた。しかしながら中小企業セクターに低賃金労働の属性を有する労働者(低学歴者や中途採用者や非正規雇用者など)が集中しているという構造じたいを、系列関係の搾取構造として問題視する議論も根強い。すなわち系列関係の底辺において、まさに企業間の利潤配分構造とは真逆に底辺へゆくほどに低賃金労働が動員され、労働市場の階層化が定着しているとするみかたである。とくに円高・平成不況の過程で中小企業セクターにおいては非正規雇用の比重を増し、最低賃金制度に限りなく近い水準での雇用を拡大している。また賃金格差に加えて、労働時間の格差は縮まらず、また福利・安全基準に至っては著しい格差が存在したままである。

しかし日本の労働法制は、このような労働市場のおのずからの結果である格差に、介入するものではない。労働基準に関する法制の射程は基本的に、同一労働同一賃金などの平等原則や、最低賃金制度といったミニマムな保護基準を維持するのみなのであって、それを上回る保護水準の実現は産別・企業別の労使関係の集団的ダイナミズムのなかで達成されることが予定されている。それだけに労働法制の全体像は、法制化された基準のみならず、労使関係のダイナミズムの構造や、その達成成果である雇用慣行全般、また司法過程においてそうした雇用慣行にお墨付きを与える労働判例法理をも鳥瞰する総合的視点で、把握される必要がある。

この視点からすれば、中小企業の労働基準の格差が是正されえざにいる要因の一つとして、労働組合の機能の限界を挙げねばなるまい。かつて1950-60年代には日本の労働運動はナショナルセンターを中心に盛り上がり、中小企業を含む労働者全般を対象にブルーカラーのホワイトカラー化とも称されるべき月給制・終身雇用・年功賃金といった全国ワイドの雇用慣行の構築を可能にした。しかしその後現在に至る過程で、日本の産業別労働組合における中小企業労働者の組織率は低迷し、組合の要求はしだいに、階層化された労働

市場の上澄みに位置する大企業の正規雇用労働者の利害に沿ったものに終始する傾向を深めていったと見られる。とくにグローバル化に従い企業側が海外への生産拠点シフトというオプションを有するに至って、労働組合側がつねに交渉劣位に立たされる環境が固定化したといえよう。結果として労働法・慣行の規制緩和論が吹き荒れ、現在その渦中では、かつての労働運動や判例理論が築き上げた解雇制限法理の撤廃、裁量労働制の採用などが推進されるなか、戦後築き上げられた安定的な雇用慣行は音を立てて崩壊しつつあり、結果として中小企業労働者はふたたびミニマムな労働基準による最低線の保障のもとに回帰しつつあるとみられる。

かような規制緩和の渦中であって、問い直されるべき論点の一つは、日本の過去の安定的な雇用慣行のなかで実現されたと考えられる「技能形成」の問題である。終身雇用を前提とする年功賃金・昇進といった労働慣行が、労働者に技能形成のインセンティブを提供し、終身雇用の屋台骨である企業の業績向上への関心を掻き立て、法人資本主義とも称された忠誠主義を生みだして、業界他社との激しい競争や系列親企業の厳しい改善要求への対応を通じて国際競争力創出の基盤を担った一因とも考えられている⁷。このような見方はけっして大企業労働者に限らず、産業高度化の基盤を支えた中小企業セクターにおいても基本的に妥当する理解であろう。

以上に鑑みれば、アジア諸国に対して労働法制面における日本の中小企業の経験を語る際に、ただ単に、ミニマムな労働基準のもとで低賃金労働力を確保し、下請け系列関係を基盤とする産業競争力に貢献したと説明するのみでは、貧困に過ぎるであろう。ミニマムな労働基準に加えて、戦後労働運動が蓄積した雇用慣行があり、それが中小企業の雇用現場における技能形成にも一定の役割を果たした経緯がより精査され、教訓としてアジア諸国に向けて語られてしかるべきであると考えられる。

3-5. 中小企業の貿易対応

輸出立国・日本の中小企業は、つねに折々の時代環境に応じて厳しい貿易対応を迫られてきた。為替自由化以前には輸出の先陣を切る勢いであったが、1970年代ドル・ショック以降には為替変動の荒波に翻弄され、円高期に輸出競争力の減退に苦しみ、一転1980年代のレーガン・ドル高時代には日米貿易摩擦のもとで輸出面では輸出自主規制の余波を食い、輸入面では輸入割当て制度の撤廃圧力に晒され、さらに1980年代半ばプラザ合意以降の急激な円高時代には輸出競争力の減退と流れ来る安価な輸入品による価格破壊・流通崩壊に悩んで、海外投資ブームに便乗する動きなどを生じた。

円高時代の中小企業の海外投資は、政府系金融機関や民間銀行等による海外投資促進金融や投資情報提供などに煽られるごとくに展開したが、しだいに投資先諸国の法制度の安定性・透明性というリスクに直接晒されていくことになった。多くの投資家は、当初は労

⁷ 日本ILO協会・タマサート大学人的資源研究所・タイ国大学庁(1990)『日本の労働事情』、小池和夫(1997)『日本企業の人材育成』中公新書、尾高煌之助(1984)『労働市場分析』岩波書店、ほか。

賃・地価などの生産コストの安さに加えて、外資法による所得税・関税減免措置などの投資優遇措置に惹かれて投資進出を決めたが、しかし進出後に外資法の不透明運用、現地の産業政策上の各種パフォーマンス義務(国産部品調達義務や輸出義務など)、競争法や消費者保護法などを根拠とする介入主義行政、労働法制や環境法制の不備、商取引法の不備、紛争解決制度の質的問題といった多くの不測の法制課題に直面し⁸、結果として採算ラインに乗せられず撤退を余儀なくされる事態も多発した。

こうした教訓は、中小企業の国際化にとって、日本国内の制度構築のみならず関係諸国の法制基盤の適正化が重要であることを強く示唆している。まさに日本からの二国間 ODA 法整備支援⁹、また FTA/EPA や APEC といった地域的な制度構築協力の必要性が高まっている¹⁰。

他方で日本国内に踏みとどまって国際競争に耐えつづける中小企業にとっても、近隣アジア諸国の法制度は重大な問題をもたらす。たとえば労働法や環境法の保護水準が国ごとにまちまちである状況では、保護水準の低い国で生産を行う企業がよりコスト競争力を享受するという不当な結果を招き、ひいては各国の法的保護水準の引き下げ合戦(ソーシャル・ダンピングやエコ・ダンピング)を生起していくおそれを伴う。日本国内に踏みとどまって競争を持続する企業にとって、近隣諸国の法制度の適正化を通じたフェアな競争基盤の創出は、きわめて重大関心事となる。

4. 国際的な中小企業政策方針の動揺

4-1. 国際機関の規制緩和型モデル

アジア諸国において中小企業政策の立案を支援する国際開発機関の政策的スタンスは、顕著な規制緩和志向を示している。ここで例として、ベトナムの 2006 年「中小企業開発マスタープラン 2006-2010」策定過程で中心的な役割を果たしたアジア開発銀行(ADB)の支援内容に着眼してみる。2003 年時点で ADB が策定した”Roadmap”やその具体化である“Action Plan”は、ベトナム投資計画省の”SME Policy Matrix”に直接反映され、また同省傘下の中小企業開発庁(ASMED)の設置に結びつくなど影響力をもった。その目標は起業環境整備、金融アクセス促進、土地アクセス促進、輸出市場アクセス促進、など一見して網羅的であるが、しかし具体的な施策の内容は、もっぱら基本的な法制改革に言及するにとどまり(起業促進のために「企業法」の企業登録制度の規制緩和、金融アクセスのために担保

⁸ 金子由芳(1998)『アジア法の可能性』(大学教育出版)第二章など。

⁹ 香川孝三・金子由芳(2007)『法整備支援論—制度構築の国際協力入門』(ミネルヴァ書房)。

¹⁰ 金子由芳(2003)「アジア広域 FTA の法政策論的展望—「非貿易的関心事項」をめぐるデファクト・スタンダードへの対応—(1)(2)」、『国際協力論集』11 巻 1 号 p. 49-81・2 号 53-72; 同(2006)「アジア統合構想における法形成の選択肢—投資ルールを素材に」、アジア法学会編(2006)『アジア法研究の新たな地平』成文堂。

制度改革や会計原則・情報開示制度の規制緩和、土地アクセスのために土地登記の促進、市場アクセスのために技術移転規制などの規制緩和等)、日本の中小企業政策において実施されてきたような組織化・政策金融・税制優遇・補助金といった具体的な施策はなんら想定されていない。あえていえば官民パートナーシップが強調されているが、具体像は見えない。しかも掲げられているミニマムな法制改革ですら、その内容は社会主義的管理行政を払拭させようとするかのようにもっぱら規制緩和志向に傾斜しており、必要な強行法規を新たに追加する発想はない。

このように ADB の助言になる中小企業政策は、規制緩和論を基調とし、その方針は 2006 年時点の ADB 第二次サブプログラム方針書である”Technical Assistance Report No.38335: Preparing the SME Development Program-Subprogram II”などでも維持され、援助機関の連絡組織による Committee of Donor Agencies (2005) “Comprehensive Framework”でもほぼ踏襲され、最終的にベトナム政府の「中小企業開発マスタープラン 2006-2010」に結びついたと理解される。同マスタープランは 800 ページにも及ぶ大部でありながら、概観するところ、上記の”Roadmap”や”Action Plan”を一步も出ない内容となっている。

このベトナムの例に限らず、国際機関による最近の中小企業政策はかように、規制緩和志向が強い。背景に、開発理論の世界で「制度派」を自称する多様な論客のなかの一派として、とくに新古典派経済学の市場万能・レッセフェール規範に立脚し自由放任主義を制度保障するための法制度をモデルとして確立しようとする理論家たちの議論が影響を与えていよう。すなわち世界銀行周辺の論客のあいだでは、英米流の規制緩和型法制度が金融促進・経済開発をもたらすとする仮説が盛んに取り沙汰されており¹¹、中小企業政策についても、介入主義的施策による競争促進・雇用促進等の効果は認められないと断定し、制度構築の課題は規制緩和・所有権確定・契約履行制度の整備のみで十分だとする議論が強調されている¹²。

このような規制緩和論の風潮は、日本からの中小企業政策面での支援と対立しあうおそれがある。事実ベトナム向けには、1990 年代半ばから日本の市場経済化促進支援(いわゆる「石川プロジェクト」)が実施され、日本の高度成長期における産業政策牽引型の開発戦略をモデル・ケースとする見地から、国有企業改革や中小企業をとりこむ企業集団化・組織

¹¹ La Porta, R., Lopez-De-Silanes, F., Shleifer, A. & Vishny, R. W. (1996) “Law and Finance,” NBER Working Paper 5661 (Subsequently published at 106 *Journal of Political Economy* 1113)をきっかけとする一連の「法系論」の議論であり、これを受けて Mahoney, P. G. (2001) “The Common Law and Economic Growth: Hayek Might Be Right,” 30 *J. Legal Stud.* 503; Shleifer, A., Glaeser, E., La Porta, A., Lopez-De-Silanes & Djankov, S. (2003) “The New Comparative Economics,” Institute for Economic Research, Harvard University, Institute Research Discussion Paper No.2002; Levine R. (2005) “Law, Endowments and Property Rights,” *Journal of Economic Perspectives*, 19-3 など、英米流の規制緩和型制度の優位性を説く同様の論考が花開いている。

¹² たとえば Beck T, Demirgüç-Kunt, A. & Levine R. (2005) “SMEs, Growth, and Poverty,” NBER Working Paper Series, National Bureau of Economic Research.

化などの介入主義的政策戦略が示唆された。その後も中小企業開発庁に対する長期専門家の派遣や技術訓練センターの設置支援などを通じて、日本の制度経験を踏まえた助言が継続されている。しかしこのように国家の役割を重視する日本の支援方針は、いまや ADB 指導にかかる規制緩和基調のマスタープランがベトナムの政策戦略の中核に据えられた状況において、どのような関係に立つべきか再考を迫られているとみられる。この点の調整へ向けたひとつの現実的な方向性は、石川プロジェクトと同時期に日本からベトナム向けに開始されたもう一つの ODA 知的支援である「法整備支援」が示唆しているように考えられる。「法整備支援」においては自由主義的な市場制度基盤の整備を旨として、民法典・民事訴訟法典・公的司法訓練といったあくまで市場活動の基盤整備に傾注し、石川プロジェクトとの対比で介入主義色はきわめて薄い。ここで再度便宜的に上記 1-2 節の図表 2 に立ち返れば、世銀・ADB の規制緩和主義を (D) に位置づけ、石川プロジェクトを (A) ないし (B) に位置づけたとき、その両者の対立局面を調整する方向性として、「法整備支援」が徹底して維持してきた透明詳細な制度基盤構築の姿勢 (C) が重要な示唆を含んでいるのではないか。

4-2. 体制移行諸国の教訓

ただし他方で、国際援助においては、アジア地域における世銀・ADB 主導の規制緩和型の中小企業政策とは異なる潮流も存在している。とくにロシア・東欧地域の体制移行過程の制度経験のなから、世銀・EBRD などが指導した規制緩和型の制度構築がなんらの役割も果たさず、むしろ弊害が大きかったとする反省が実証的に語られる向きがある¹³。これら移行諸国で論じられている代替的な中小企業政策の選択肢は、国家主導の産業政策を重視し、輸出促進・補助金・制度金融によるソフトローンなどを駆使する、まさに高度成長期の日本の中小企業政策を思わせる施策に他ならない。その代表例は、1991 年体制移行直後から独立した競争委員会を設置していたロシアが 1998 年の行政機構改革により、中小企業育成や国家独占分野の統制などの産業政策をも統括する「独占禁止・企業支援省」を発足させた例である。

このように中小企業政策の方向性は国際的にも動揺の渦中にある。上記 1-2. で提示した制度理解の枠組みに沿って整理するなら、世銀・ADB 等の国際機関がアジア諸国に推奨する規制緩和路線 (図 2 の D) は必ずしも確立された国際モデルというわけではなく、規制緩和路線の失敗からその対極の国家介入主義的な政策方針 (図 2 の A) へと大きく舵を転換させる移行諸国の例も存在している。こうした国際的分岐の渦中で、日本はどのような支援方針を打ち出していくべきなのであろうか。

¹³ たとえば McIntyre, R.J. and Dallago, B. ed. (2003) *Small and Medium Enterprises in Transitional Economies*, Palgrave Macmillan 参照。

5. 日本モデル再考

日本から発信可能な中小企業政策のエッセンスは、えてして高度成長時代の産業政策がリードした国家介入主義的な政策誘導のイメージで語られやすい。本章 2 節各項で辿った中小企業政策の過去の変遷は、まさに図 2 の A の位置づけを髣髴とさせる。しかしながらそうした介入主義的な政策方針は、あくまで産業行政の中核で立案構想されてきた狭義の「中小企業政策」のありかたに過ぎず、本章 3 節各項でみたように、日本の中小企業の現実の経営行動をとりまく法制度の範疇は、もっとずっと多様で広範であったことが留意されねばなるまい。そしてそれら法制度は総じて、市場内存在どうしの競争関係や監視圧力を活性化する詳細・透明な制度設計で成り立つ傾向にあり、おりおりの中小企業政策による介入主義的施策もまたそれらの市場制度基盤との調和的な関係を前提に補完的形式で導入されてきたことがうかがわれる(図 2 の C)。

たとえば中小企業の金融促進を支えたものは、政策金融機関の整備に勝るとも劣らず、地方銀行や民間中小金融機関の融資活動の基盤をなした担保法・倒産法などの債権回収法制であったはずである。また、中小企業の経営効率化を支えたコーポレート・ガバナンス制度は、行政のアメ(補助金)とムチ(行政罰)による介入的監視以上に、市場内存在である税理士や中小企業診断士の客観的評価であり、また債権者・従業員・取引先といったステークホルダーの監視圧力であったし、そうした監視機能を保障するうえでは会社法上の監査制度や情報開示や取締役責任追及制度といった強行法規も役割を果たしてきたといえ、安易な規制緩和論には便乗しがたい。また、中小企業の競争環境は、けっして産業行政主導の独占禁止法適用除外によって利された側面ばかりではなく、むしろ中小企業セクターは垂直的取引関係の適正化において(系列下請けにおける優越的地位濫用規制)、また水平的関係の是正において(大企業による市場支配的地位濫用規制)、独占禁止法の改悪阻止・適用促進キャンペーンに与する側に立ちつづけた側面もまた忘れられてはなるまい。また、中小企業の技術力を支えたものが、行政主導の技術指導や技能訓練ばかりではなく、労働者の長期雇用を通じて自己研鑽にインセンティブを与え続けた労働法制・慣行(ブルーカラーのホワイトカラー化とも称される解雇制限法理や右肩上がりの年功制度)のありかたであったろう。また、貿易投資自由化時代に中小企業の国際化対応を支えたものは、国家主導の政策誘導ばかりではなく、なによりも円高・高賃金の荒波に対してコスト削減と改善活動に心血を注ぎ込んだ各企業の自助努力の賜物であったろう。

アジア諸国の中小企業もまた、日本の成長過程の中小企業が抱えたと同様の課題に直面している。グローバル化時代に生き残りをかけた国際競争力の達成へ向けては、課題は、金融アクセスの限界、経営効率化、技術力の不足、大企業や外資との競合、と多様に山積している。これらの厳しい課題を乗り越えていくうえで、国家主導の施策に安易に期待しようとする中小企業オーナーの声は随所で聞かれるところであり、筆者のアジア諸国での中小企業ヒアリングの際にもつねづね、日本政府の支援策の詳細を教えてくださいという要請に出会う。しかし日本の中小企業が現実に歩んできた経験は、けっして国家主導の施策へ

の安易な依存一辺倒ではなく、むしろそのような依存は政策誘導の誤りに翻弄されかねないリスクを伴うことが彼らに対して指摘されねばなるまい。そのような指摘を含まぬままに、行政主導の狭義の中小企業政策の側面のみが取り出されて日本の経験として伝えられることは、偏面的であり、支援態度として正確ではあるまい。日本の中小企業の競争力を支えた本質は、たゆみない自助努力の重要性にあり、またその努力を側面的に促がした民間金融、ステークホルダーによるガバナンス圧力、独禁法が曲りなりに実施され続けた競争環境、といった総合的かつ透明・詳細な市場内の制度環境のゆえんであったという全体的理解が、いまこそ日本の教訓として再点検され、アジア諸国へ向けて発信されていくべきではあるまいか。

神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子 由芳

【中小企業関連法制史】

	中小企業関連動向	中小企業関連法制
復興期 1945-1954年 (昭和 20~29年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁発足(1948) ・ 国民金融公庫(1949)、中小企業金融公庫(1953)設立 <p>※金融、組織化、診断・指導という、中小企業政策における基礎的ツールが整備される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独占禁止法(1947) ・ 中小企業等協同組合法(1949) ・ 国民金融公庫法(1949)、中小企業金融公庫法(1953) ・ 商工会議所法(1950)
高度成長前期 1955-1962年 (昭和 30~37年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済復興を経て、昭和 30 年代前半には、日本の経済活動はほぼ戦前の水準に回復。 ・ 高度成長の過程において中小企業と大企業の生産性・賃金・資金調達における諸格差が顕在化(二重構造)。 ・ 中小企業の高開業率、企業数の増加。 <p>※二重構造是正のため、法律・制度・機関等の一層の充実に加え、業種別の産業高度化政策への移行が進展した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業業種別振興臨時措置法(1960) ・ 百貨店法(1956) ・ 中小企業団体組合法(1957) ・ 中小企業信用保険公庫(1958) ・ 商工会の組織等に関する法律(1960)
高度成長後期 1963-1972年 (昭和 38~47年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二重構造の格差是正、貿易為替自由化による開放経済体制への移行を踏まえ、中小企業の成長発展を図ることが日本における急務の課題と認識され「中小企業基本法」制定。 ・ これまで中小企業者は施策ごとに定められていたが、「中小企業基本法」において、その大宗の中小企業の範囲を規定し、中小企業における産業の高度化政策を実施された。 ・ 中小企業の株式市場からの資本調達困難性から投育法を制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業近代化促進法(1963) ・ 中小企業近代化資金助成法(1963) ・ 中小企業高度化資金融通特別会計法(1963) ・ 中小企業基本法(1963) ・ 中小企業投資育成株式会社法(1963) ・ 中小企業指導法(1963)

	中小企業関連動向	中小企業関連法制
安定成長期 1973-1984年 (昭和48~59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校設立により経営管理、技術等の研修制度の整備が前進。 <p>※生産性向上を図るための設備の近代化や経営規模の拡大を重視した従来の政策から産業構造政策と「知識集約化」の方向性が強調され、事業の多面的向上に資する技術、人材、情報等ソフトな経営資源の充実を図る必要性が認識される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(1973) ・中小小売商業振興法(1973) ・中小企業事業転換対策臨時措置法(1976→1986年改正) ・特定不況地域中小企業対策臨時措置法(1978) ・産地中小企業対策臨時措置法(1979)
転換期 1985-1998年 (昭和60~平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年のプラザ合意に端を発する円高不況を契機に内需主導経済への転換が求められる。 ・平成2年のバブル崩壊後、長期の経済低迷へ。 ・親企業の海外進出によるリスク分散等の必要性から独立性の高まり→より自由度が高く専属製の薄れたネットワーク型の下請分業構造へと変化しつつあると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業転換法(1986) ・特定地域中小企業対策臨時措置法(1986) ・特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(1992) ・中小企業流通業務効率化促進法(1992) ・中小企業新分野進出等円滑化法(1993) ・中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(1995) ・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(1997) ・中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(1998) ・中心市街地活性化法(1998)
現在 1999~ (平成11年以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・開業率低下、廃業率の高止まり ・グローバル化による大競争時代へ ・指導から支援へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新中小企業基本法(1999) ・中小企業支援法(2000)

(出典)佐々木利廣・白石善章・田中道雄『中小企業経営の構図』税務経理研究会、2002年。

中小企業庁編『中小企業政策の新たな展開』同友館、1999年。

中村秀一郎・秋谷重男・清成忠男・山崎充・坂東輝夫『現代中小企業史』日本経済新聞社、1981年。

【参考文献】

【邦語文献】

- 相田利雄・小川雅人・毒島龍一(2002)「現代の中小企業」創風社
- 有田辰男(1987)「戦後中小企業政策の展開-1-経済復興期の中小企業政策」『名城商学』Vol.37, No.3
- (1988)「戦後中小企業政策の展開-2-高度成長前半期の中小企業政策」『名城商学』Vol.38, No.1
- (1988)「戦後中小企業政策の展開-3-高度成長後半期の中小企業政策」『名城商学』Vol.38, No.3
- (1989)「戦後中小企業政策の展開-4-低成長期の中小企業政策」『名城商学』Vol.39, No.1
- (1989)「戦後中小企業政策の展開-5-産業構造調整期の中小企業政策」『名城商学』Vol.39, No.3
- (1990)「戦後日本の中小企業政策」日本評論社
- (2001)「中小企業政策と創業支援政策：「中小企業基本法」の改正に関連して」『東京経大學會誌』Vol.221
- 伊東岱吉(1987)「経済構造変動と中小企業」中央経済社
- 糸園隆男(1978)「日本の社外工制度」ミネルヴァ書房
- 今井賢一・小宮隆太郎編(1989)「日本の企業」東京大学出版会
- 今井賢一・伊丹敬之・小池和男(1982)「内部組織の経済学」東洋経済新報社
- 井村喜代子(2000)「現代日本経済論 新版」有斐閣
- 植田浩史(2004)「現代日本の中小企業」岩波書店
- (2004)「戦時期日本の下請工業—中小企業と『下請=協力工業政策』—」ミネルヴァ書房
- 植田浩史・本多哲夫・桑原武志・義永忠一(2006)「中小企業・ベンチャー企業論」有斐閣
- 上林貞治郎・牟礼早苗(1972)「日本産業の発展と中小企業問題」所書店
- 及川勝(2005)「平成17年度中小企業政策「新連携」等について--中小企業新事業活動促進法の概要」『中小企業と組合』Vol.60, No.5
- 太田進一(1987)「中小企業の比較研究」中央経済社
- 太田辰幸(2003)「アジア経済発展の奇跡—政治制度と産業政策の役割」文眞堂
- 大林弘道(1996)「中小企業政策の新しいパラダイム (佐藤芳雄教授退任記念号)」『三田商学研究』Vol.38, No.6
- 尾高煌之助(1984)「労働市場分析」岩波書店
- (1989)「アジアの熟練—開発と人材育成」アジア経済研究所

- 香川孝三・金子由芳編(2007)「法整備支援論 ―制度構築の国際協力入門―」ミネルヴァ書房
- 楫西光速編(1957)「現代日本資本主義体系Ⅱ 中小企業」弘文堂
- 加藤誠一・水野武・小林靖雄編(1977)「現代中小企業基礎講座 第1～4巻」同友館
- 金井貴嗣・山部俊文・江口公典・土田和博(1999)「経済法」有斐閣
- ・泉水文雄・川浜昇(2006)「独占禁止法」弘文堂
- 金子由芳(1998)「アジア法の可能性」大学教育出版
- (2003)「アジア広域 FTA の法制論的展望 ―『非貿易的関心事項』をめぐるデファクト・スタンダードへの対応― (1)(2)」『国際協力論集』11巻1号・2号
- (2004)「アジア危機後の金融法制改革 ―法整備支援の実践的方法論をさぐって」信山社
- (2006)「アジア統合構想における法形成の選択肢 ―投資ルールを素材に―」アジア法学会編『アジア法研究の新たな地平』成文堂
- (2007)「ベトナム 2004 年競争法の概要と性格」『公正取引』2007. 4月号
- 川上義明(1993)「現代日本の中小企業 ―構造とビヘイビア―」税務経理協会
- 河崎亜州夫(2002)「日本中小企業の適応と変化」八千代出版会
- 北原淳編(2002)「アジアの経済発展における中小企業の役割」日本図書センター
- 清成忠男(1970)「日本中小企業の構造変動」新評論
- (1985)「中小企業」日本経済新聞社
- (1990)「中小企業読本」(第2版)東洋経済新報社
- (1993)「中小企業ルネッサンス」有斐閣
- 経済産業通商政策局 APEC 推進室(2003)「APEC 諸国・地域における債権回収手続きの実情に関する研究報告書」
- 現代企業研究会編(1994)「日本の企業間関係 ―その理論と実態―」中央経済社
- 車戸實(1986)「中小企業論」八千代出版
- 黒瀬直宏(1992)「複眼的中小企業理論上」専修大学商学研究所報三四巻第一号
- (1993)「複眼的中小企業理論下」専修大学商学研究所報三四巻第四号
- (1997)「中小企業政策の総括と提言」同友館
- (2006)「国際公共政策叢書 9 中小企業政策」日本経済評論社
- 小池和男(1981)「中小企業の熟練 ―人材形成のしくみ―」同文館
- ・猪木武徳(1987)「人材形成の国際比較 ―東南アジアと日本―」東洋経済新報社
- (1997)「日本の熟練―すぐれた人材形成システム―」有斐閣
- (1997)「日本企業の人材育成」中公新書
- 小林靖男(1993)「日本の中小工業 ―その経営視点―」同友館
- 小宮山琢二(1941)「日本中小工業研究」中央公論社

- 作本直行編(2002)「アジアの経済社会開発と法」日本貿易振興会アジア経済研究所
- さくら総合研究所環太平洋研究センター(1990)「アジアの経済発展と中小企業」日本評論社
- 佐々木利廣・白石善章・田中道雄(2002)「中小企業経営の構図」税務経理研究会
- 佐竹隆幸(2000)「現代中小企業の存立と構造変動」『中小企業季報』No1
- 佐藤芳雄(1976)「寡占体制と中小企業」有斐閣
- 篠原三代平(1961)「日本経済の成長と循環」創文社
- 下谷政弘(1993)「日本の系列と企業グループ」有斐閣
- 正田彬ほか編(1990)「現代経済法講座」(全10巻)三省堂
- 末岡俊二(1995)「下請中小企業研究」文眞堂
- 末松玄六・滝沢菊太郎編(1967)「適正規模と中小企業」
- 鈴木茂・井内尚樹・大西広編(1999)「中小企業とアジア」昭和堂
- 鈴木多加史(1995)「日本の産業構造」中央経済社
- 関満博(1992)「現代中国の地域産業と企業」新評論
- 高田亮爾(1989)「現代中小企業の構造分析—雇用変動と新たな二重構造—」新評論
- (2003)「現代中小企業の経済分析—理論と構造」ミネルヴァ書房
- 瀧澤菊太郎(1992)「現代中小企業論」日本放送出版協会
- 瀧澤菊太郎・小林靖夫(1996)「中小企業とは何か」有斐閣
- 田杉競(1941)「下請制工業論」有斐閣
- 巽信晴・佐藤芳雄編(1988)「新中小企業論を学ぶ」有斐閣
- 中小企業総合研究機構研究部編(1998)「アジア中小企業の現状に関する調査研究」中小企業総合研究機構研究部
- (2001)「アジア諸国におけるベンチャー企業の動向と課題に関する調査研究」中小企業総合研究機構研究部
- (2003)「成果と課題」中小企業総合研究機構研究部
- 中小企業実業団中小企業研究所・瀧澤菊太郎編(1987)「日本経済の発展と中小企業」同友館
- 中小企業庁編(1953)「中小企業・現状と諸問題」日本経済新聞社
- (1963)「中小企業基本法の解説」日本経済新聞社
- (1964)「逐条解説 中小企業近代化の実務」帝国地方行政学会
- (1999)「中小企業政策の新たな展開」同友館
- (2000)「新中小企業基本法—改正の概要と逐条解説」同友館
- (2006)「平成18年度版 中小企業施策総覧」中小企業総合研究機構
- (各年号)「中小企業白書」大蔵省印刷局
- 中小商工業研究所編(2000)「現代日本の中小商工業 国際比較と政策編」新日本出版社
- 通商産業省編(1963)「商工政策史 第12巻中小企業」商工政策史刊行会

- ・通商産業政策史編纂委員会編(1991)「通商政策史 第7巻」通商産業調査会
- 鶴田俊正(1982)「戦後日本の産業政策」日本経済新聞社
- 土屋守章・三輪芳朗編(1989)「日本の中小企業」東京大学出版会
- 寺岡寛(1990)「アメリカの中小企業政策」信山社
- 寺岡寛(1994)「アメリカ中小企業論」信山社
- (1997)「日本の中小企業政策」信山社
- (1998)「日本型中小企業—試練と再定義の時代—」信山社
- (2000)「中小企業製作の日本的構図—日本の戦前・戦中・戦後—」信山社
- (2001)「中小企業と政策構想—日本の政策論理をめぐって—」信山社
- (2002)「中小企業の社会学」信山社
- (2003)「中小企業政策論—政策・対象・制度—」信山社
- (2004)「競争力構造と政策論理をめぐって—比較中小企業政策論の課題」『中京企業研究』 No.26
- (2004)「比較中小企業政策論の方法論をめぐって」『中京企業研究』 No.26
- (2005)「中小企業の政策学—豊かな中小企業像を求めて—」信山社
- 中村精(1983)「中小企業と大企業～日本の産業発展と準垂直的統合」東洋経済新報社
- 中村秀一郎・秋谷重男・清成忠男・山崎充・坂東輝夫(1981)「現代中小企業史」日本経済新聞社
- 二場邦彦(1999)「『構造変化』と中小企業政策の方向性」『同志社商学』 Vol.51, No.1
- 日本ILO協会・タマサート大学人的資源研究所・タイ国大学庁(1990)「日本の労働事情」
- 日本中小企業学会編(1985)「下請・流通系列化と中小企業」同友館
- (1992)「企業間関係と中小企業」同友館
- (1999)「中小企業 21世紀への展望」同友館
- (2000)「新中小企業像の構築」同友館
- (2001)「中小企業政策の『大転換』」同友館
- 平川均・劉進慶・崔龍浩編(2006)「東アジアの発展と中小企業—グローバル化のなかの韓国・台湾」学術出版会
- 平塚大祐編(2007)「東アジアの挑戦—経済統合・構造改革・制度構築—」アジア経済研究所
- 福島久一編(2002)「中小企業政策の国際比較」新評論
- 福島久一(2006)「現代中小企業の存立構造と動態」新評論
- 藤田敬三・藤井茂編(1973)「発展途上国の工業化と中小企業」有斐閣
- 藤田敬三・竹内正巳編(1993)「中小企業論」
- 藤田敬三(1965)「日本産業構造と中小企業」岩波書店
- 本多哲夫(1985)「中小企業論」高文堂出版社

- 前川恭一・吉田敬一(1980)「西ドイツの中小企業」新評論
- 前川恭一(1993)「現代企業研究の基礎」森山書店
- 松島茂(1998)「中小企業政策史序説：中小企業庁の設立を中心に (<特集>現代経済と企業システム III.歴史からの検証)」『社会科学研究』Vol.50, No.1
- 万仲修一(1990)「現代の企業理論」文真堂
- 三井逸友(1991)「現代経済と中小企業」青木書店
- (1995)「欧州連合と中小企業政策」白桃書房
- (2001)「現代中小企業の創業と革新」同友館
- 三宅順一郎(1988)「中小企業政策史の研究」時潮社
- (2003)「中小企業政策の新展開」『奈良県立大学研究季報』Vol.14, No.2・3
- 村中孝史・Th. トーマンドル編(2000)「中小企業における法と法意識」京都大学学術出版
- 牟礼早苗(1982)「中小企業政策論」森山書店
- (1989)「現代中国の中小企業」森山書店
- 百瀬恵夫・伊藤正昭編「現代中小企業論」白桃書房
- 百瀬恵夫(1989)「中小企業組合の理念と活性化」白桃書房
- 森本隆男(1979)「西ドイツ手工業論」森山書店
- (1987)「西ドイツ中小企業論」森山書店
- 森本隆男編(1994)「中小企業論」八千代出版
- 由井常彦(1964)「中小企業政策の史的研究」東洋経済新報社
- 吉田和夫編(1989)「企業と規制」清文社
- 吉野直行・渡辺幸男編(2006)「中小企業の現状と中小企業金融」慶応義塾大学出版会
- 渡辺睦(1991)「日本中小企業の理論と運動」新日本出版
- 渡辺利夫編(2004)「東アジア経済連携の時代」東洋経済新報社
- 渡辺俊三(1992)「中小企業政策の形成過程の研究」広島修道大学総合研究所
- (2003)「戦後再建期の中小企業政策の形成と展開」同友館
- 渡辺幸男・黒瀬直宏・小川正博・向山雅夫(2006)「21世紀中小企業論 ―多様性と可能性を探る―」有斐閣

【外国語文献】

- La Porta, R., Lopez-De-Silanes, F., Shleifer, A. & Vishny, R.W.(1996) “Law and Finance”, NBER Working Paper 5661 (Subsequently published at 106 Journal of Political Economy 1113)
- Levine R. (2005) “Law, Endowments and Property Rights”, Journal of Economic Perspectives, 19-3

- Beck T, Demirgüç-Kunt, A, & Levine R. (2005) “SMEs, Growth, and Poverty,” NBER Working Paper Series, National Bureau of Economic Research.
- McIntyre, R.J. and Dallago, B. ed. (2003) *Small and Medium Enterprises in Transitional Economies*, Palgrave Macmillan.
- Mahoney, P.G. (2001) “The Common Law and Economic Growth: Hayek Might Be Right”, *Journal of Legal Studies* 30, 503
- Pistor, K. & Wellons, P. (1999) *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-1995*, Oxford University Press
- Shleifer, A., Glaeser, E., La Porta, A., Lopez-De-Silanes & Djankov, S. (2003) “The New Comparative Economics”, Institute for Economic Research, Harvard University, Institute Research Discussion Paper No. 2002

フィリピンの産業・企業規模に基づく事業所数(2003)

TABLE A. NUMBER OF ESTABLISHMENTS BY INDUSTRY AND FIRM SIZE (2003)

PSIC	Industry	ALL	MSEMs						Large Enterprises			
		Total Number	Micro No.	% of total estab.	Small No.	% of total estab.	Medium No.	% of total estab.	Total MSMEs	% of total estab.	No.	% of total estab.
A.	Agriculture, Hunting and Forestry	3,125	1,468	47.0	1,434	45.9	101	3.2	3,003	96.1	122	3.9
B.	Fishery	1,145	517	45.2	570	49.8	30	2.6	1,117	97.6	28	2.4
C.	Mining and Quarrying	328	198	60.4	105	32.0	13	4.0	316	96.3	12	3.7
D.	Manufacturing	123,406	108,898	88.2	12,163	9.9	1,022	0.8	122,083	98.9	1,323	1.1
E.	Electricity, Gas and Water	1,241	492	39.6	540	43.5	111	8.9	1,143	92.1	98	7.9
F.	Construction	2,675	1,486	55.6	975	36.4	104	3.9	2,565	95.9	110	4.1
G.	Wholesale and Retail Trade	434,650	415,753	95.7	18,220	4.2	406	0.1	434,379	99.9	271	0.1
H.	Hotels and Restaurants	88,624	81,563	92.0	6,856	7.7	144	0.2	88,563	99.9	61	0.1
I.	Transport, Storage and Communications	14,318	10,768	75.2	3,204	22.4	186	1.3	14,158	98.9	160	1.1
J.	Financial Intermediation	24,061	18,438	76.6	5,459	22.7	74	0.3	23,971	99.6	90	0.4
K.	Real Estate, Renting and Business Activities	38,940	34,427	88.4	3,875	10.0	277	0.7	38,579	99.1	361	0.9
M.	Education	9,338	4,928	52.8	3,898	41.7	285	3.1	9,111	97.6	227	2.4
N.	Health and Social Work	28,201	26,697	94.7	1,287	4.6	113	0.4	28,097	99.6	104	0.4
O.	Other Community, Social and Personal Service Activities	40,310	37,995	94.3	2,199	5.5	56	0.1	40,250	99.9	60	0.1
	All Industries	810,362	743,628	91.8	60,785	7.5	2,922	0.4	807,335	99.6	3,027	0.4

(Source) SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES STATISTICAL REPORT 2005

フィリピンの産業・企業規模に基づく従業員数(2003)

TABLE B. NUMBER OF EMPLOYEES BY INDUSTRY AND FIRM SIZE (2003)

PSIC	Industry	ALL	MSEMs								Large Enterprises	
		Total Number	Micro No.	% of total estab.	Small No.	% of total estab.	Medium No.	% of total estab.	Total MSMEs	% of total estab.	No.	% of total estab.
A.	Agriculture, Hunting and Forestry	127,141	6,243	4.9	36,734	28.9	14,177	11.2	57,154	45.0	69,987	55.0
B.	Fishery	29,684	2,178	7.3	11,012	37.1	3,695	12.4	16,885	56.9	12,799	43.1
C.	Mining and Quarrying	17,274	962	5.6	3,375	19.5	1,838	10.6	6,175	35.7	11,099	64.3
D.	Manufacturing	1,640,042	353,414	21.5	295,607	18.0	143,204	8.7	792,225	48.3	847,817	51.7
E.	Electricity, Gas and Water	79,375	2,274	2.9	16,723	21.1	16,274	20.5	35,271	44.4	44,104	55.6
F.	Construction	148,294	6,651	4.5	24,952	16.8	13,959	9.4	45,562	30.7	102,732	69.3
G.	Wholesale and Retail Trade	1,646,267	1,108,798	67.4	339,437	20.6	55,534	3.4	1,503,769	91.3	142,498	8.7
H.	Hotels and Restaurants	471,467	266,878	56.6	149,209	31.6	18,987	4.0	435,074	92.3	36,393	7.7
I.	Transport, Storage and Communications	273,516	40,010	14.6	74,892	27.4	25,387	9.3	140,289	51.3	133,227	48.7
J.	Financial Intermediation	243,332	76,912	31.6	95,544	39.3	9,891	4.1	182,347	74.9	60,985	25.1
K.	Real Estate, Renting and Business Activities	413,196	102,884	24.9	89,528	21.7	38,225	9.3	230,637	55.8	182,559	44.2
M.	Education	274,772	20,729	7.5	107,332	39.1	39,243	14.3	167,304	60.9	107,468	39.1
N.	Health and Social Work	157,747	60,080	38.1	33,111	21.0	15,297	9.7	108,488	68.8	49,259	31.2
O.	Other Community, Social and Personal Service Activities	188,167	104,092	55.3	43,980	23.4	8,117	4.3	156,189	83.0	31,978	17.0
	All Industries	5,710,274	2,152,105	37.7	1,321,436	23.1	403,828	7.1	3,877,369	67.9	1,832,905	32.1

(Source) SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES STATISTICAL REPORT 2005

フィリピンの従業員規模別に基づく事業所の総従業員数(2000-2003)

TABLE D. TOTAL EMPLOYMENT OF ESTABLISHMENTS BY REGION AND EMPLOYMENT SIZE (2000-2003)

REGION	Size	ALL	MSEMs								Large Enterprises	
	Item	Total	Micro	% of total	Small	% of total	Medium	% of total	Total	% of total	No.	% of total
	Year	Number	No.	Employment	No.	Employment	No.	Employment	MSMEs	Employment		Employment
PHILIPPINES	2003	5,710,274	2,152,105	37.7	1,321,436	23.1	403,828	7.1	3,877,369	67.9	1,832,905	32.1
	2002	5,658,574	2,152,734	38.0	1,347,287	23.8	400,566	7.1	3,900,587	68.9	1,757,987	31.1
	2001	5,657,963	2,151,885	38.0	1,357,662	24.0	399,358	7.1	3,908,905	69.1	1,749,058	30.9
	2000	5,902,186	2,165,100	36.7	1,522,227	25.8	416,686	7.1	4,104,013	69.5	1,798,173	30.5

(source) National Statistics Office

(Note) Micro = 1-9 employees Small = 10-99 employees Medium = 100-199 employees Large = 200 & over